

# 業 務 概 要

第 54 号

(令和5年度実績)

## 新潟県中央福祉相談センター

新潟県中央児童相談所  
新潟県中央身体障害者更生相談所  
新潟県中央知的障害者更生相談所

## 新潟県新発田地域振興局 児童・障害者相談センター

新潟県新発田児童相談所  
新潟県新発田身体障害者更生相談所  
新潟県新発田知的障害者更生相談所

## 新潟県長岡地域振興局 児童・障害者相談センター

新潟県長岡児童相談所  
新潟県長岡身体障害者更生相談所  
新潟県長岡知的障害者更生相談所

## 新潟県南魚沼地域振興局 児童・障害者相談センター

新潟県南魚沼児童相談所  
新潟県南魚沼身体障害者更生相談所  
新潟県南魚沼知的障害者更生相談所

## 新潟県上越地域振興局 児童・障害者相談センター

新潟県上越児童相談所  
新潟県上越身体障害者更生相談所  
新潟県上越知的障害者更生相談所

# 目 次

## 第 1 部 中央福祉相談センター及び児童・障害者相談センターの概要

1 組織	3
2 管轄区域の概要	4
3 相談の流れ	6
4 相談の現況と課題	8

## 第 2 部 各相談所の概要

1 児童相談所の概要	15
(1) 沿革	15
(2) 業務内容	18
(3) 相談及び援助の種類	18
ア 相談の種類及び内容	18
イ 援助の種類及び内容	19
(4) 業務状況	21
ア 相談の状況	21
イ 児童虐待相談の状況	23
ウ 援助件数の状況(調査・診断及び心理療法・カウンセリング等)	26
エ 一時保護の状況	27
オ 里親等	29
カ 佐渡巡回相談	30
キ 療育手帳に係る判定事務	30
ク 専門的技術的援助	31
ケ 保健師活動の状況	32
コ ヤングケアラーコーディネーターの活動状況	33
サ 児童虐待防止のための SNS 相談事業(親子のための相談 LINE)	34
2 身体障害者更生相談所の概要	36
(1) 沿革	36
(2) 業務内容	36
(3) 業務状況	36
ア 相談の状況	37
イ 判定の状況	37
(ア) 自立支援医療(更生医療)の給付判定	38
① 判定状況	38
② 人工透析審査委員会	38
(イ) 補装具費の支給判定	38
ウ 施設入所に係る市町村間の連絡調整	39
エ 専門的技術的援助	39

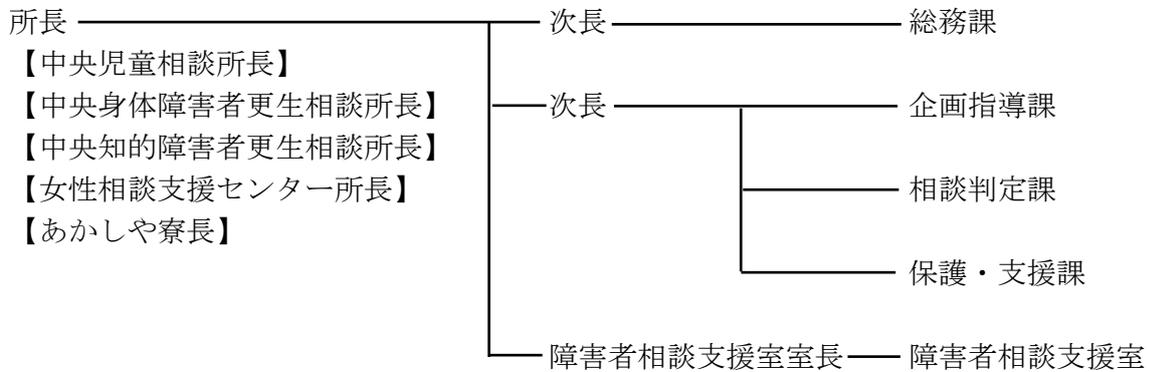
オ	身体障害者手帳の交付事務	39
(ア)	身体障害者手帳の交付状況	39
(イ)	障害程度審査委員会開催状況	40
<b>3</b>	<b>知的障害者更生相談所の概要</b>	<b>41</b>
(1)	沿革	41
(2)	業務内容	41
(3)	業務状況	41
ア	相談の状況	42
イ	判定の状況	42
ウ	療育手帳に係る判定	43
エ	施設入所に係る市町村間の連絡調整	43
オ	巡回相談	43
カ	専門的技術的援助	43
<b>4</b>	<b>視察・見学及び社会福祉援助技術現場実習・ボランティア受け入れ状況</b>	<b>44</b>
(1)	視察・見学研修、相談援助実習	44
(2)	ボランティア	44
<b>第3部</b>	<b>資料</b>	<b>45</b>

# 第1部 中央福祉相談センター及び 児童・障害者相談センターの概要

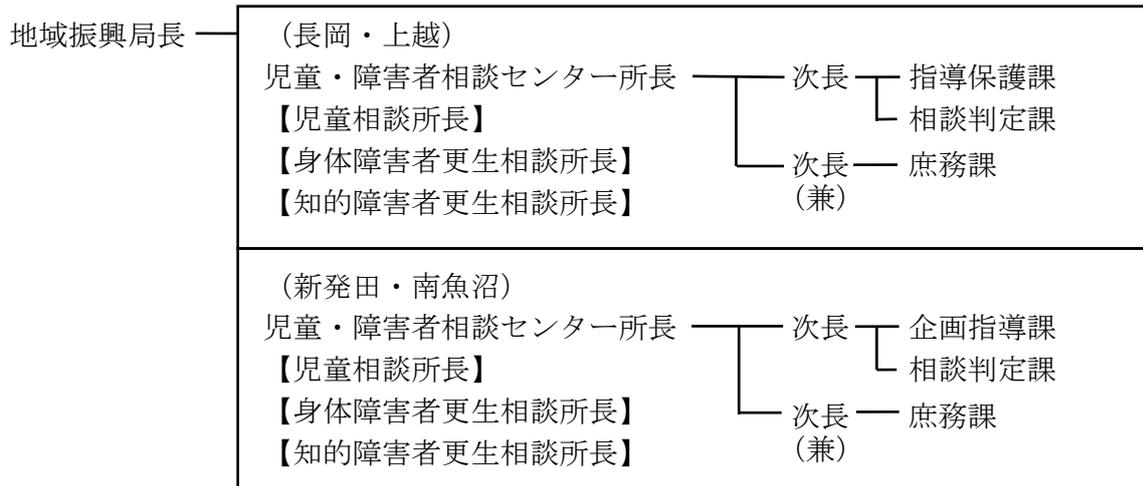
# 第1部 中央福祉相談センター及び児童・障害者相談センターの概要

## 1 組織（令和6年4月1日現在）

### (1) 中央福祉相談センター



### (2) 児童・障害者相談センター

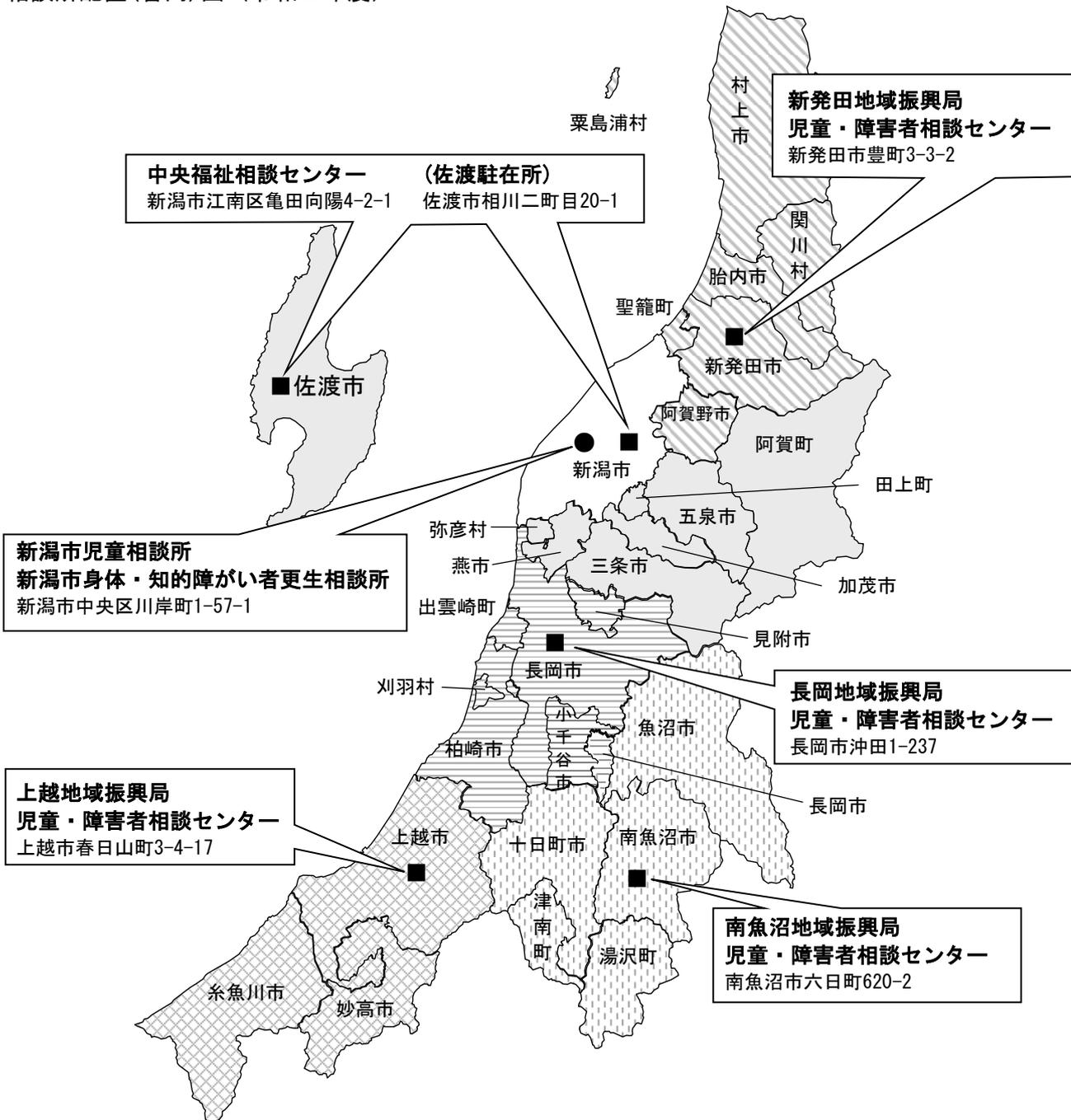


## 2 管轄区域の概要（令和6年度）

児相・身更相・知更相	二次保健医療圏	市町村	人	児	知	身
			口	童 人 口	的 障 害 者 数	体 障 害 者 数
中央	新潟	五 泉 市	44,681	5,404	553	2,240
		阿 賀 町	8,779	707	137	792
	県 央	燕 市	74,745	10,053	791	3,057
		弥 彦 村	7,319	981	80	331
		三 条 市	90,438	11,901	1,063	3,695
		加 茂 市	23,536	2,640	299	1,061
		田 上 町	10,542	1,136	119	500
	佐渡	佐 渡 市	46,871	5,581	681	2,546
小計	5市2町1村	306,911	38,403	3,723	14,222	
新 発 田	下 越	村 上 市	53,189	6,127	553	2,790
		関 川 村	4,567	482	63	312
		新 発 田 市	90,829	12,631	973	3,817
		胎 内 市	26,997	3,341	247	1,154
		粟 島 浦 村	309	30	8	29
		聖 籠 町	14,004	2,440	194	637
	新潟	阿 賀 野 市	38,829	5,155	402	1,824
小計	4市1町2村	228,724	30,206	2,440	10,563	
長 岡	中 越	長 岡 市	256,708	35,552	2,552	9,523
		見 附 市	37,674	5,186	410	1,306
		小 千 谷 市	32,332	4,230	333	1,347
		柏 崎 市	76,427	9,374	802	2,990
		出 雲 崎 町	3,790	396	61	192
		刈 羽 村	4,184	608	55	170
小計	4市1町1村	411,115	55,346	4,213	15,528	
南 魚 沼	魚 沼	魚 沼 市	32,082	4,000	387	1,379
		南 魚 沼 市	52,413	7,310	516	2,232
		湯 沢 町	7,831	777	68	420
		十 日 町 市	46,145	5,658	659	2,263
		津 南 町	8,300	959	87	429
小計	3市2町	146,771	18,704	1,717	6,723	
上 越	上 越	上 越 市	179,987	24,606	2,091	6,748
		妙 高 市	28,581	3,478	580	1,608
		糸 魚 川 市	37,688	4,352	464	1,821
小計	3市	246,256	32,436	3,135	10,177	
新潟市	新潟	新 潟 市	767,713	103,955	6,543	26,852
合計	20市6町4村	2,107,490	279,050	21,771	84,065	

※令和6年4月1日現在（人口は新潟県人口移動調査による推計人口）

相談所配置(管内)図 (令和6年度)



児童福祉施設と所在地 (令和6年4月1日現在)

**乳児院**

- 聖母乳児院 (見附市)
- 新潟市立乳児院 (新潟市)

**児童養護施設**

- 若草寮 (新潟市)
- 新潟天使園 (新潟市)
- 双葉寮 (長岡市)
- 聖母愛児園 (見附市)
- 若竹寮 (上越市)

**児童自立支援施設**

- 県立新潟学園 (新潟市)

**医療型障害児入所施設**

- はまぐみ小児療育センター (新潟市)
- 長岡療育園 (長岡市)

**福祉型障害児入所施設**

- 中井さくら園 (新潟市)
- ふなおか学園 (五泉市)
- まごころ学園 (見附市)
- コロニーにいがた白岩の里  
児童部 (長岡市)
- さざなみ学園 (柏崎市)
- 魚沼学園 (魚沼市)
- にしき園 (妙高市)
- 新星学園 (佐渡市)

**自立援助ホーム**

- たいむ (新潟市)
- ALP青山 (新潟市)
- ツバキ (新潟市)
- とき (新潟市)
- ぶるーむ (新潟市)

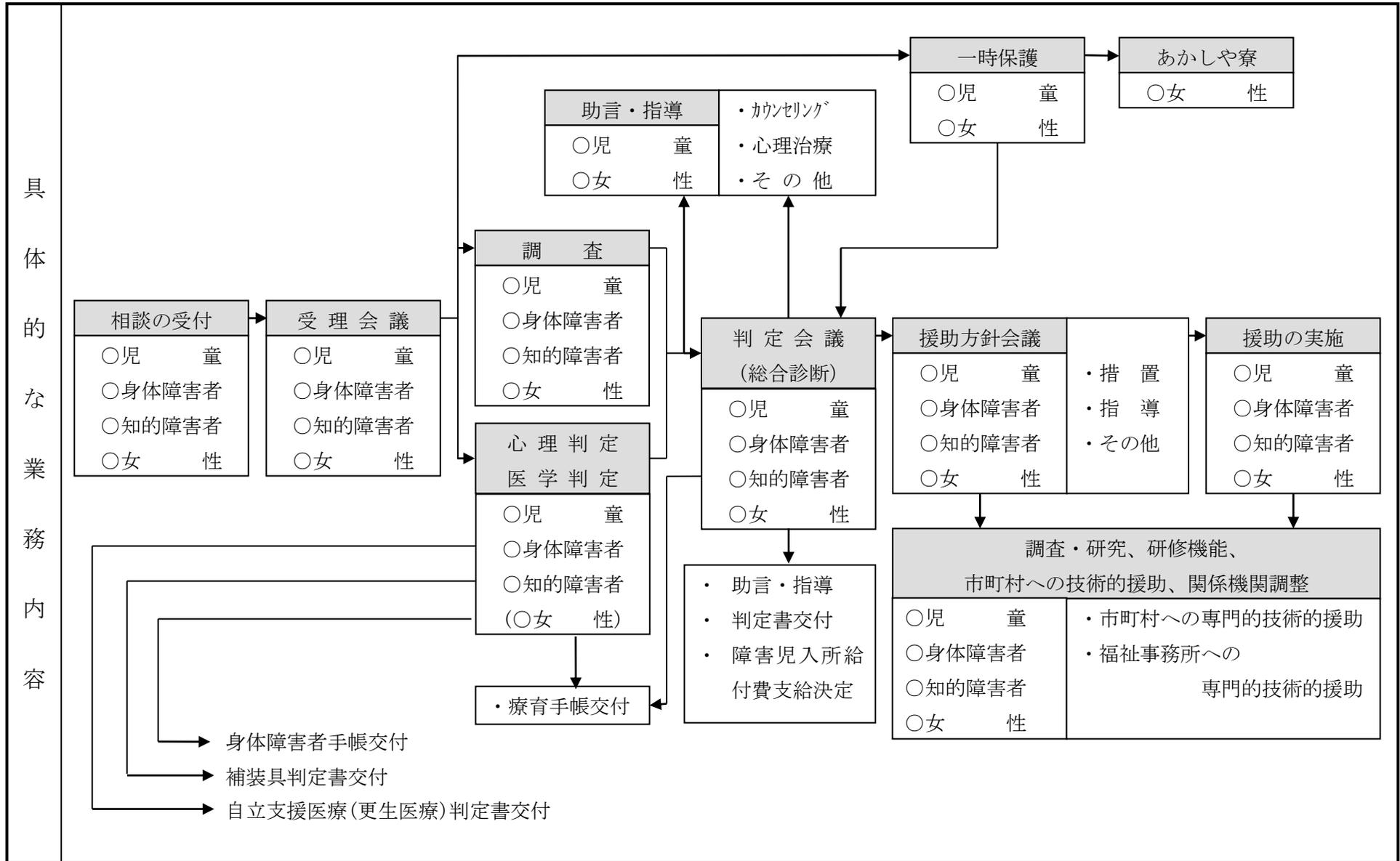
**指定医療機関 (重症心身障害児)**

- 独立行政法人国立病院機構  
西新潟中央病院 (新潟市)
- 独立行政法人国立病院機構  
新潟病院 (柏崎市)
- 独立行政法人国立病院機構  
さいがた医療センター (上越市)

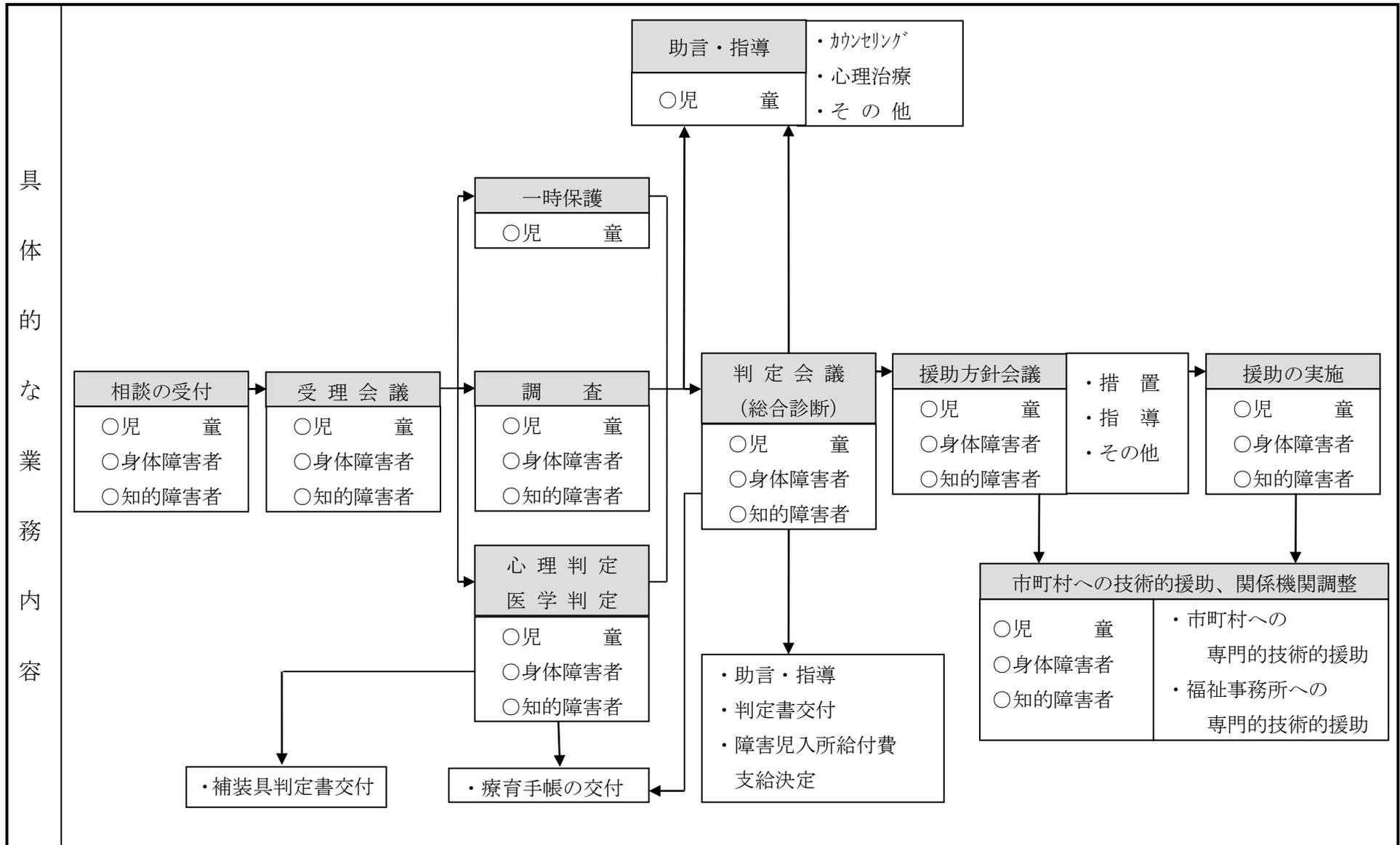
**母子生活支援施設**

- ふじみ苑 (新潟市)
- みこころ荘 (上越市)
- ほおずき荘 (佐渡市)

3 相談の流れ（中央福祉相談センター）※女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター機能付与）及び女性自立支援施設あかしや寮が併設されている



### 3-2 相談の流れ（新発田、長岡、南魚沼、上越の各児童・障害者相談センター）



## 4 相談の現況と課題

### (1) 総合相談体制による相談活動の展開

新潟県では地域福祉推進の観点から、県内6か所（うち1か所は新潟市）に児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を、そのうち1か所に女性相談支援センター（県下全域管轄）を配置し、こどもや障害者の福祉、女性の福祉に関する相談・援助活動を展開している（P.5『相談所配置（管内）図』）。

また、これらの相談にあたってはライフステージに応じた連続的、横断的なサービスを一元的に提供するために、総合相談方式を採り職員は兼務である。

### (2) 総合相談受付件数と延べ援助件数の推移

女性相談支援センターを除いた3相談所（児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所）における相談件数を合算し、その推移を示したのが「図1-4-1 総合相談受付・延べ援助件数の推移」である（新潟県が管轄する5か所の児童相談所分のみを計上）。

又、表1-4-1では相談1件あたりの延べ援助件数の平均の推移を示している。

図1-4-1 総合相談受付・延べ援助件数の推移（福祉行政報告例 第17、27、44、48表）

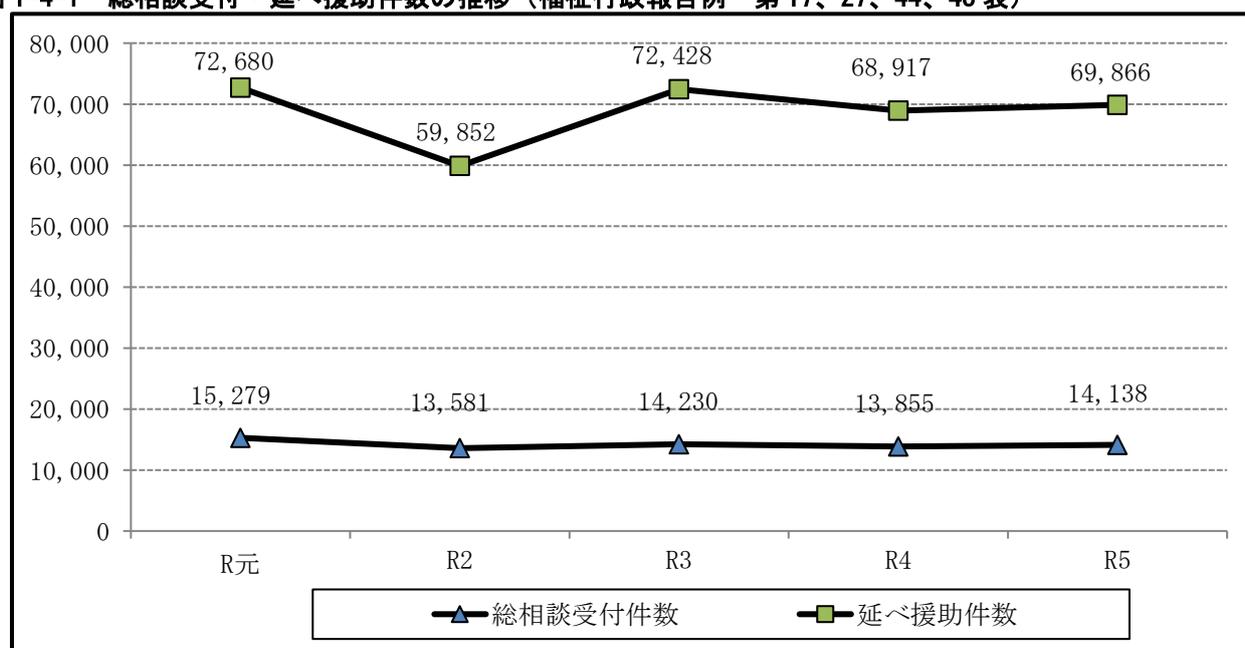


表1-4-1 3相談所相談実績（福祉行政報告例 第17、27、44、48表）

	R元	R2	R3	R4	R5
総相談受付件数	15,279	13,581	14,230	13,855	14,138
総延べ援助件数	72,680	59,852	72,428	68,917	69,866
1件あたりの援助件数	4.76	4.41	5.09	4.97	4.94

これを相談所別に比較したのが、「図 1-4-2 相談所別受付件数の推移」「図 1-4-3 相談所別延べ対応件数の推移」である。

図 1-4-2 相談所別受付件数の推移（福祉行政報告例 第 17、27、44 表）

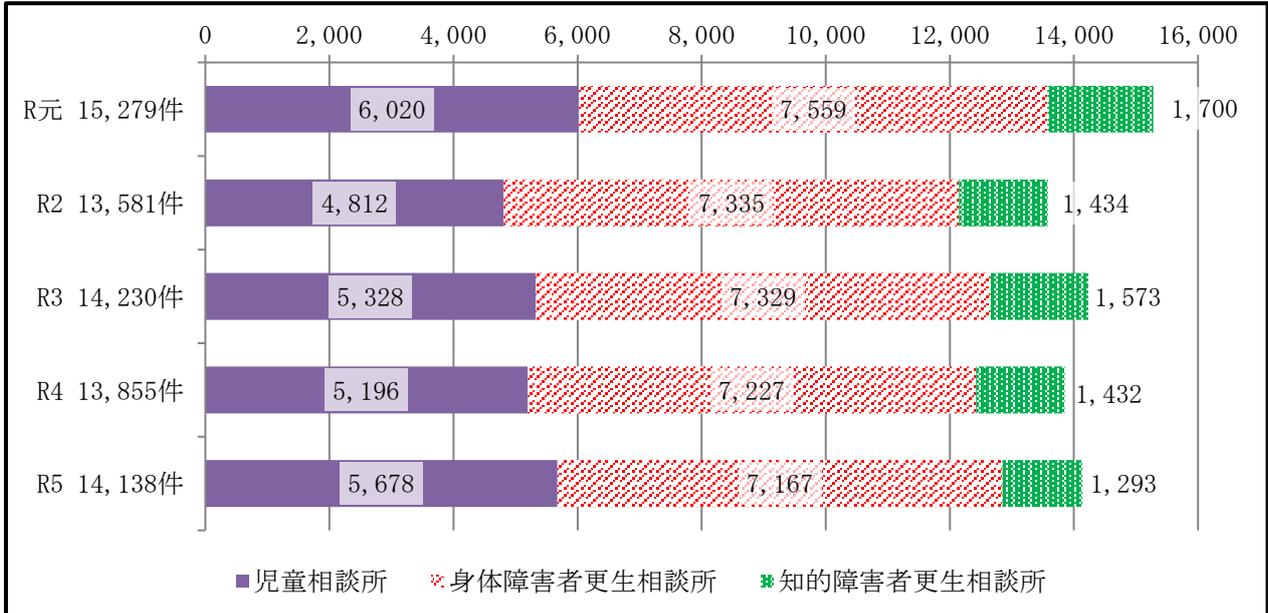
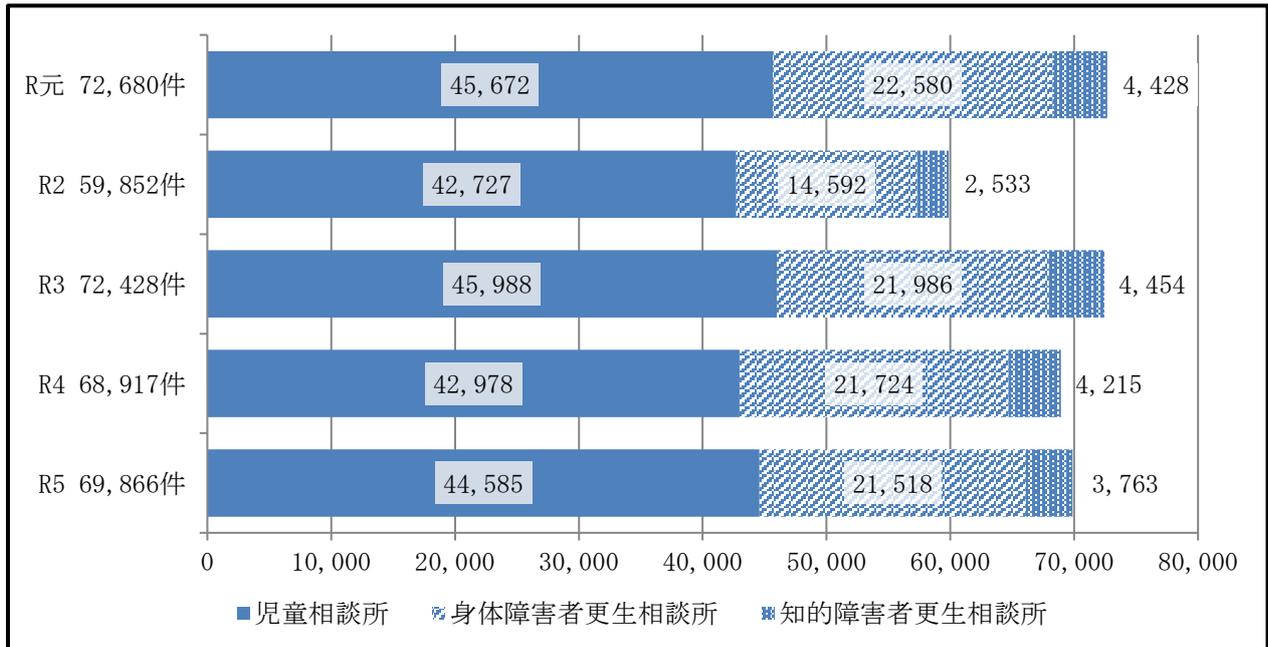


図 1-4-3 相談所別延べ援助件数の推移（福祉行政報告例 第 17、27、48 表）



(3) 1件あたりの援助件数

表 1-4-2 は、児童相談所における1件あたりの延べ援助件数の平均の推移である。

表 1-4-2 児童相談所相談実績（福祉行政報告例 第 44、48 表）

	R元	R2	R3	R4	R5
総受付実件数	6,020	4,812	5,328	5,196	5,678
総延べ援助件数	45,672	42,727	45,988	42,978	44,585
1件あたりの援助件数	7.59	5.47	8.63	8.27	7.85

#### (4) 児童虐待相談の現況

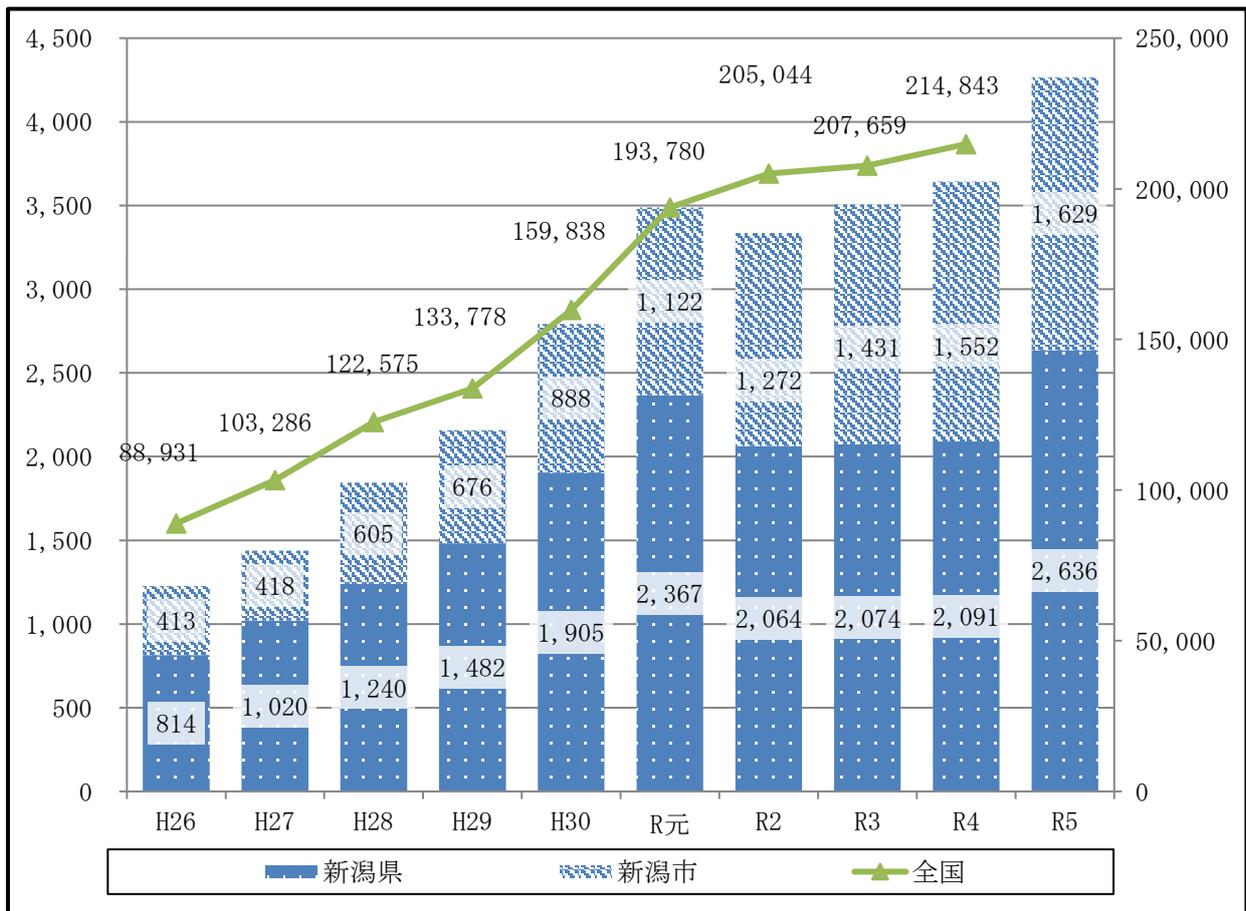
児童虐待相談に焦点を当ててみると、児童虐待相談は、①保護者（当事者）以外の第三者からの通告により始まることが多く、②保護者の反発、否認等を伴い、相談の動機付けに欠けることが多い。また、③初期の情報は不確実で状況が変化しやすい中で、④瞬時の判断と緊急の対応が求められるなどの特徴を有している。

図 1-4-4 から、新潟県においては、令和 4 年度と比べて令和 5 年度は対応件数が増加し、依然流れとして相談件数の増加傾向が続くと考えられる。相談対応件数の増加は、虐待そのものが増えたことに加え、社会的意識の高まりで相談・通報が増えたことが大きいとみられている。

また平成 25 年 8 月に厚生労働省より、虐待された児童だけではなくそれを目撃したきょうだいについても心理的虐待を受けたとして考え、対応するように求められたことも要因の一つである。

さらに、配偶者間暴力（DV）がこどもの前で行われた場合（面前 DV）は心理的虐待にあたることから、近年、警察からの面前 DV による心理的虐待の通告が増加してきている。

図 1-4-4 児童相談所における虐待相談対応件数の推移（福祉行政報告例 第 49 表他）



※R5 年度 全国の対応件数は未掲載。

児童虐待通告（相談）を受けると、児童相談所では即刻受理会議を開催し、具体的な対応を決める。こどもの安全は、可能な限り保護者と接点のある市町村、学校、幼稚園、保育所等の職員や保健師、児童委員、親戚、警察官などと連携し、現地で確認している。児童虐待は、児童相談所単独の支援で解決することは困難であり、地域における多数の関係機関との長期にわたる継続的な連携が欠かせない。

また、こどもの安全を確保するために親子を分離する必要がある場合には、緊急一時保護（医療機関等への一時保護委託を含む）を行う。一時保護は、こどもをそのまま放置することが、そのこどもの福祉を害すると認められる場合には、児童相談所長の権限で行うことができる。

表 1-4-3 は、新潟県が管轄する 5 か所の児童相談所における児童の一時保護対応件数の推移である。

**表 1-4-3 被虐待児童の一時保護対応件数の推移(委託保護を含む) (福祉行政報告例 第 47 表)**

		R 元	R2	R3	R4	R5
全 体	一時保護対応児童数	490	420	424	433	471
	(管内児童人口 10,000 人あたりに占める件数)	24.9	21.9	22.1	24.0	26.9
	対応児童延べ保護日数	13,417	10,451	11,742	11,599	12,371
	(対応児童一人あたりの平均保護日数)	27.4	24.9	27.7	26.8	26.3
う ち 被 虐 待 児	一時保護対応児童数	320	266	255	239	287
	(管内児童人口 10,000 人あたりに占める件数)	16.3	13.9	13.3	13.2	16.4
	対応児童延べ保護日数	10,811	7,969	7,695	7,420	8,047
	(対応児童一人あたりの平均保護日数)	33.8	30.0	30.2	31.0	28.0

\*一児童を複数回保護した場合でも、保護理由が同じときは1人として計上。



## 第2部 各相談所の概要

## 第2部 各相談所の概要

### 1 児童相談所の概要

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、こどもに関する家庭その他からの相談に応じ、こどもが有する問題又はこどもの真のニーズ、こどもの置かれた環境の状況等を適切に捉え、個々のこどもや家庭に最も効果的な援助を行うことでこどもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関である。

#### (1) 沿革

児相	年月	設置及び組織	所在地
中央児童相談所	昭 23. 4	開設	新潟市東中通 1-86
		一時保護所開設	〃 五十嵐三の町（新潟学園内）
	23.10	専任所長就任	
	24. 6	新庁舎新築移転	新潟市川岸町 1-57-1
	28. 3	下越児童相談所設置	新発田市
	29. 4	法第27条第1項の措置権が委任される	
	30. 7	下越児童相談所廃止、中央児童相談所に統合	
	30.11	地方事務所勤務で中央児相兼務の福祉司が児童相談所勤務となる	
	33. 4	機構充実、職員18名	
	35. 4	二係制設置（庶務係、業務係）	
	37.11	次長制及び二課制（庶務課、業務課）設置	
	39. 6	新潟地震（被害を受ける）	
	40. 3	宿直室、教室等増築	
	40. 9	一時保護職員室増築	
	42. 4	次長制廃止	
	42. 8	庁舎建設のため新潟労政事務所内に引越	
	42.10	厚生センター起工式新庁舎新築移転	
	43. 5	新庁舎新築移転	
	45. 4	主任制発足	
	48. 4	三課制（庶務課、相談指導課、判定保護課）設置	
	52. 4	次長制及び課名の変更（庶務課、相談判定課、指導保護課）	
	55. 4	一時保護当直業務嘱託員制度発足	
	61. 4	係長制度（指導保護係長、指導係長、相談判定係長）発足	
	平 5. 4	新潟県民生部の組織改正により、新潟県中央福祉相談センターに設置	
	6. 4	「こども家庭110番」設置	
	7. 4	中央福祉相談センター移転（職員31名）、企画担当を配置し、「指導保護課」を「企画指導課」へ変更	中蒲原郡亀田町向陽 4-2-1
		係制廃止	
	9.12	緊急連絡システム設置	
	10. 9	体育館屋根張替え	
	12. 4	子育て支援相談員3名配置	
	13. 4	次長制度変更（2名体制となり、それぞれ総務課長、企画指導課長を兼ねる）	
	14. 4	児童虐待・DV対応班3名配置	
		「子ども・女性電話相談事業」開始（「子ども家庭110番」は廃止）	
15. 4	「DV・児童虐待相談フリーダイヤル」開設		
17. 4	保護・支援課創設 職員7名嘱託員4名の計11名配置	新潟市亀田向陽 4-2-1	
19. 4	夜間、休日の緊急相談及び緊急保護体制整備	（市町村合併による住所表記変更）	
	新潟市児童相談所開設により、管轄区域が変更となり、職員29名に減員（児童虐待DV対応班は2名体制）	新潟市江南区亀田向陽 4-2-1	
		（政令指定都市移行による住所表記変更）	
20. 4	総務課2名減員、3名体制となる 管轄区域から見附市が外れる		
23. 4	児童虐待対応補助嘱託員（警察官OB）1名配置		
25. 4	児童虐待対応補助嘱託員（警察官OB）1名を子育て支援相談員へ名称変更		
	一時保護所学習支援員配置		
28. 3	精神科医師退職		
29. 4	法務嘱託員（弁護士）1名配置		
30. 4	里親等相談支援員1名配置、一時保護所当直業務嘱託員1名増員		
	児童相談所受付相談員1名減員		
31. 4	心理判定嘱託員1名配置、子育て支援相談員1名増員		
令 2. 4	児童福祉司2名増員、子育て支援相談員1名減員、心理判定嘱託員を児童相談所心理職員に名称変更、一時保護所当直業務嘱託員を一時保護所指導職員に名称変更		
3. 4	児童福祉司2名増員、心理判定員2名増員、子育て支援相談員1名減員		
	佐渡駐在所が児童福祉司2名、心理判定員1名、子育て支援相談員1名の体制となる		
4. 4	児童福祉司5名増員、心理判定員1名増員		
	児童虐待DV対応班の再編（市町村支援専任児童福祉司1名配置、保健師（新発田児童相談所兼務）1名配置、里親等支援専任児童福祉司1名配置、ヤングケアラーコーディネーター2名配置）		
	「子ども・女性電話相談事業」、「DV・児童虐待相談フリーダイヤル」、里親等相談支援員廃止		
5. 4	「親子のための相談LINE」開設		
6. 4	心理判定員3名増員		
	保健師の新発田児童相談所兼務解消		



南魚沼児童相談所	平	5. 4	六日町地域福祉センター内に開設され、地域福祉センター長が児相長を兼ねる	南魚沼郡六日町大字六日町21-20	
		6. 4	心理判定員1名増員、相談課5名体制となる		
		7. 4	係制廃止		
		9. 4	児童福祉司1名増員、相談課6名体制となる		
		12. 4	子育て支援相談員2名配置		
		14. 4	健康福祉環境事務所の設置に伴い所内組織である「児童・障害者相談センター」が設置され、児相は健康福祉環境事務所に併置となり、センター長が児相長となる		
		15. 4	子育て支援相談員減員		
		16. 4	地域振興局体制に伴い局に併置となる。児童・障害者相談センター長は健康福祉環境部内の組織となり、センター長が児相長となる		
		17. 4	「六日町」から「南魚沼」に名称変更		
		19. 4	児童福祉司1名増員、相談課7名体制となる		
			児童虐待対応補助嘱託員1名配置		
		25. 4	児童虐待対応補助嘱託員1名を子育て支援相談員へ名称変更 管轄区域から小千谷市が外れる		
		29. 4	児童福祉司1名増員、相談課8名体制となる		
		30. 4	子育て支援相談員1名増員		
令		31. 4	心理判定嘱託員1名配置		
		2. 4	児童福祉司1名増員、子育て支援相談員1名減員、心理判定嘱託員を児童相談所心理職員に名称変更		
		3. 4	児童福祉司1名増員、心理判定員1名増員、子育て支援相談員1名減員、臨時的任用職員1名増員、児童相談所心理職員1名減員		
		4. 4	児童・障害者相談センターが健康福祉環境部から独立し、単独所属となる 併せて、企画指導課、相談判定課、庶務課の三課制となる（庶務課は健康福祉環境部との兼務）		
			児童福祉司3名増員、臨時的任用職員1名減員、子育て支援相談員1名減員、里親等支援専任児童福祉司1名配置、保健師（長岡児童相談所兼務）1名、法務嘱託員1名		
		6. 4	心理判定員2名増員、保健師1名配置		
	上越市 上越市 上越市 上越市 上越市 上越市 上越市 上越市 上越市 上越市 上越市 上越市 上越市 上越市 上越市 上越市 上越市 上越市 上越市 上越市	昭	27. 5	開設	高田市大手町西会所97番地上越市西会所通り97-1
			31. 3	庁舎新築	
			31. 9	法27条第1項の措置権が委任される	
			31.10	機構改革に伴い独立庁舎となる	
		31.10	専任所長が就任		
		31.11	心理判定員配置 一時保護所に保母配置		
		40. 4	二課制（庶務課、業務課）設置		
		45. 3	一時保護所増築（定員12名）		
		51. 4	主任制度発足		
		55. 4	庁舎新築移転		
		55. 4	一時保護当直業務嘱託員制度発足		
平		2. 4	係長制度（指導保護係長、相談判定係長）発足		
		5. 4	上越地域福祉センターに統合され、センター長が児相長を兼ねる		
		7. 4	係制廃止		
		9. 6	庁舎一部改修（玄関階段撤去等）		
		10. 9	庁舎一部改修（玄関スロープ拡張、2階トイレ等）		
		12. 4	子育て支援相談員2名配置		
		14. 4	健康福祉環境事務所の設置に伴い所内組織である「児童・障害者相談センター」が設置され、児相は健康福祉環境事務所に併置となり、センター長が児相長となる		
		16. 4	地域振興局体制に伴い局に併置となる。児童・障害者相談センター長は健康福祉環境部内の組織となり、センター長が児相長となる		
		18. 4	一時保護所職員1名増員（2名体制へ）		
	22. 3	児童虐待対応補助嘱託員1名配置			
	23. 4	児童虐待対応補助嘱託員1名増員			
	23.11	庁舎一部改修（一時保護入口、廊下間仕切り）			
	24. 4	児童福祉司1名増員、			
	25. 4	児童虐待対応補助嘱託員2名を子育て支援相談員へ名称変更 一時保護所学習支援員配置			
	27. 4	一時保護所当直業務嘱託員1名増員			
	28. 4	一時保護所当直業務嘱託員1名増員			
	29. 4	児童福祉司1名増員 一時保護所当直業務嘱託員1名増員			
	30. 4	法務嘱託員（弁護士）1名配置、児童福祉司1名増員 里親等相談支援員1名配置			
	31. 4	児童福祉司2名増員、心理判定嘱託員1名配置			
令	2. 4	児童福祉司2名増員、心理判定嘱託員を児童相談所心理職員に名称変更、一時保護所当直業務嘱託員を一時保護所指導職員に名称変更し1名増員			
	3. 4	児童福祉司3名増員、心理判定員3名増員			
	4. 4	児童・障害者相談センターが健康福祉環境部から独立し、単独所属となる（庶務課は健康福祉環境部との兼務） 保健師1名配置、児童指導員1名増員、里親等支援専任児童福祉司1名配置、里親等相談支援員1名減員（廃止）			
	5. 4	一時保護所棟を新築し、供用開始（定員変更なし（12人））			
	6. 4	児童福祉司1名増員、心理判定員3名増員			

## (2) 業務内容

- ア 市町村の児童家庭相談に対し、必要な援助を行う。
- イ こどもに関する家族その他からの相談に応じる。
- ウ 必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行う。
- エ 調査又は判定に基づき必要な指導を行う。
- オ こどもの一時保護を行う。
- カ 施設入所、里親委託等の措置を行う。

## (3) 相談及び援助の種類

### ア 相談の種類及び内容

養護 相談	1. 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行。 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要。 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力。 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児。
	2. その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有するこども、養子縁組に関する相談。
保健 相談	3. 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有するこどもに関する相談。
障 害 相 談	4. 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	5. 視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談。
	6. 言語発達障害相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつこども、言語発達遅滞を有するこども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7. 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	8. 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
非 行 相 談	9. 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等のこどもに関する相談。
	10. ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のあるこども、警察署からぐ犯少年として通報のあったこども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のないこどもに関する相談。
	11. 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあったこども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあったこどもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも、調査の結果、通告が予定されているこどもに関する相談についてもこれに該当する。

育 成 相 談	12. 性格行動相談	こどもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有するこどもに関する相談。
	13. 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で登校(園)していない状態にあるこどもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14. 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	15. 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、こどもの性教育、遊び等に関する相談。
	16. その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談。

※「9. 発達障害相談」・・・平成 25 年度までは自閉症等相談となっていた。

## イ 援助の種類及び内容

在 宅	措置 によ らな い指 導	助言指導	1 ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられるこどもや保護者等に対する指導を行う。
		継続指導	複雑困難な問題を抱えるこどもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行う。
		他機関あっせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに母子家庭等日常生活支援事業を利用する等関連する制度の適用が適当と認められる事例について、こどもや保護者等の意見又は意向を確認の上、速やかに当該機関にあっせんする。
宅 指 導 等	措 置 に よ る 指 導	児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有するこども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して行う。
		児童委員指導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる事例に対して行う。
		市町村指導	こどもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、市町村（こども家庭センター）において、サポートプランに基づく家庭支援事業等の支援を日常的に行うことにより、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例に対して行う。
		児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる事例に対して行う。
		知的障害者福祉司指導 社会福祉主事指導	問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に行う。
		障害者等相談支援事業を行う者の指導	障害児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障害者等相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う。
		指導の委託	上記の他、当該指導を適切に行うことができる者に、指導を委託することができる。
	訓戒・誓約措置	こども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行う。	
	児童福祉施設入所措置 指定発達支援医療機関委託	家庭環境や本人の行動上の問題、障害などのため、一定期間保護、療育、訓練、生活指導等を必要とするこどもを児童福祉施設に入所（通所）させ又は指定発達支援医療機関に委託する。	

里親・小規模住居型 児童養育事業委託	家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図る。
児童自立生活援助の実施	義務教育を終了した子ども又は子ども以外の満 20 歳に満たない者であって措置解除者等である者や、満 20 歳以上の措置解除者等であって、児童自立生活援助の実施が必要と認められたものを対象に、共同生活を営むべき住居において、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行う。
市町村への事案送致	児童相談所において受理したケースのうち、一義的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、市町村へ送致する。
福祉事務所送致等	子どもや保護者等を福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させる必要がある場合、助産の実施、母子保護の実施、保育の実施が必要な場合などに行う。
家庭裁判所送致	触法少年及びぐ犯少年について、専門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付することがその子どもの福祉を図る上で適当と認められる場合や、強制的措置を必要とする場合等にその児童を家庭裁判所に送致する。
家庭裁判所に対する 家事審判の申し立て	児童福祉法第 28 条の規定に基づく承認の請求、親権喪失審判・親権停止審判の申し立て、未成年後見人選任・解任の請求等を行う。

#### (4) 業務状況

##### ア 相談の状況

令和5年度の新潟県が所管する5か所の児童相談所の相談種別別受付件数の合計は5,678件であった(図2-1-1)。

受付件数を年齢別に見ると、最も多いのが13歳となっており(図2-1-2)、相談経路別に見ると、市町村からの相談が1,933件(34.0%)と一番多い(図2-1-3)。

受け付けた相談の対応状況については、対応件数5,670件中、助言指導が5,243件と全体の92.5%を占めている。助言指導以外の対応として最も多いのは、児童福祉司指導で116件、次いで継続指導の110件となっている。児童福祉施設等への措置(児童福祉施設入所、里親委託)は55件となっている(図2-1-4)。

図2-1-1 相談種別別受付状況の推移(県計)(福祉行政報告例 第44表)

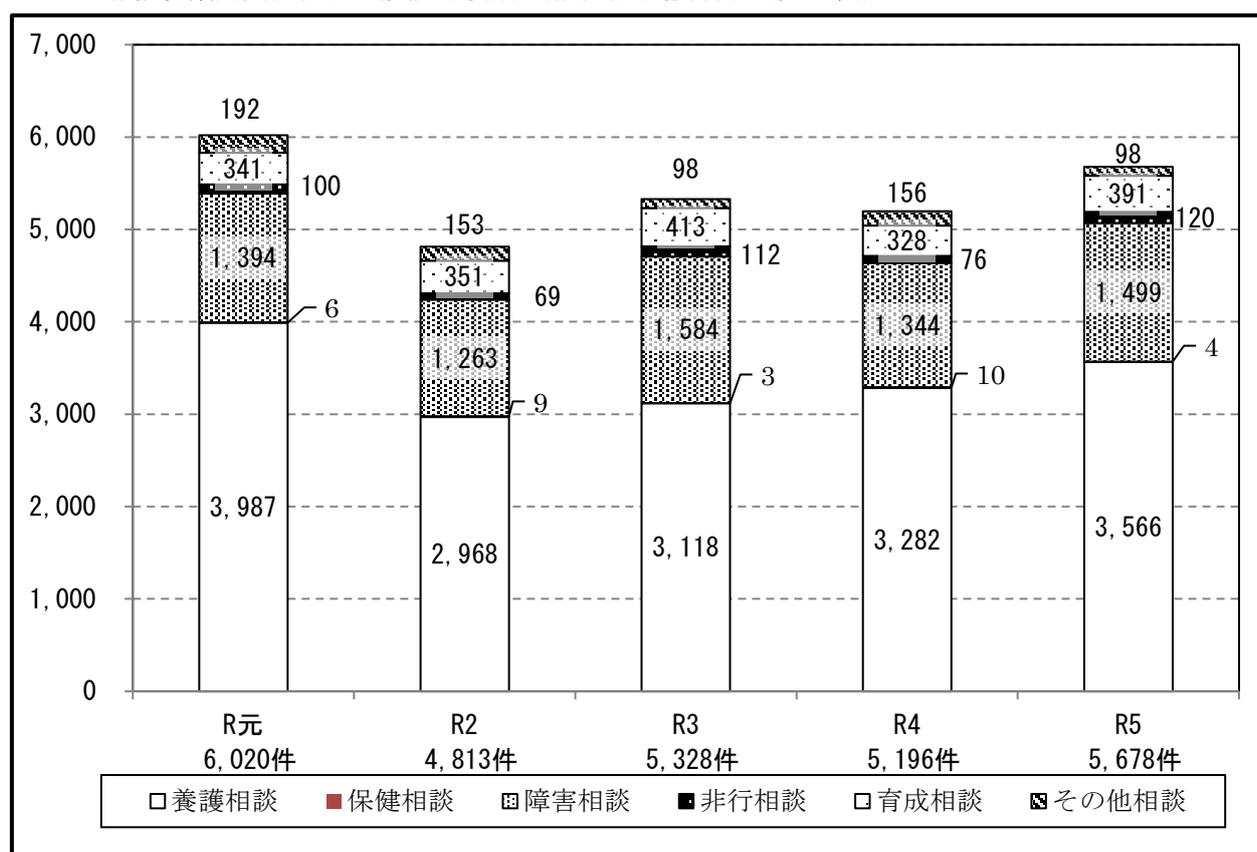


図 2-1-2 年齢別相談受付状 総数 5,678 件 (福祉行政報告例 第 44 表)

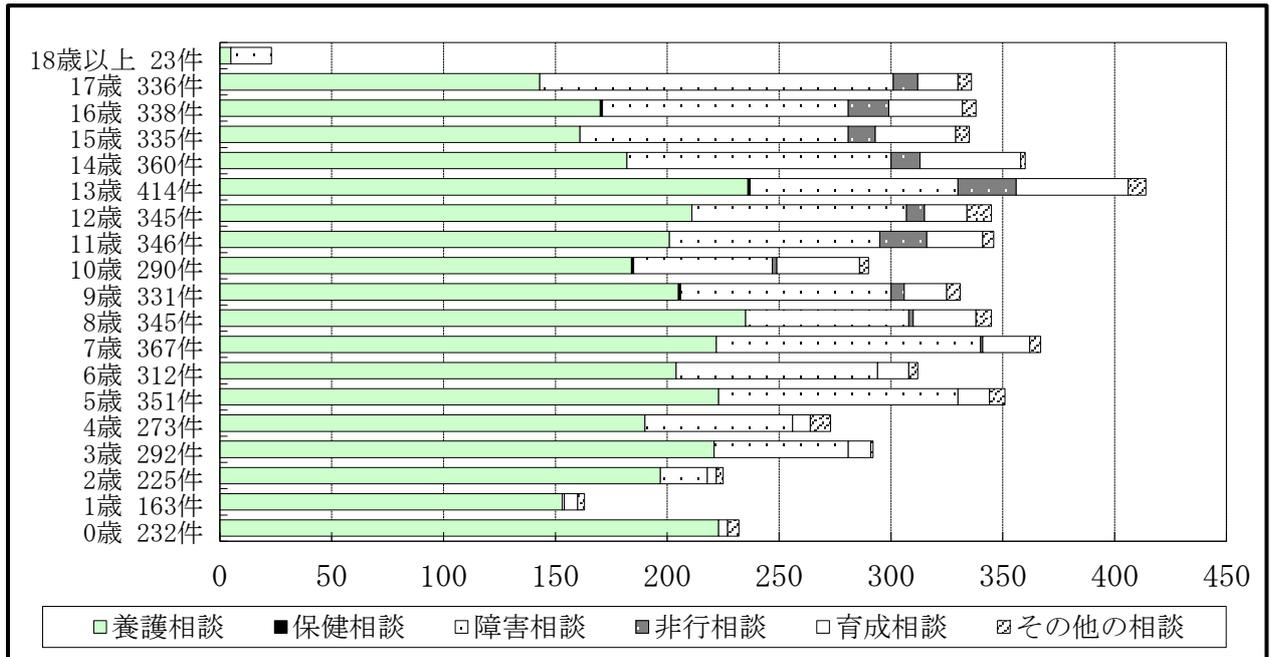


図 2-1-3 相談経路別受付状況 総数 5,678 件 (福祉行政報告例 第 43 表)

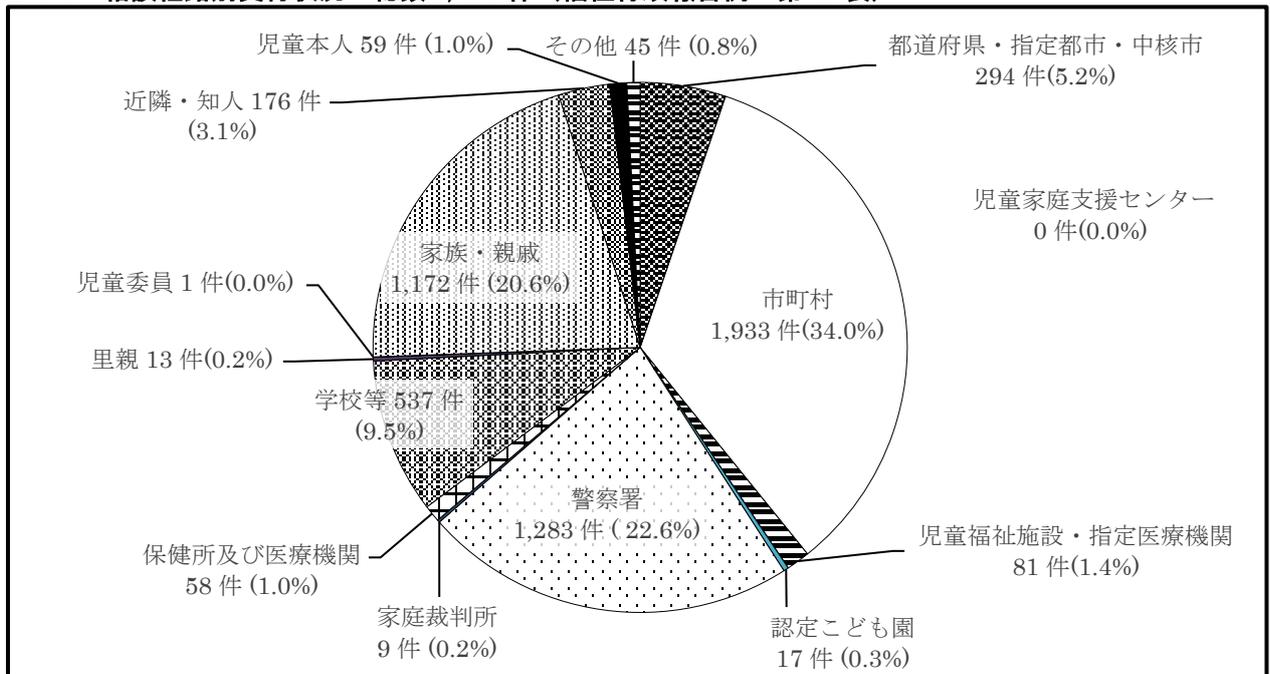
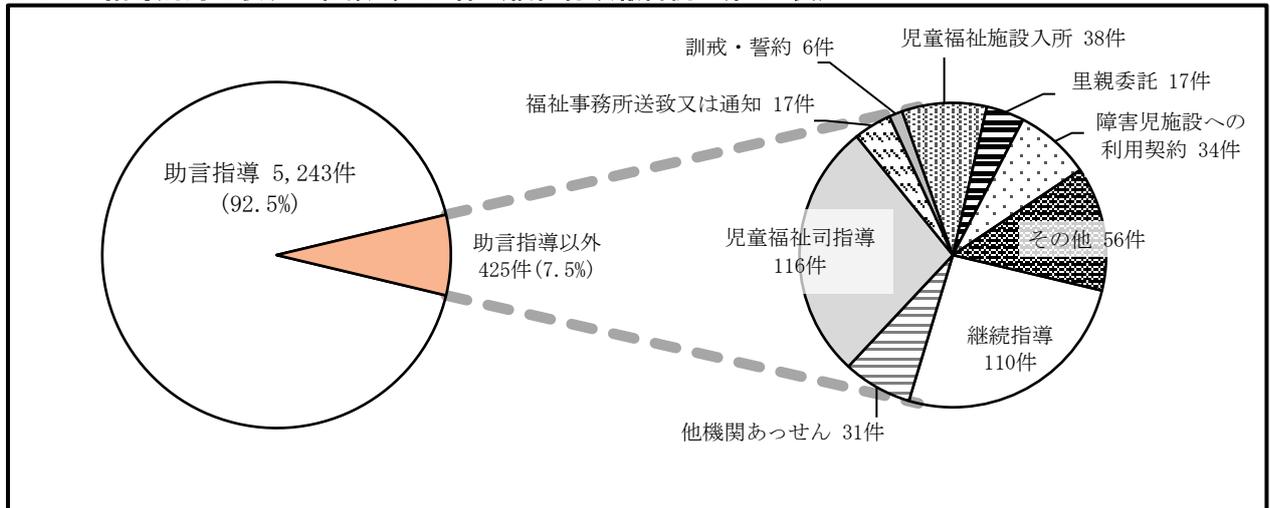


図 2-1-4 指導別対応状況 総数 5,668 件 (福祉行政報告例 第 45 表)



## イ 児童虐待相談の状況

令和5年度、各児童相談所に寄せられた虐待通告件数は計2,821件であった。これらの通告のうち、調査・診断を経て判定会議・援助方針会議等で虐待と判定され、虐待相談として受け付けた相談は2,650件となった（表2-1-1）。

一方、児童虐待相談対応件数は2,636件となり、その内訳は、心理的虐待が1,477件（56.0%）で最も多く、次いで身体的虐待が595件（22.6%）、保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）が542件（20.6%）、性的虐待が22件（0.8%）となっている（図2-1-5）。年齢別に見ると、8歳が186件で最も多く、次いで5歳が180件となっている。（図2-1-6）。

主たる虐待者では、実母が1,382件（52.4%）と最も多く、次いで実父が1,147件（43.5%）となっており、実父母で95.9%を占めている（図2-1-7）。

なお、保護者以外の家族・親族・同居人等からの家庭内における虐待は身体的・心理的・性的・ネグレクトのそれぞれの虐待では受理せず、保護者の『保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）』として受理している。

表 2-1-1 児童虐待における通告件数及び相談件数(相談所別) (福祉行政報告例 第44表)

	中央	新発田	長岡	南魚沼	上越	計
通告件数	619	513	672	361	656	2,821
相談件数	496	508	648	360	638	2,650

図 2-1-5 児童虐待種類別対応件数の推移(県計) (福祉行政報告例 第49表)

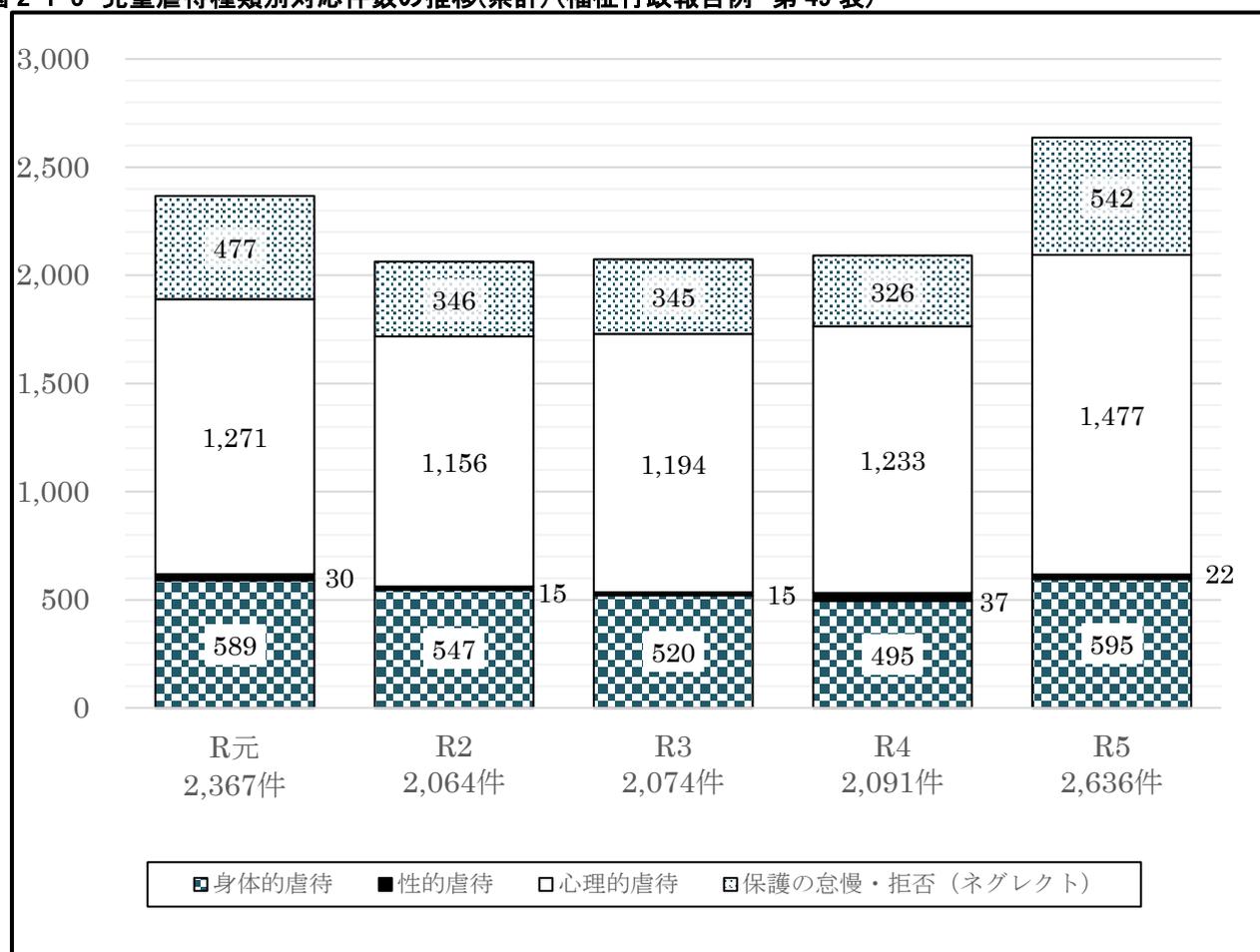


図 2-1-6 年齢別児童虐待相談対応件数(県計) 総数 2,636 件 (福祉行政報告例 第 49 表)

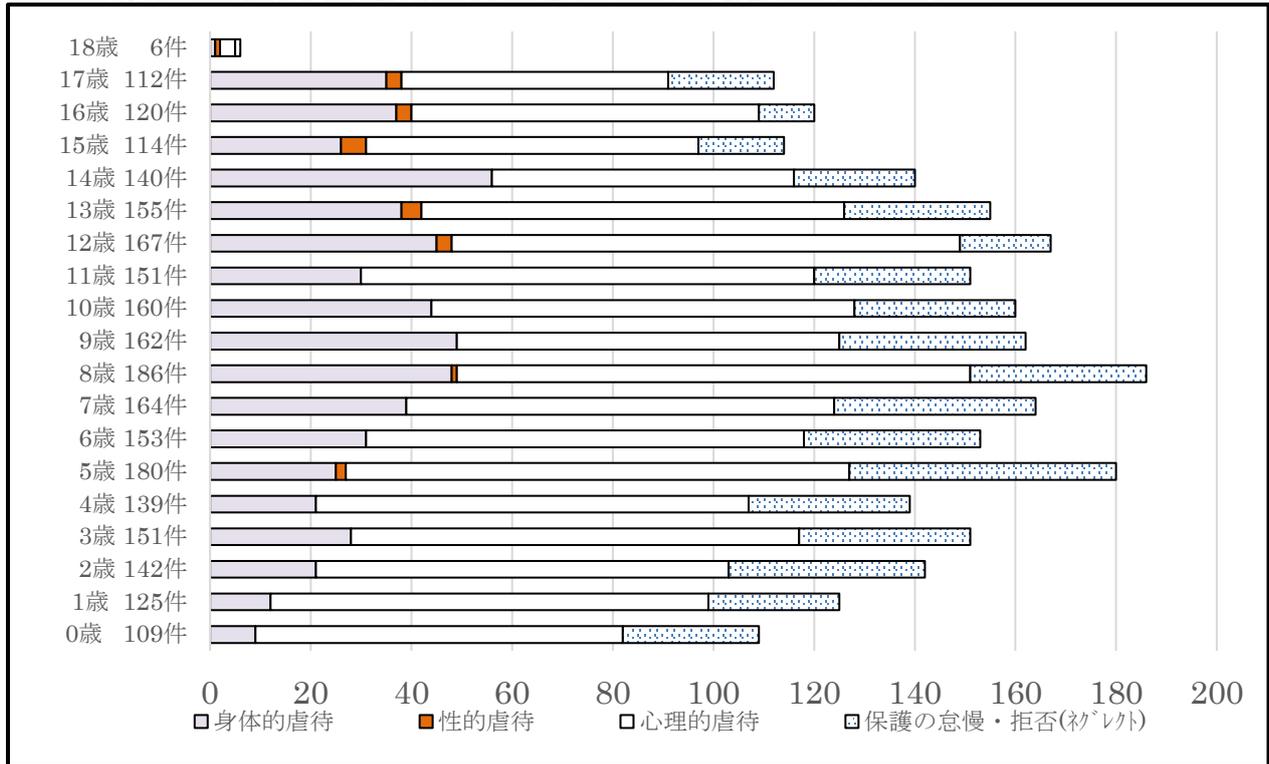
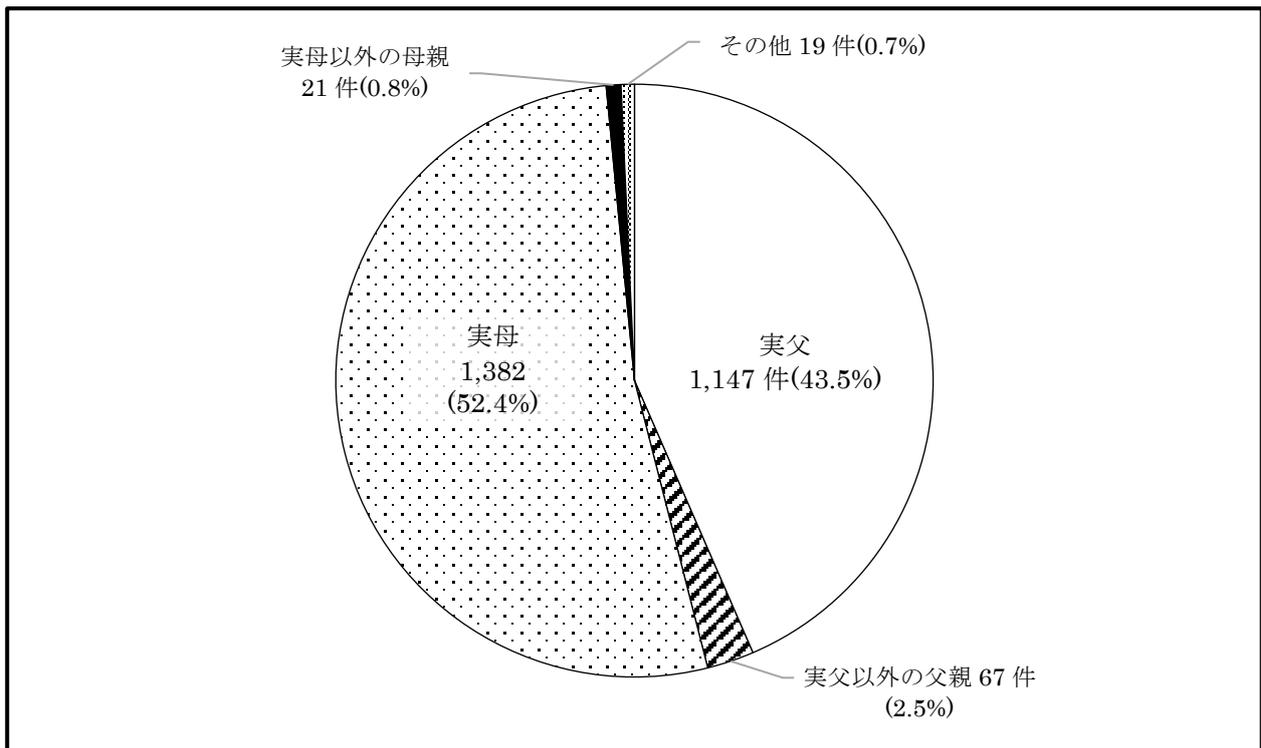


図 2-1-7 主な虐待者の状況(県計) 総数 2,636 件 (福祉行政報告例 第 49 表)



虐待相談を経路別に見ると、令和5年度は警察等（警察官及び司法警察職員として職務を行うもの）からの相談が最も多く、1,150件となっている（図 2-1-8）。

また、受け付けた児童虐待相談の対応の状況については、助言指導が2,417件と全体の91.2%を占めている。助言指導以外では、児童福祉司指導が100件、次いで、継続指導が67件となっている（図 2-1-9）。

図 2-1-8 経路別児童虐待相談対応件数(県計) 総数 2,636 件 (福祉行政報告例 第 49 表)

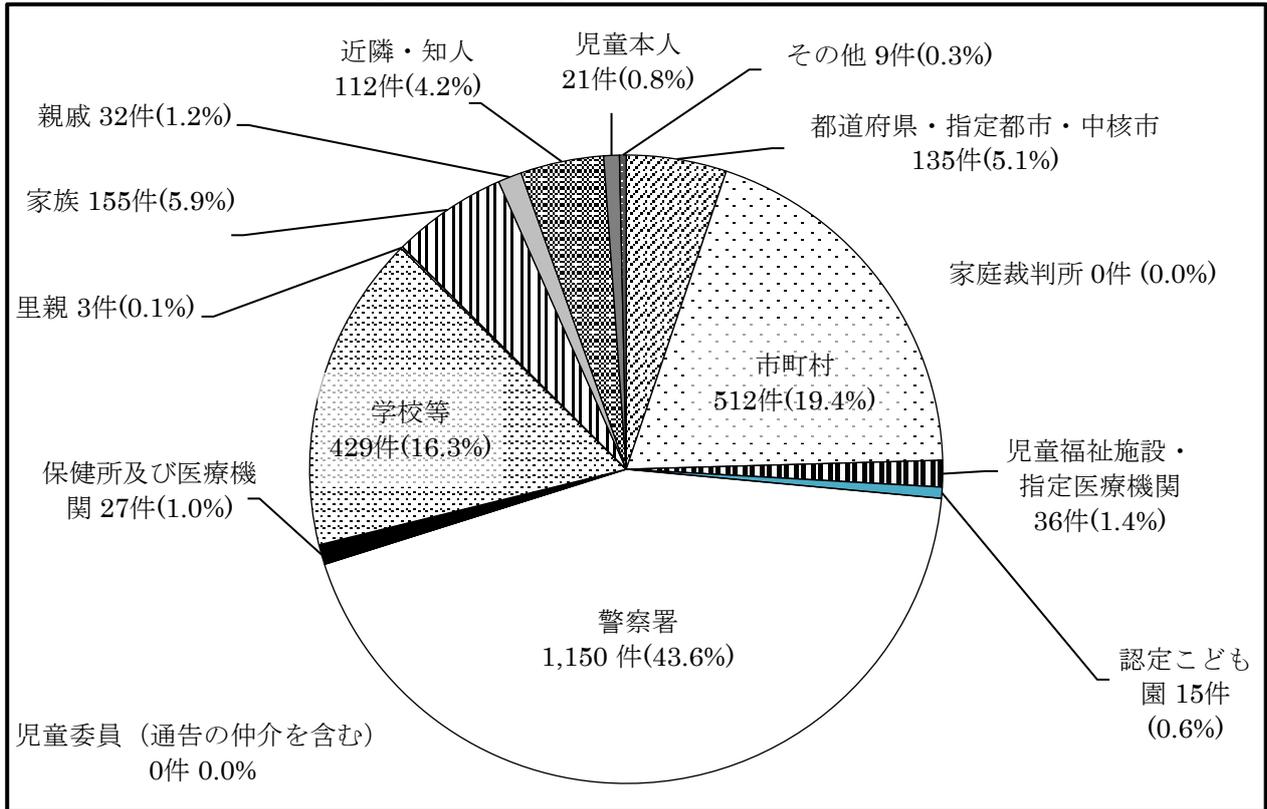
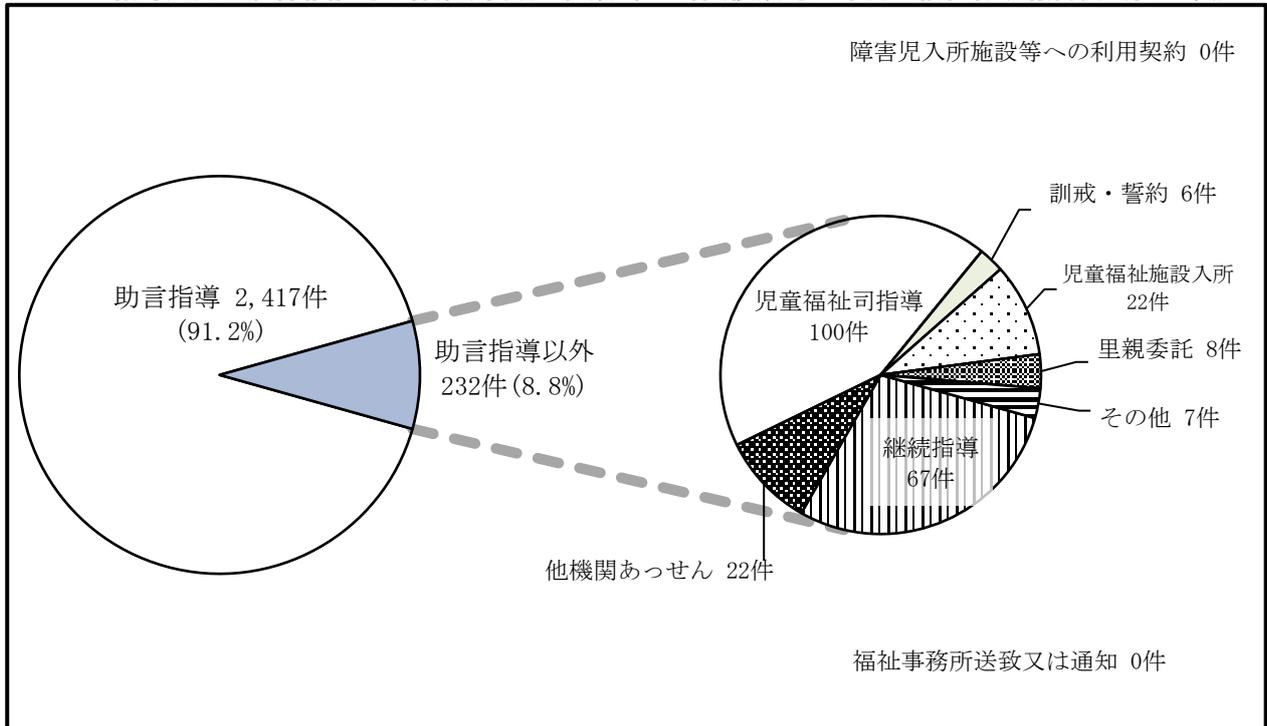


図 2-1-9 指導別児童虐待相談対応件数(県計) 総数 2,649 件(複数対応あり) (福祉行政報告例 第 45 表)



## ウ 援助件数の状況（調査・診断及び心理療法・カウンセリング等）

受け付けた相談について、令和5年度中に児童相談所で実施した調査・社会診断指導、医学診断指導、心理診断指導及び心理療法・カウンセリング等（以下、援助件数と略す）は延べ44,585件であった（図2-1-10）。

このうち、児童虐待相談において実施した延べ援助件数は、33,537件で全体の75.2%を占めており、令和5年度に児童相談所で対応した相談件数（5,670件）に占める児童虐待相談件数（2,649件 ※複数対応含む）の割合（46.7%）と比較すると、その割合の高さがわかる（図2-1-11）。

このことは、児童虐待相談の場合においては調査に対する客観性がより強く求められることや、保護者等による加害行為の危険性が想定されることなどにより、初期調査からその後の診断指導の過程において、複数回の対応が必要とされ、場面によっては複数職員での対応が必要とされるためである。

図2-1-10 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の実施状況(県計) (福祉行政報告例 第48表)

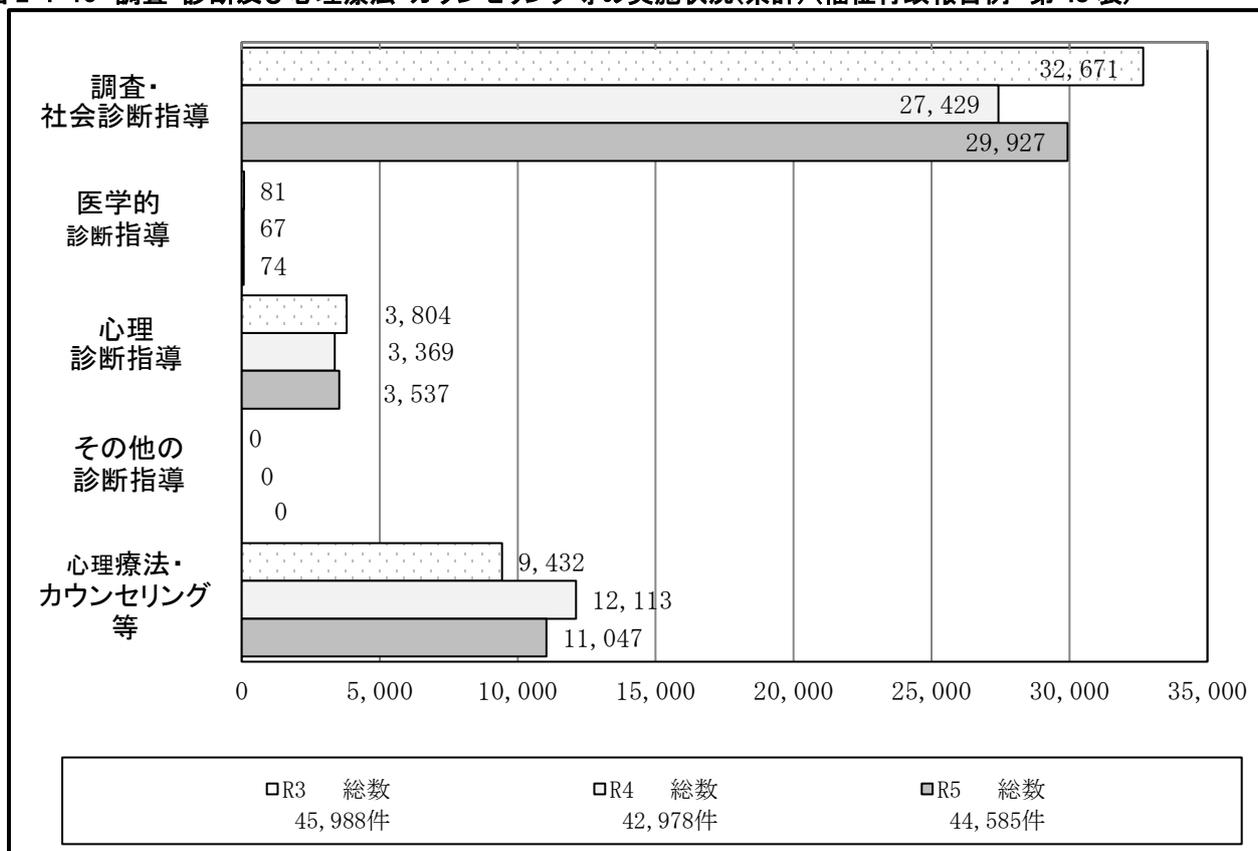
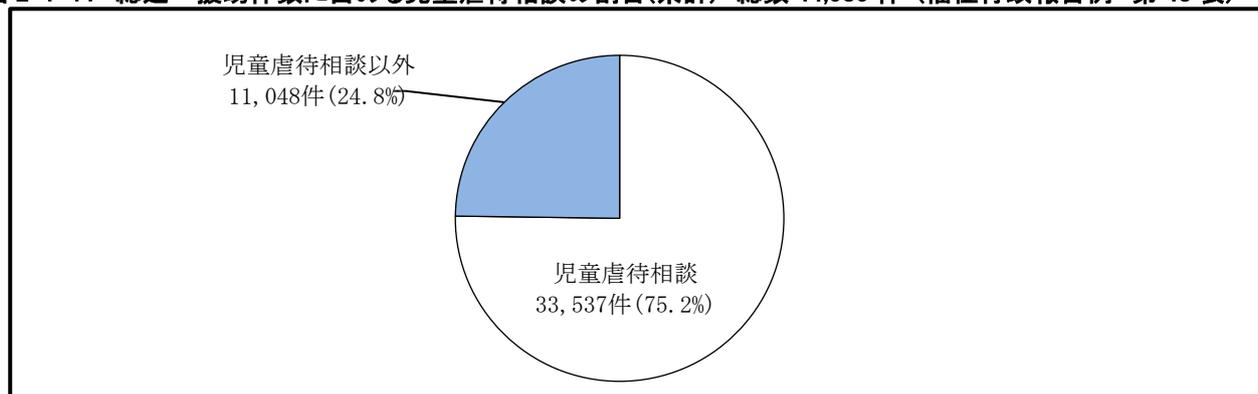


図2-1-11 総延べ援助件数に占める児童虐待相談の割合(県計) 総数44,585件 (福祉行政報告例 第48表)



## エ 一時保護の状況

一時保護所は、中央児童相談所（定員 30 人）、長岡児童相談所（定員 14 人）及び上越児童相談所（定員 12 人）に設置されている。

令和 5 年度に児童相談所で一時保護を終えたこども（対応児童）は 299 人、延べ日数は 7,728 日であった。また、施設等に一時保護を委託し、解除したこどもは 172 人、延べ日数は 4,643 日であった。所内保護と委託保護を合わせて対応 471 人、延べ 12,371 日（図 2-1-12、図 2-1-13）。

一時保護は緊急保護・行動観察・短期入所指導の目的で行われる。保護される理由は虐待や養護、ぐ犯等様々であり、年齢も乳幼児から高校生まで幅広い。そのため、指導カリキュラムを工夫して、一人ひとりが安全に安心して生活できることに配慮している。

図 2-1-12 一時保護対応児童数(所内保護)状況の推移 (福祉行政報告例 第 47 表)

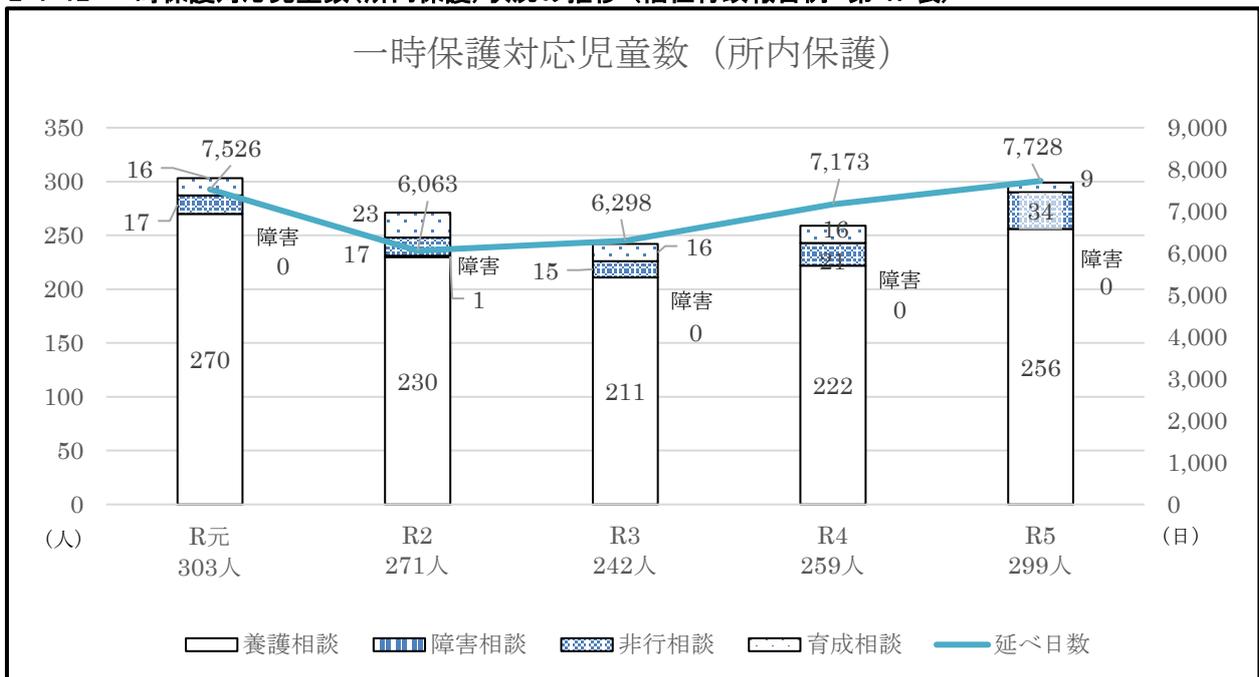


図 2-1-13 一時保護対応児童数(委託保護)状況の推移 (福祉行政報告例 第 47 表)

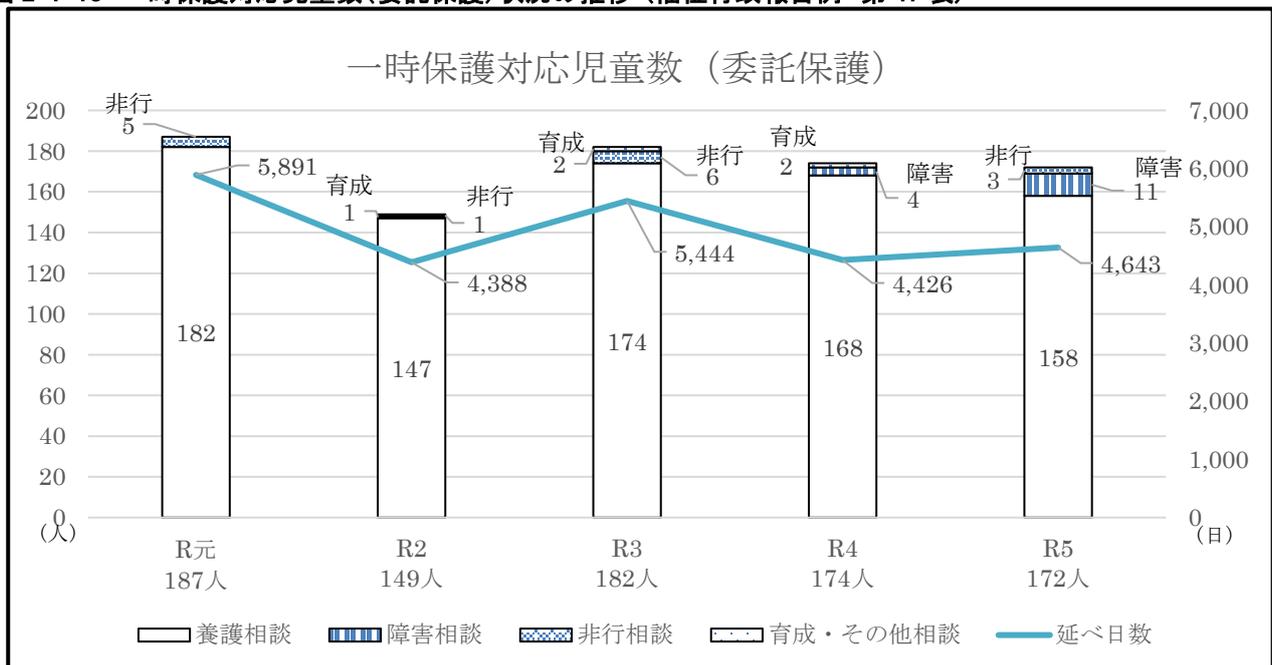


図 2-1-14 相談種別状況 総数 471 人(所内保護 299 人、委託保護 172 人) (福祉行政報告例 第 47 表)

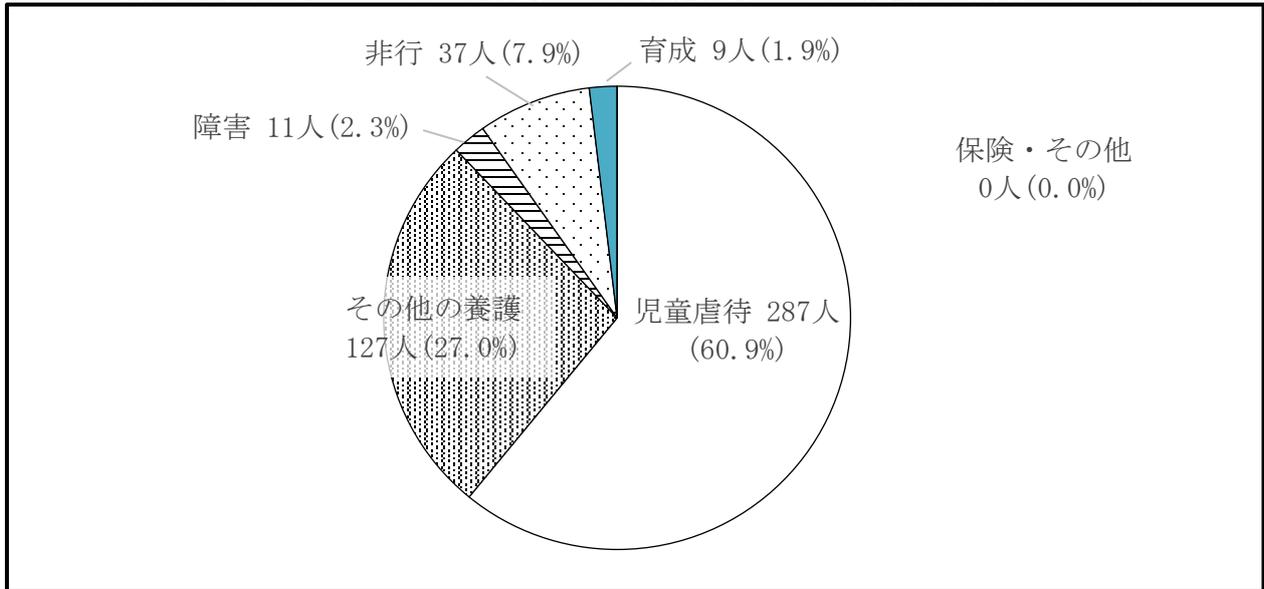


図 2-1-15 被虐待児童の一時保護対応状況の推移 (福祉行政報告例 第 47 表)

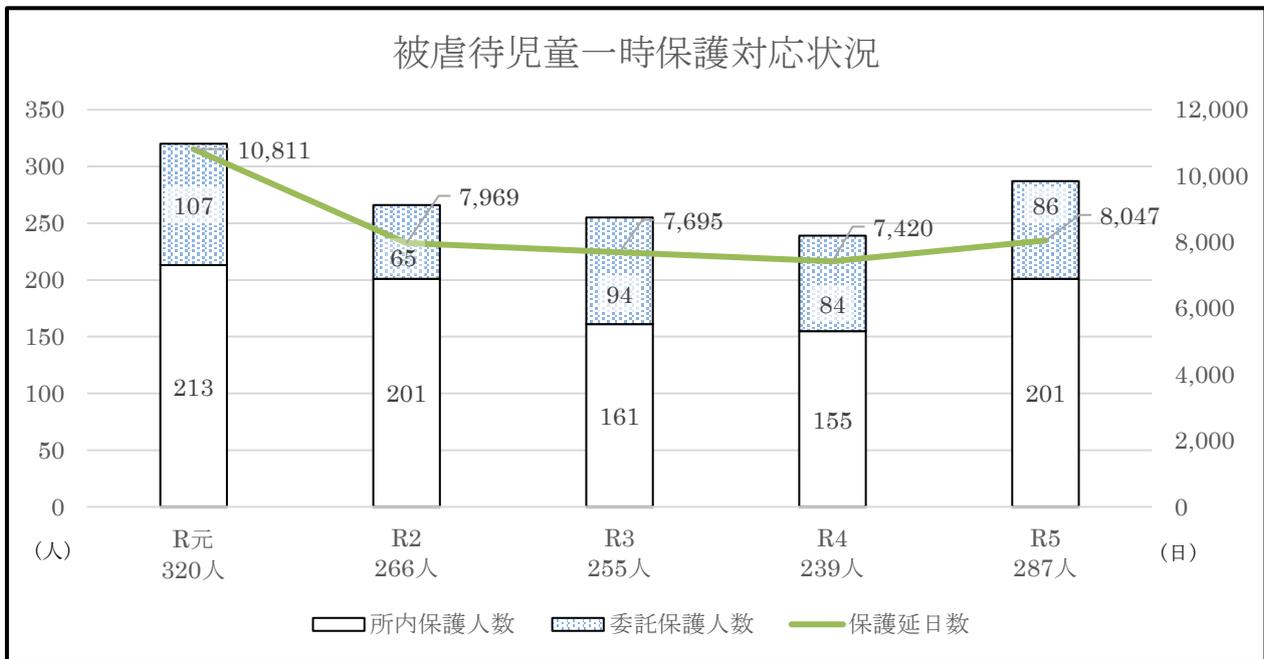
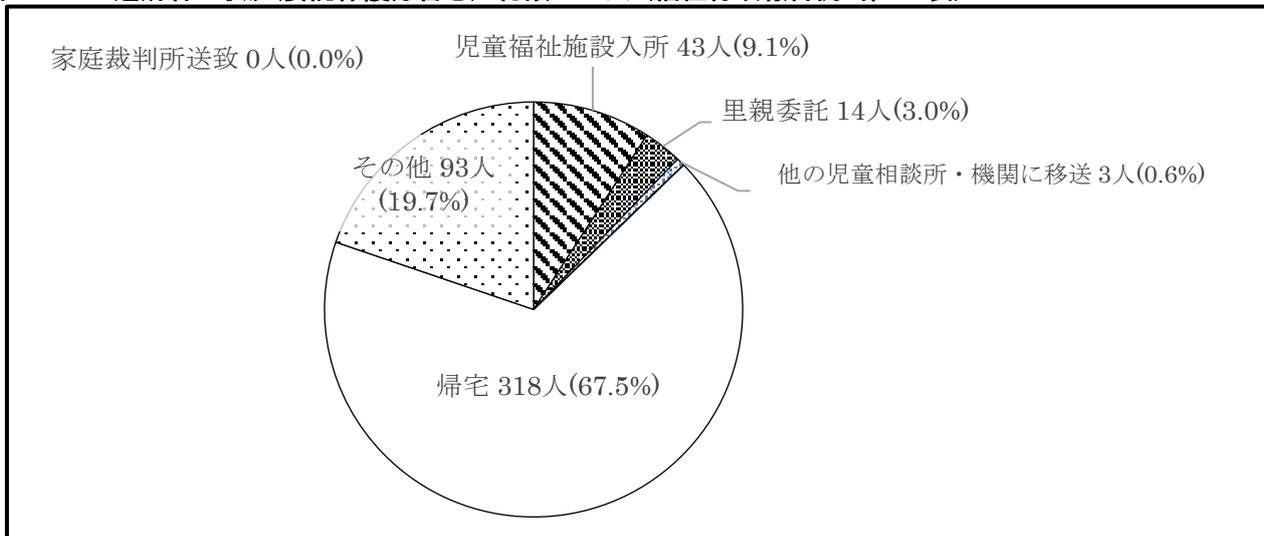


図 2-1-16 退所者の状況(委託保護分含む) 総数 471 人 (福祉行政報告例 第 47 表)



## オ 里親等

里親制度とは、様々な事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども達を、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の中で養育する制度である。

平成14年10月、里親制度の一層の振興を図るため新たに専門里親、親族里親が創設されるとともに、里親の養育に関する最低基準も定められた。

平成21年4月に、家庭的養護の一層の充実を図るため、里親制度が大幅に改正された。この改正により、里親は「養育里親」・「養子縁組によって養親となることを希望する者（以下「養子縁組里親」という）」・「親族里親」の3つに大きく区分され、「養育里親」の中に、虐待を受けた児童等に特に支援が必要と認めた児童の養育を行う里親として、専門里親が位置づけられた。また、「養育里親」・「養子縁組里親」については、登録前の研修や更新時の研修が義務化となった。

登録里親数は、令和5年度は209組であった（図2-1-17）。年度末の登録里親数の内訳は、養育里親196組、専門里親14組、親族里親12組、養子縁組里親105組である（一部重複している）。

図2-1-17 登録里親・委託里親及び委託児童の推移（福祉行政報告例 第56、57表）

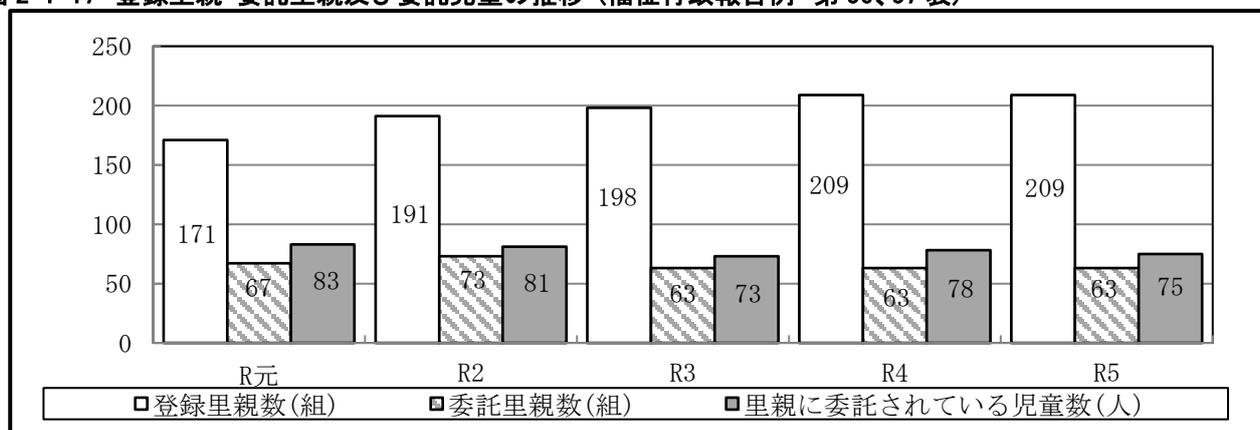


表2-1-2 児童が委託されている新規登録里親数・新規又は措置変更により里親に委託された児童数

(福祉行政報告例 第56、57表)

	R元	R2	R3	R4	R5
里親(組)	14	20	11	9	13
里親委託児童(人)	20	20	15	22	17

表2-1-3 ファミリーホーム事業所数・新規又は措置変更によりファミリーホームに委託された児童数

(福祉行政報告例 第56、57表他)

	R元	R2	R3	R4	R5
ファミリーホーム(事業所数)	3	3	3	3	4
入所児童(人)	0	0	0	0	1

\*ファミリーホーム(事業所数)は新潟市管内の事業所を含む。

表 2-1-4 年度末現在里親等委託率（福祉行政報告例 第 50、57 表）

	R 元	R2	R3	R4	R5
乳児院入所児（人）	20	21	19	21	23
児童養護施設入所児（人）	118	115	114	103	101
里親・ファミリーホーム委託児(人)	89	83	74	82	79
里親等委託率（%）	39.2	37.9	35.7	39.8	38.9

※里親等委託率(%)=里親・FH委託児(人)÷(乳児院入所児+児童養護施設入所児+里親・FH委託児)(人)×100

※児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホームなどに入所している児童は含まれません。

### カ 佐渡巡回相談（中央児童相談所）

児童相談所に直接来所することが困難な佐渡市に出向いて会場を設定し、相談や判定を実施している（知的障害者更生相談所と同日に開催する場合もある）。

表 2-1-5 巡回相談実施状況(県計)

年度	R 元	R2	R3	R4	R5
回数	10	12	10	11	13
件数	30	15	21	27	22

\*個別に対応した出張判定は含んでいない。

### キ 療育手帳に係る判定事務

「療育手帳制度の実施について」（昭和 48 年厚生省事務次官通知）に基づき、知的障害児（者）のより一層の福祉の充実を図るため、療育手帳申請者について判定を行い、知的障害と判定された 18 歳未満の者に対して療育手帳を交付している。

また、必要に応じ、障害程度確認と相談・支援等のための再判定を実施している。

表 2-1-6 療育手帳に係る判定状況

実績		R2	R3	R4	R5
新規判定 件数	該当	236	294	276	280
	非該当	26	29	37	31
再判定 件数	該当	610	789	501	668
	非該当	14	7	12	23

\*第 51 号より計上の仕方を変更したため R2 年度分より掲載。

## ク 専門的技術的援助

児童相談所では、児童福祉の推進を図るため、連絡会議・研修会の開催や講師派遣などにより、市町村、学校・保育所、民生児童委員、関係施設などに対して、専門的技術的援助及び助言を行っている。

特に市町村は、平成17年4月から児童家庭相談に応じることが市町村の業務として法律上明確化されており、基礎的な地方公共団体として、身近な場所で児童の福祉に関する支援を適切に行うことが求められている。

一方、児童相談所は、市町村の業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な対応が必要な事例に対応し、適切な支援を行うこととされている。

表 2-1-8 要保護児童対策地域協議会への出席

		中央	新発田	長岡	南魚沼	上越	計
代表者会議	従事職員数	14	11	21	4	3	53
	回数	6	6	6	4	3	25
実務者会議	従事職員数	144	78	57	86	43	408
	回数	61	38	24	40	18	181
個別ケース検討会	ケース数	137	129	133	87	318	804
	参加回数	105	69	82	57	213	526

表 2-1-9 研修、講師派遣等の実績

		中央	新発田	長岡	南魚沼	上越	計
児童相談所による市町村等職員研修の実施	従事職員数	14	18	9	0	9	50
	回数	2	3	1	0	1	7
市町村等が実施する研修会等への講師派遣	従事職員数	9	6	12	3	5	35
	回数	6	6	11	3	5	31

## ケ 保健師活動の状況

令和元年の児童福祉法改正に伴い、令和4年度から新潟県が所管する5か所の児童相談所に3名の保健師が配属された（2か所は兼務発令）。

令和5年度の保健師活動のうち、個別ケースへの対応は908.5単位であり、前年より活動単位数及び全体の活動に占める割合も増加した（図2-1-18）。

個別ケースへの対応内訳は、訪問37.5%が最も多くを占めており、定例会議等20.5%、研修や保健師業務研究会等その他の業務が13.3%、一時保護所における保護児童の健康相談（新型コロナウイルス感染症対策含む）が11.5%だった（図2-1-19）。

※保健師活動は半日を1単位として計上。

図2-1-18 業務内容別保健師活動 総数1326.0単位

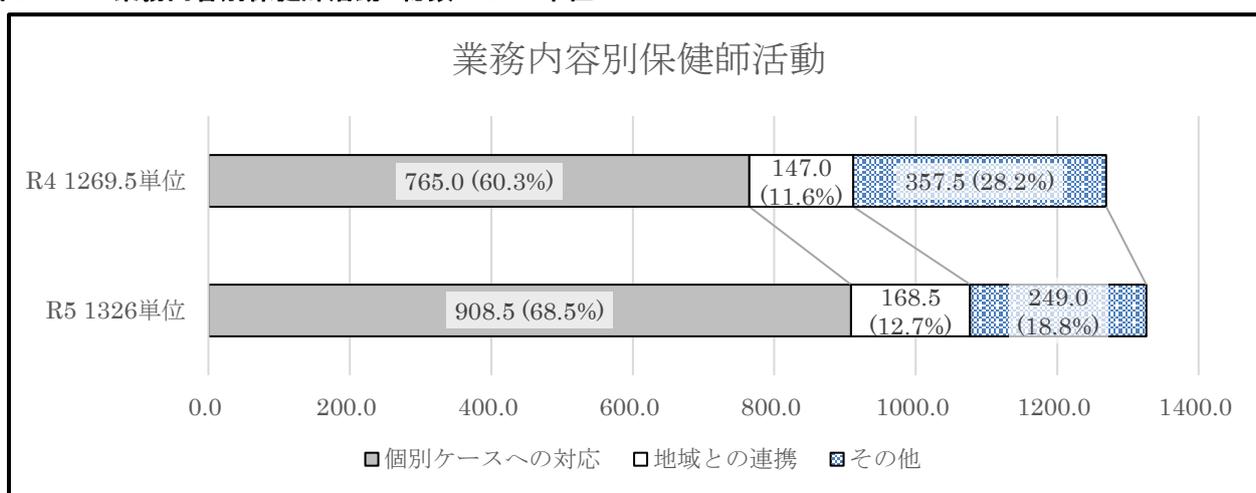


図2-1-19 個別ケースへの対応内訳 総数908.5単位

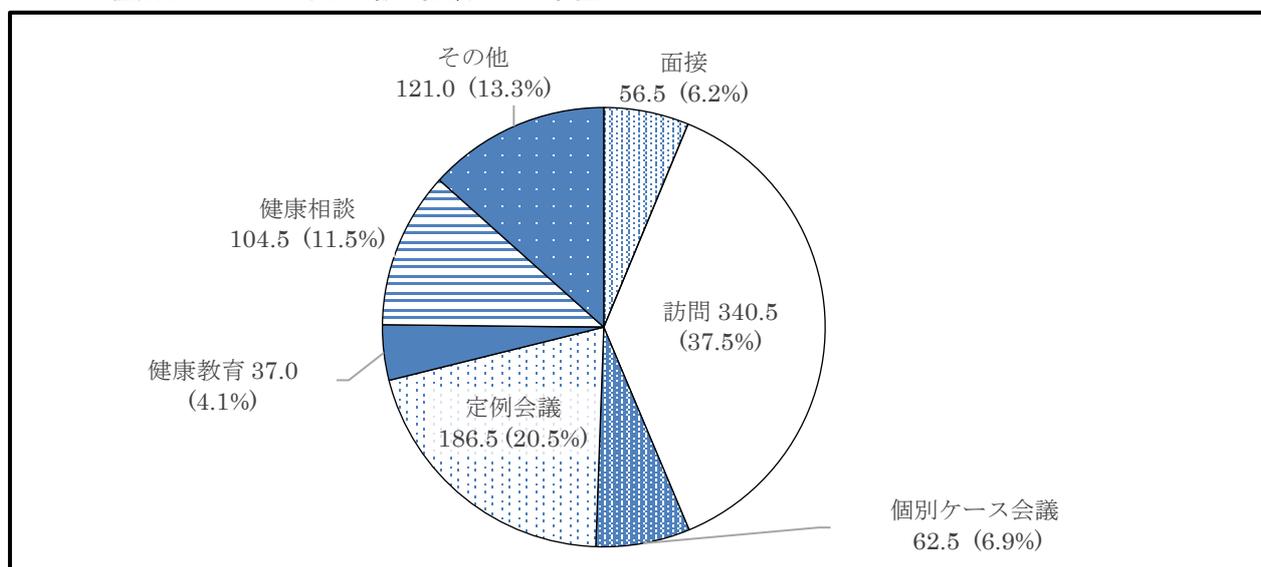
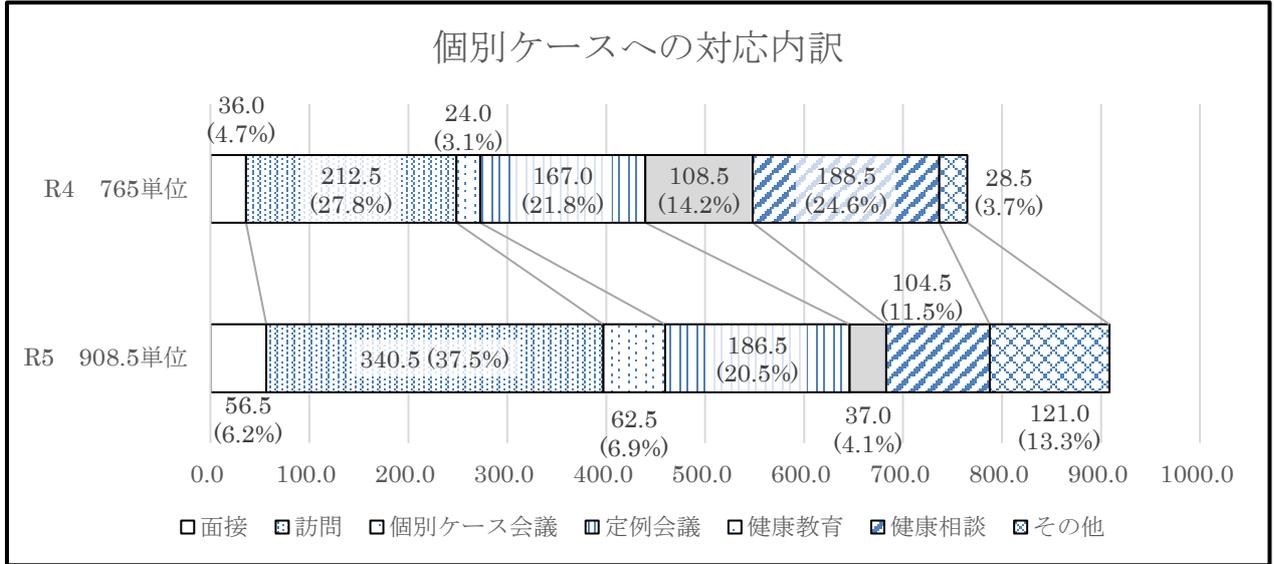


図 2-1-20 個別ケースへの対応内訳 前年度比較



コ ヤングケアラーコーディネーターの活動状況

令和4年度から中央福祉相談センターにヤングケアラーコーディネーターが2名配置された。ヤングケアラーの実態把握及び適切な支援の展開を図るためヤングケアラー支援体制の構築、市町村の機能強化を推進することに取り組んでいる。主な活動は以下のとおり。

- (ア) 関係機関へのヒヤリング調査による、ヤングケアラー支援の実態把握。
- (イ) 市町村における支援体制に関する調査の実施、調査結果の報告。
- (ウ) 多機関が連携し支援体制構築を目的とした「ヤングケアラー支援のてびき」の作成。
- (エ) ヤングケアラー支援に関する研修の講師。

表 2-1-10 分野別の実態把握のためのヒヤリング調査と研修講師の実績(令和5年度)

	市 町 村	学 校	介 護	医 療 ・ 保 健	生 活 福 祉 等	地 域 ・ 民 間 支 援 団 体 等
調 査	3	2	0	3	1	6
講 師	3	0	1	0	0	0

## サ 児童虐待防止のための SNS 相談事業（親子のための相談 LINE）

新潟県では令和 5 年度から SNS 子育て支援相談員を配置し、SNS 相談事業を開始した。

### （ア）目的

- 匿名性が高く、気軽に相談できる SNS を活用した相談体制を構築することにより、こどもや家庭からの相談窓口の選択肢を増やし、児童虐待の未然防止や早期発見につなげる。
- 「アクセスしやすい」「本音を打ち明けやすい」「後で読み返すことができる」「場所を選ばず隙間時間で相談できる」などのメリットをいかした相談体制が構築できる。
- SNS を最大限に活用して、相談者の苦悩を和らげ、破壊的な行動化を防ぎ、より建設的な気持ちや考えを促進する。また、必要に応じて適切な支援機関につなぐ。良き話し相手になることを意識し、悩みを抱えた人たちに有用な情報を発信し、サポートする。

### （イ）相談対象者

新潟市を除く新潟県に在住のこども（18 歳未満）、保護者など。

### （ウ）相談受付時間

平日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。祝日・年末年始を除く。

### （エ）相談の状況

令和 5 年度の新潟県が所管する SNS 相談の相談種類別受付件数の合計は 342 件であった（無言は除く）。

受付件数を相談者別に見ると、保護者からの相談が 270 件と最多となっており、その内訳は母親からが 242 件（70.8%）、父親からが 27 件（7.9%）、未回答が 1 件（0.3%）だった。次いでこどもからの相談が 63 件（18.4%）となっており、年齢層として最も多いのが中学生（30 件）、次いで高校生（29 件）であった。その他からの相談が 9 件（2.6%）となっている（図 2-1-21）。

相談の種類及び内容別に見ると、対応件数 342 件中、養護相談が 160 件、次いで育成相談が 146 件となっており、全体の 89.4% を占めている。養護相談の内容として最も多いのが家庭環境に関する相談 93 件、次いで虐待相談 67 件であった。育成相談の内容として最も多いのが育児・しつけ相談 90 件、それ以外は性格行動、不登校、適性相談の合計で 56 件となっている（図 2-1-22）。

図 2-1-21 相談者の状況

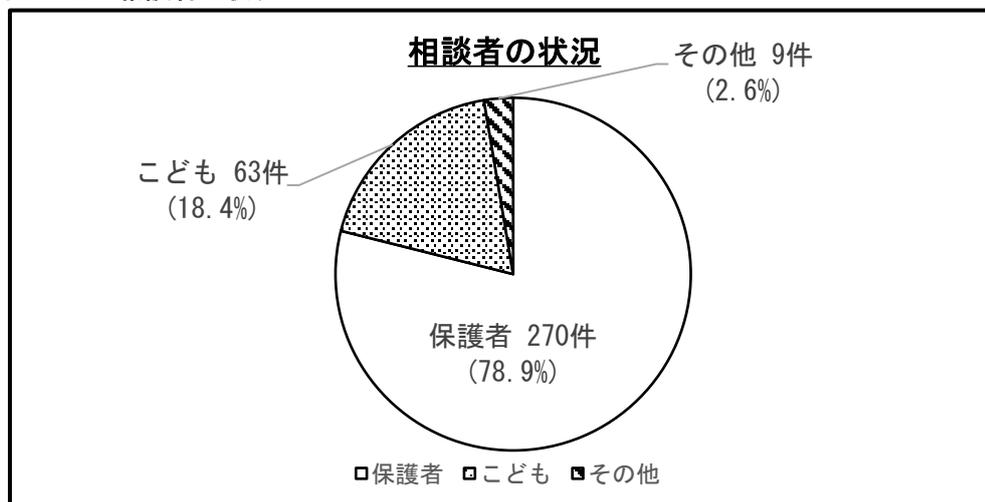
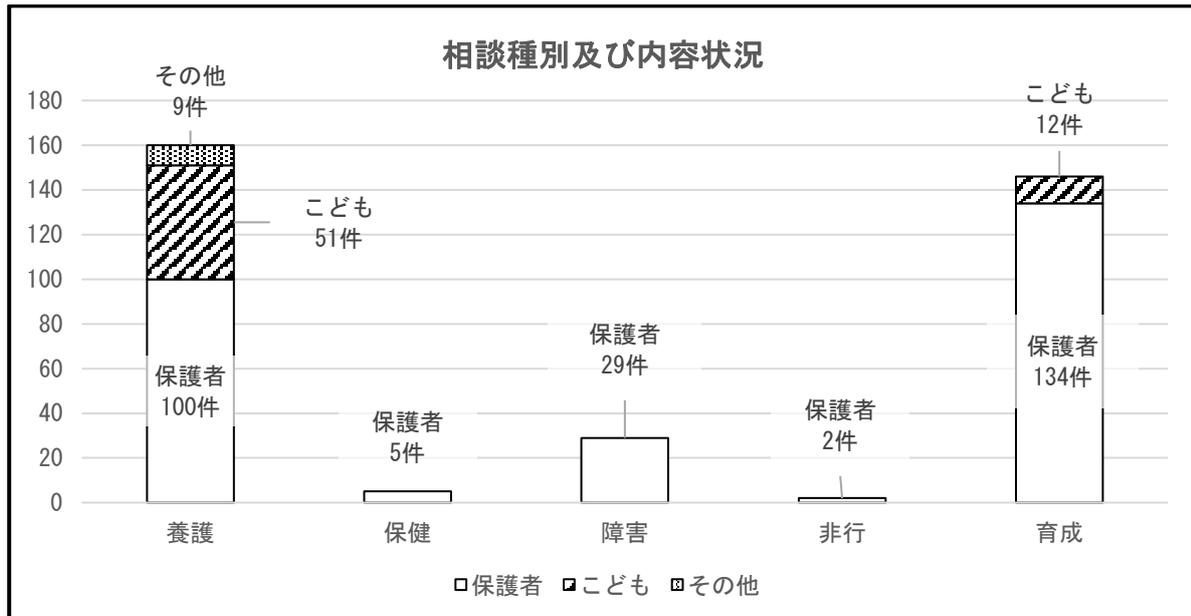


図 2-1-22 相談種別及び内容状況



## 2 身体障害者更生相談所の概要

身体障害者更生相談所は、身体障害者福祉法第11条に基づき、市町村における身体障害者の更生援護の実施にあたり専門的な知識・技術を必要とする相談及び指導や、医学的、心理的及び職能的判定を行うこと等を主な業務として設置された行政機関である。

### (1) 沿革

年月日	設 置 及 び 組 織	所 在 地
昭 25. 4. 1	身体障害者福祉法施行	新潟市川岸町 3-21
27. 7. 1	身体障害者更生相談所設置	
56. 10. 1	更生相談所に人工透析審査委員会設置	
平 4. 4. 1	更生相談所に障害程度審査委員会設置	
5. 4. 1	新潟県民生部の組織改正により、中央・新発田・長岡・六日町・上越の5か所の身体障害者更生相談所が設置される	中央は中央福祉相談センターに設置 他は地域福祉センターに設置
5. 4. 1	中央身体障害者更生相談所に入所調整委員会を設置	
7. 3. 27	中央福祉相談センター移転	中蒲原郡亀田町向陽 4-2-1 (現 新潟市江南区亀田向陽)
9. 7. 1	身体障害者手帳交付事務を中央福祉相談センターで行う	
14. 4. 1	健康福祉環境事務所の設置に伴い、新発田・長岡・六日町・上越は各健康福祉環境事務所内組織の「児童・障害者相談センター」となる	
15. 6. 16	中央福祉相談センター及び児童・障害者相談センターを置く健康福祉環境事務所で、所管区域に所在する身体障害者更生援護施設の入所調整会議を主宰	
16. 4. 1	地域振興局が設置されたことに伴い、健康福祉（環境）事務所は振興局内の部に改編される。これにより新発田・長岡・六日町・上越は地域振興局健康福祉環境部内の組織となる	
16. 4. 27	入所調整会議の主催が、各身体障害者更生相談所となる	
17. 4. 1	六日町は南魚沼に名称変更	
20. 4. 1	見附市の所管が中央から長岡に変更	
25. 4. 1	小千谷市の所管が南魚沼から長岡に変更	
令 4. 4. 1	新発田・長岡・南魚沼・上越は児童・障害者相談センターが健康福祉環境部から独立し、単独所属となる	
6. 4. 1	中央福祉相談センターに障害者相談支援室を設置	

### (2) 業務内容

#### ア 専門的相談支援と指導

- (ア) 障害者等が障害福祉サービスを主体的かつ適切に選択できるように相談支援する。  
 (イ) 身体障害者に関する相談及び指導のうち、市町村において対処することが困難で専門的な助言を要する者の相談・指導を行う。

#### イ 医学的、心理学的及び職能的判定

身体障害者の支援に必要な医学的判定、心理学的判定を行う。自立支援医療（更生医療）の給付、補装具の給付に必要な判定を市町村からの依頼に応じて行う。

#### ウ 施設入所に係る市町村相互間の連絡調整

#### エ 専門的技術的援助及び指導

#### オ 身体障害者手帳の交付及び審査（中央福祉相談センター）

### (3) 業務状況

#### ア 相談の状況

令和5年度の新潟県全体の相談件数は、7,188件であった（図2-2-1）。

相談内容別に見ると、身体障害者手帳の相談が最も多く、4,860件と全体の67.6%を占めており、次いで補装具の相談が1,281件（17.8%）となっている（図2-2-2）。

図2-2-1 相談受付件数の推移（件数）（福祉行政報告例 第17表）

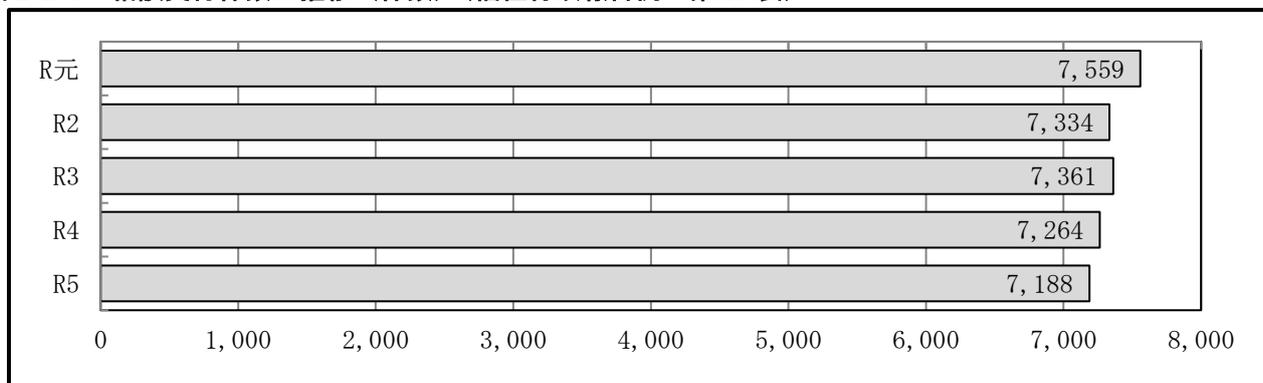
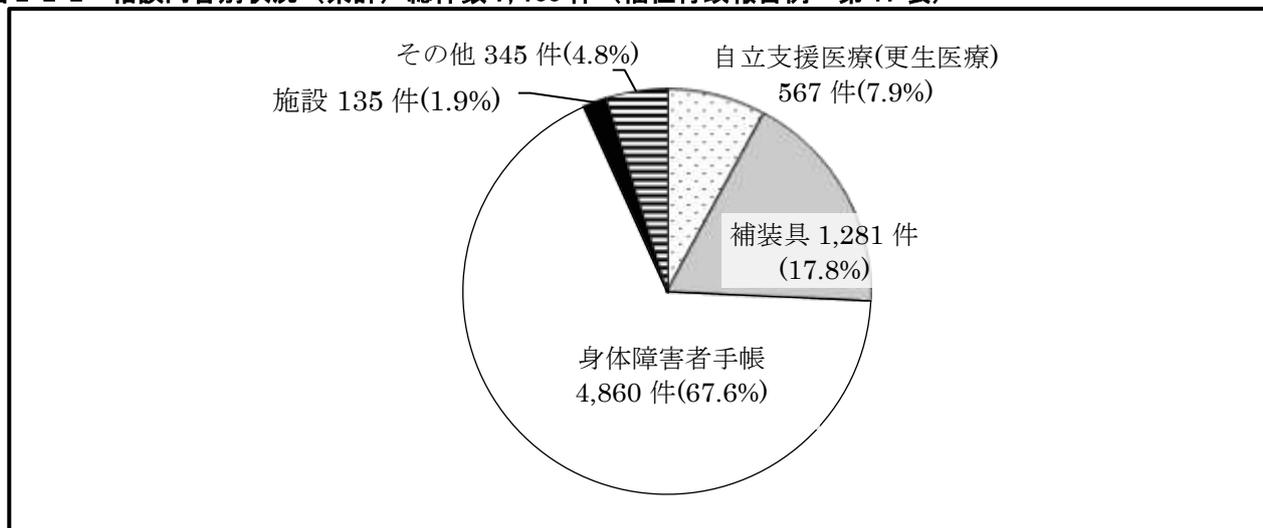


図2-2-2 相談内容別状況（県計）総件数7,188件（福祉行政報告例 第17表）



#### イ 判定の状況

令和5年度の新潟県全体の判定件数は7,175件であり、医学的判定が7,040件（98.1%）である（図2-2-3）。

また、判定書の交付件数は7,155件で、身体障害者手帳によるものが4,860件（67.9%）と最も多く、次いで補装具が1,248件（17.4%）となっている（図2-2-4）。

図2-2-3 判定内容状況（県計）総件数7,175件（福祉行政報告例 第17表）

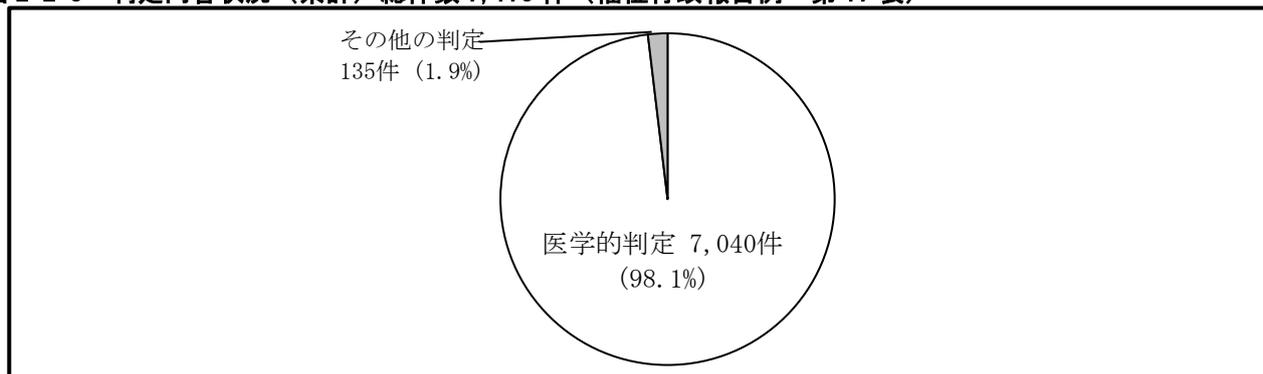
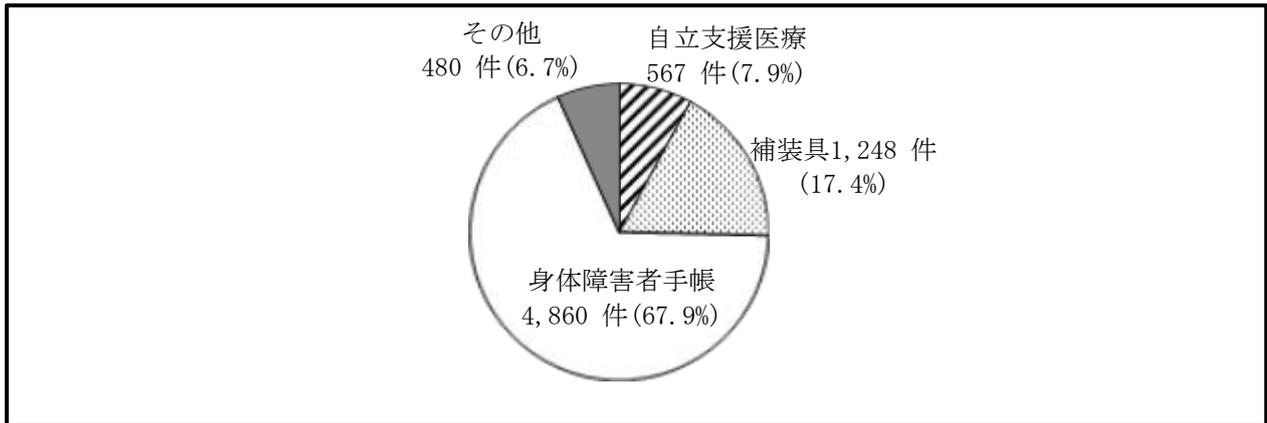


図 2-2-4 判定書交付の状況（県計）総件数 7,155 件（福祉行政報告例 第 17 表）



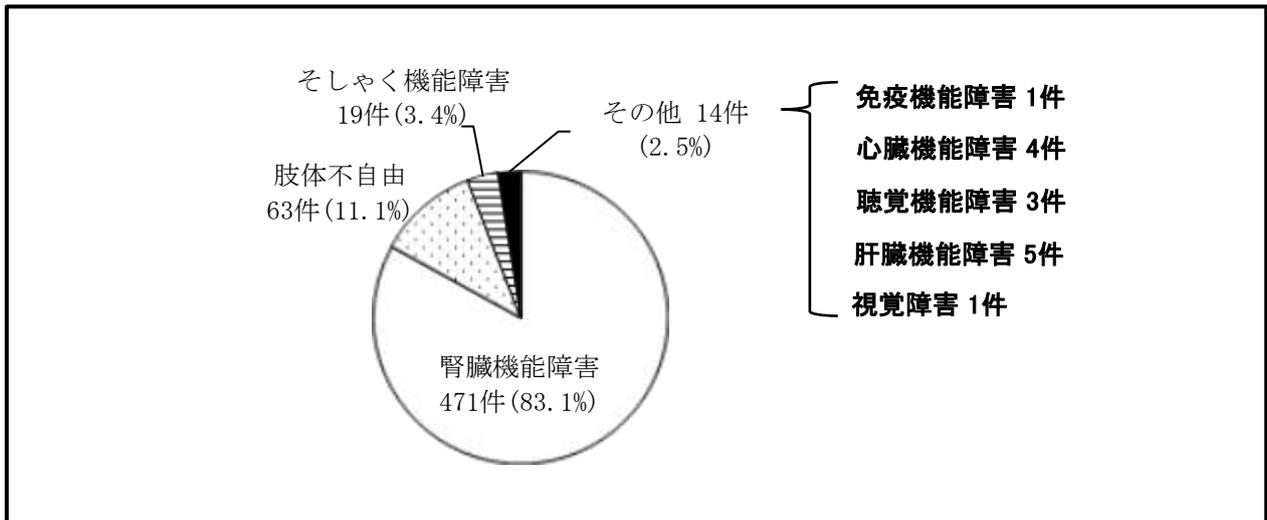
(ア) 自立支援医療（更生医療）の給付判定

自立支援医療（更生医療）は、疾病・事故・災害等による身体的損傷を負った身体障害者に対して、日常生活能力、社会生活能力、又は職業能力を回復又は向上若しくは獲得させることを目的とする医療である。身体障害者更生相談所では、市町村からの依頼に応じ、この医療の可否について判定を行っている。

《判定状況》

令和 5 年度の判定書交付件数は、567 件で、判定書交付件数を障害別に見ると、腎臓機能障害が圧倒的に多く 471 件と全体の 83.1%を占めている（図 2-2-5）。

図 2-2-5 自立支援医療（更生医療）判定書交付状況 交付件数 567 件



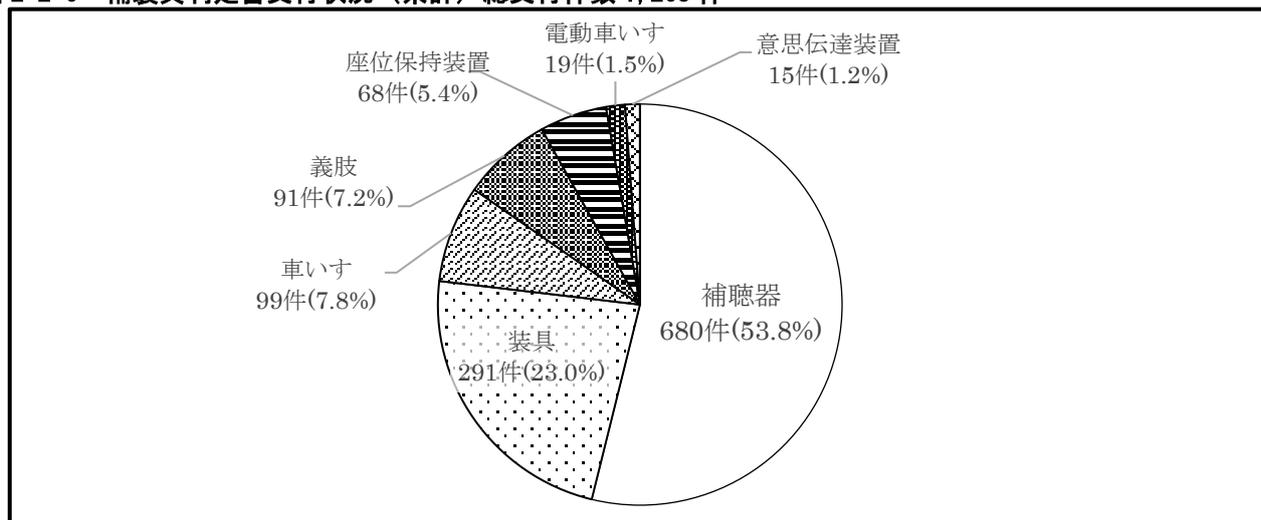
(イ) 補装具費の支給判定

補装具費支給制度は、障害者等の日常生活や社会生活の向上を図るために、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるものの購入又は修理に要した費用の支給を行うものである。

身体障害者更生相談所では、市町村からの依頼に応じ、障害状況等に応じた補装具費が支給されるよう、支給の可否や適合判定を行っている。

令和 5 年度の補装具費支給についての判定書交付件数は 1,263 件で、判定書交付件数を補装具の種目別に見ると、最も多いのが補聴器で 680 件 (53.8%) となっており、次いで、装具が 291 件 (23.0%) となっている（図 2-2-6）。

図 2-2-6 補装具判定書交付状況（県計）総交付件数 1,263 件



### ウ 施設入所に係る市町村間の連絡調整

新潟県内に設置の障害者支援施設等への入所に関し、市町村相互間の連絡及び調整等の公正かつ円滑な実施を確保することを目的として、身体障害者更生相談所ごとに、市町村の代表、施設の代表及び身体障害者更生相談所職員等からなる入所調整会議を開催し、当該身体障害者更生相談所の管轄する区域内の障害者支援施設等について、入所待機者の入所優先順位等について審議している。

表 2-2-1 障害者支援施設等入所調整会議開催状況（県計）

項 目	県計	中央	新発田	長岡	南魚沼	上越
回 数	13 回	4 回	3 回	3 回	0 回	3 回
件 数	135 件	76 件	10 件	2 件	0 件	47 件

### エ 専門的技術的援助

身体障害者更生相談所は、専門的技術的な中枢機関として、様々な方法で市町村等に対して専門的な技術的援助指導を行うこととなっており、必要に応じて研修会の開催や講師派遣等により、市町村、関係施設、福祉事務所に対して、身体障害者の更生援護に関する技術的援助及び助言を実施している。

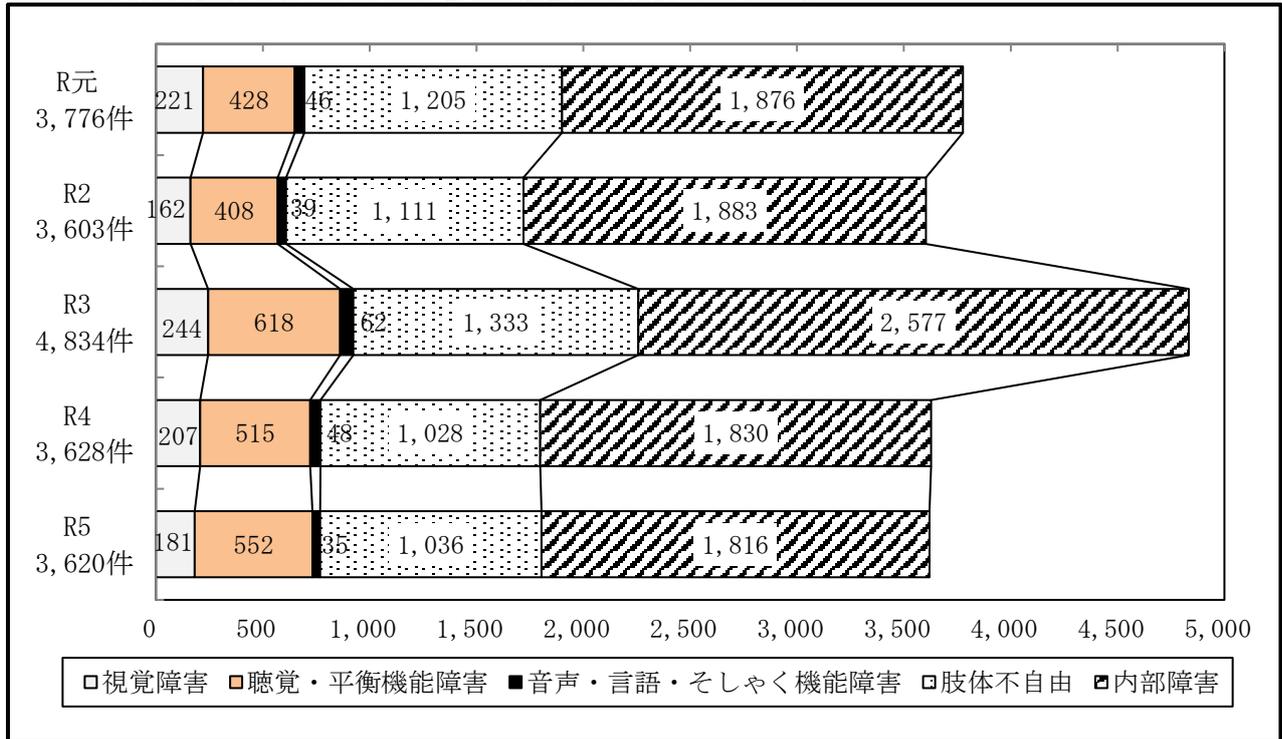
### オ 身体障害者手帳の交付事務

中央福祉相談センターにおいて、新潟市を除く県内全域について、各種福祉措置の根拠となる身体障害者手帳に関する交付事務を行っている。

#### (ア) 身体障害者手帳の交付状況

令和 5 年度の新規手帳交付件数は 3,620 件であった。障害種類別では内部障害が最も多く、1,816 件で全体の 50.2% を占めている。次いで肢体不自由 1,036 件 (28.6%)、聴覚・平衡機能障害 552 件 (15.2%) の順となっている (図 2-2-7)。

図 2-2-7 身体障害者手帳新規交付の推移（福祉行政報告例 第 14 表）



(イ) 障害程度審査委員会開催状況

身体障害者手帳交付の適正化を図ることを目的に、専門的知識及び技術を必要とする事項について、身体障害者更生相談所と担当医師からなる障害程度審査委員会を開催し、審査している。

表 2-2-2 障害程度審査委員会議開催状況（県計）

項目	実績
回数	6回
件数	延べ 27件

### 3 知的障害者更生相談所の概要

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法第12条に基づき、市町村における知的障害者の更生援護の実施にあたり専門的な知識・技術を必要とする相談及び指導や、医学的、心理的及び職能的判定を行うこと等を主な業務として設置された行政機関である。

#### (1) 沿革

年月日	設 置 及 び 組 織	所 在 地
昭 36. 1. 1	精神薄弱者更生相談所設置	新潟市川岸町 3-21
40. 5	本省庁の行政区分変更に伴い、中央児童相談所併設となる	新潟市川岸町 1-57-1
43. 5	更生相談センターに移転	
56. 4	中越・上越児童相談所の所長以下、業務担当の一部職員が兼務となる。また、心身障害者社会参加推進員（嘱託）を新規配置	
61. 4	児童相談所の組織改正に伴い兼務者増員。また、中央児童相談所佐渡駐在員に兼務発令。	
平 5. 4	新潟県民生部の組織改正により、中央・新発田・長岡・六日町・上越の5か所の精神薄弱者更生相談所が設置される	中央は中央福祉相談センターに設置 他は地域福祉センターに設置
7. 3. 27	中央福祉相談センター移転	中蒲原郡亀田町向陽 4-2-1
11. 4. 1	知的障害者更生相談所に名称変更	(現 新潟市江南区亀田向陽)
14. 4. 1	健康福祉環境事務所の設置に伴い、新発田・長岡・六日町・上越は各健康福祉環境事務所内組織の「児童・障害者相談センター」となる	
15. 6. 16	中央福祉相談センター及び児童・障害者相談センターを置く健康福祉環境事務所で、所管区域に所在する知的障害者援護施設の入所調整会議を主宰	
16. 4. 1	地域振興局が設置されたことに伴い、健康福祉（環境）事務所は振興局内の部に改編される。これにより、新発田・長岡・六日町・上越は各地域振興局健康福祉環境部内の組織となる	
16. 4. 27	入所調整会議の主催が、各知的障害者更生相談所となる	
17. 4. 1	六日町は南魚沼に名称変更	
20. 4. 1	見附市の所管が中央から長岡に変更	
25. 4. 1	小千谷市の所管が南魚沼から長岡に変更	
令 4. 4. 1	新発田・長岡・南魚沼・上越は児童・障害者相談センターが健康福祉環境部から独立し、単独所属となる	
6. 4. 1	中央福祉相談センターに障害者相談支援室を設置	

#### (2) 業務内容

##### ア 専門的相談支援と指導

- (ア) 障害者等が障害福祉サービスを主体的かつ適切に選択できるように相談支援する。  
 (イ) 知的障害者に関する相談及び指導のうち、市町村において対処することが困難で専門的な助言を要する者の相談・指導を行う。

##### イ 医学的、心理学的及び職能的判定

知的障害者の支援に必要な医学的判定、心理学的判定、就労能力や適性の検査等を行う。また、支援に必要な判定を市町村からの依頼に応じて行う。

##### ウ 施設入所に係る市町村相互間の連絡調整

##### エ 専門的技術的援助及び指導等

##### オ 療育手帳交付事務

### (3) 業務状況

#### ア 相談の状況

令和5年度の新潟県全体の相談件数は、1,304件であった(図2-3-1)。

相談内容別に見ると、療育手帳に関するものが782件と全体の60.0%を占めている(図2-3-2)。

図2-3-1 相談受付件数の推移(県計)(福祉行政報告例 第27表)

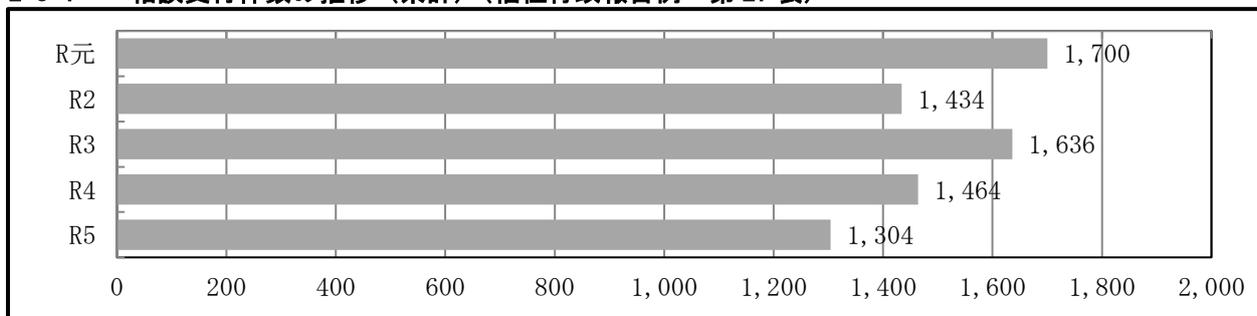
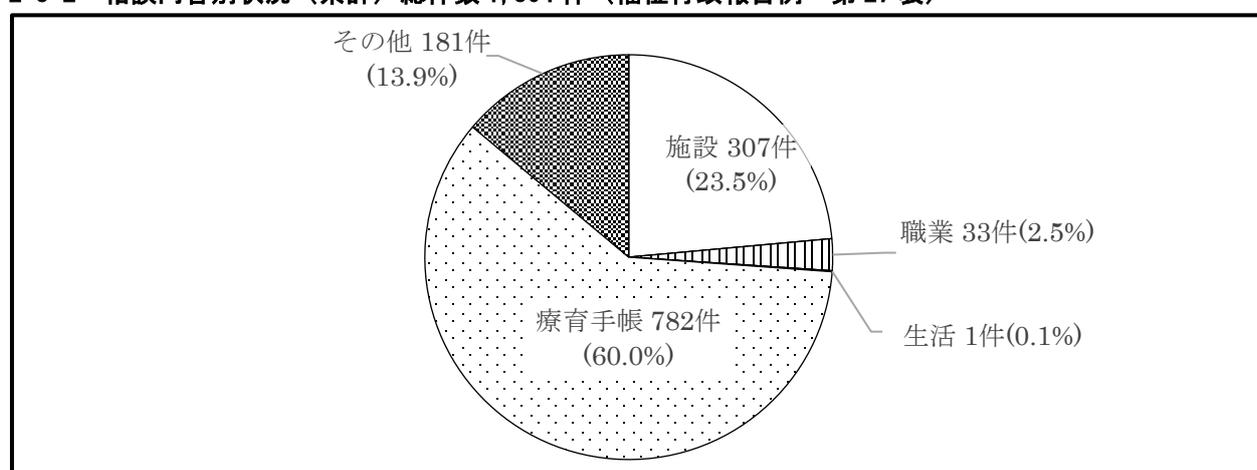


図2-3-2 相談内容別状況(県計)総件数1,304件(福祉行政報告例 第27表)



#### イ 判定の状況

令和5年度の新潟県全体の判定件数は1,248件であり、心理学的判定が最も多く、943件と全体の75.6%を占めている(図2-3-3)。

また、判定書の交付件数は1,211件であり、療育手帳によるものが762件と全体の62.9%を占めている(図2-3-4)。

図2-3-3 判定内容状況(県計)1,248件(福祉行政報告例 第27表)

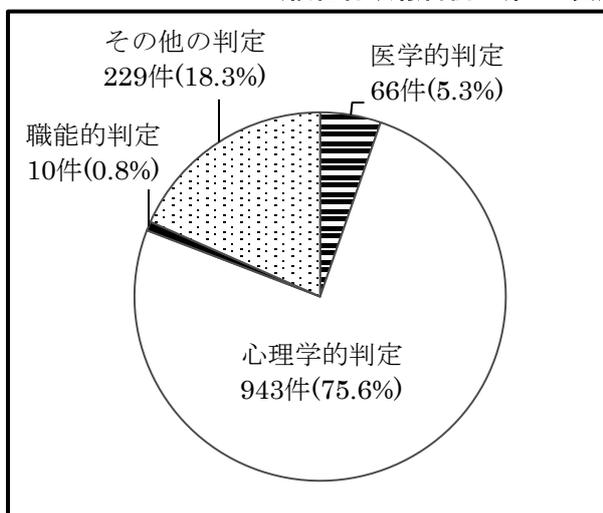
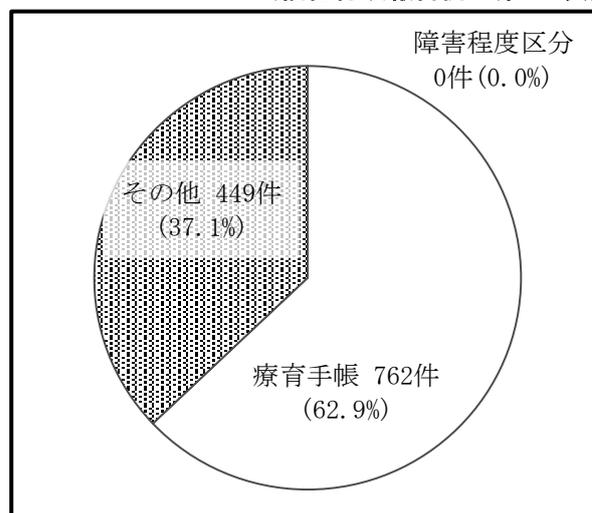


図2-3-4 判定書交付の状況(県計)1,211件(福祉行政報告例 第27表)



## ウ 療育手帳に係る判定

療育手帳は、知的障害児（者）に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助を受けやすくすることにより、知的障害児（者）の福祉の増進を図ることを目的として交付されている。

知的障害者更生相談所では、「療育手帳制度の実施について」（昭和48年厚生省事務次官通知）に基づき、知的障害と判定された18歳以上の者に対して療育手帳の交付と再判定を実施している。

表 2-3-1 療育手帳の判定・交付の状況（県計）

実 績		R2	R3	R4	R5
新規判定 件数	該当	111	132	126	107
	非該当	3	2	4	10
再判定 件数	該当	817	878	792	618
	非該当	1	1	5	3

\* 計上の仕方を変更したためR2年度分より掲載

## エ 施設入所に係る市町村間の連絡調整

新潟県内に設置の障害者支援施設への入所に関し、市町村相互間の連絡及び調整等の公平かつ円滑な実施を確保することを目的として、知的障害者更生相談所ごとに、市町村の代表、施設の代表及び知的障害者更生相談所職員等からなる入所調整会議を開催し、当該知的障害者更生相談所の管轄する区域内の障害者支援施設について、入所待機者の入所優先順位等について審議している。

表 2-3-2 障害者支援施設等入所調整会議開催状況（県計）

児童相談所	県計	中央	新発田	長岡	南魚沼	上越
開催回数	15回	4回	3回	3回	2回	3回
入所調整件数	323	89件	22件	0件	5件	207件

## オ 佐渡巡回相談

交通不便や遠隔地等のため、知的障害者更生相談所に直接来所することが困難な佐渡市に向いて会場を設置し、相談や判定を実施している。（児童相談所と同日に開催する場合もある）

表 2-3-3 佐渡巡回相談実施状況

実 績	R2	R3	R4	R5
回 数	12回	12回	14回	16回
件 数	25件	36件	25件	34件

\* 計上の仕方を変更したためR2年度分より掲載

## カ 専門的技術的援助

知的障害者更生相談所は、専門的技術的な中枢機関として、様々な方法で市町村等に対して専門的な技術的援助指導を行う必要があるが、研修会の開催や講師派遣等により、市町村、関係施設、福祉事務所に対して、知的障害者の更生援護に関する技術的援助及び助言を実施している。

## 4 視察・見学研修及び相談援助実習・ボランティアの受け入れ状況

### (1) 視察・見学研修、相談援助実習

各相談所では、関係機関の視察・見学及び相談援助実習等の学生の受け入れを行っている。

視察・見学研修の参加者は、主に、民生児童委員、学校関係者、学生である。民生児童委員、学校関係者共に、相談所の機能・役割についての理解を深め、連携を図らなければならない機関である。

相談援助実習は、社会福祉士国家試験の受験資格取得のための実習である。県内の福祉系の専門学校や大学を中心に2週間から4週間の実習を受け入れている。

心理実践実習は公認心理師養成のための実習である。県内の心理系の大学院の実習を5日間受け入れている。

表 2-4-1 視察・見学研修、相談援助実習等受け入れ状況（相談所別）

項	目	中 央	新 発 田	長 岡	南 魚 沼	上 越	計
視察・見学研修	件 数	4	0	2	0	7	13
	人 数	20	0	4	0	28	52
相談援助実習等	件 数	4	0	2	0	1	7
	人 数	8	0	2	0	1	11
心理実践実習	件 数	1	0	0	0	0	1
	人 数	2	0	0	0	0	2

### (2) ボランティア

中央福祉相談センターでは、平成15年度からボランティアの受け入れを開始した。大学生がボランティアとして登録し、児童相談所一時保護所における余暇活動等での児童との関わりを中心に活動している。

## 第 3 部 資 料

# 目 次

## 児童相談所統計

表1	児童相談所経路別児童受付（福祉行政報告例第43表）	49
表2	児童相談所相談種類別児童受付（福祉行政報告例第44表）	50
表3	児童相談所相談種類別対応件数（福祉行政報告例第45表）	52
表4	児童相談所における措置停止・措置中の調査・診断・指導、措置解除 （福祉行政報告例第46表）	54
表5	一時保護児童（福祉行政報告例第47表）	56
表6	被虐待児の一時保護（対応）件数	58
表7	児童相談所における調査・診断及び心理療法・カウンセリング等 （福祉行政報告例第48表）	59
表8	児童相談所における養護相談の理由別対応件数 （福祉行政報告例第49表）	60
表9	里親（福祉行政報告例第56表）	66
表10	里親に委託されている児童（福祉行政報告例第57表）	67
表11	児童福祉施設等措置（委託）状況	69
表12	療育手帳判定状況	69
表13	業務内容別保健師活動	70

## 身体障害者更生相談所統計

表14	身体障害者更生相談所における処理（福祉行政報告例第17表）	72
表15	補装具判定書交付状況	73
表16	身体障害者手帳障害別交付件数	74

## 知的障害者更生相談所統計

表17	知的障害者更生相談所における処理（福祉行政報告例第27表）	75
表18	療育手帳判定状況	76

## 参考資料

表19	要保護児童対策地域協議会	77
-----	--------------	----

# 児童相談所統計

表1 児童相談所経路別児童受付 (福祉行政報告例第43表)

		都道府県				市町村				児童福祉施設・指定医療機関			支 援 セ ン タ ー 庭 園	認 定 こ ど も 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所及び医療機関		学校等			里 親	仲 介 を 含 む の 親 戚 人	児 童 委 員 会 の 人	近 隣 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計	(再 掲)			
		児童相談所(1)	福祉事務所(2)	保健所(3)	その他(4)	福祉事務所(5)	児童委員(6)	保健所(7)	その他(8)	保育所(9)	児童福祉施設(10)	指定医療機関(11)					保健所(16)	医療機関(17)	幼稚園(18)	学校(19)	委員会(20)								措置変更(28)	期間延長(29)	巡回相談(30)	電話相談(31)
県計	男(01)	113	17		33	820	2	27	321	13	38			3	680	7	2	32	5	179	102	9		741	99	22	24	3,289	8	12	13	535
	女(02)	93	5		33	441		21	301	7	22	1		14	603	2	2	22	4	173	74	4	1	431	77	37	21	2,389	2	8	8	396
中央	男(01)	25	3		30	131			95	4	10				157		1	8		32	3	1		198	39	11	11	759	3		13	228
	女(02)	14	1		30	64			86	3					139		1	3	1	32	1	1		124	24	12	11	547			8	167
新発田	男(01)	26	10			164	1	27	2	1	3				145			8		28	9	1		127	17	5	2	576	1	1		85
	女(02)	24	4			102		20		1	3				123	1		6	1	26	7			53	8	6	1	386		1		37
長岡	男(01)	22	1		3	253	1		25	6	4			3	194			8	2	69	8	5		172	19	2	3	800	2	5		92
	女(02)	23			1	130			25	2	4	1		11	163			9	1	72	4	1	1	96	19	9	5	577		2		87
南魚沼	男(01)	26	3			79			66		10				72	2	1		2	36	5			95	10		1	408				52
	女(02)	14			2	26		1	78		5			3	72					23	5	1		45	11	2	2	290		3		49
上越	男(01)	14				193			133	2	11				112	5		8	1	14	77	2		149	14	4	7	746	2	6		78
	女(02)	18				119			112	1	10				106	1	1	4	1	20	57	1		113	15	8	2	589	2	2		56

表2 児童相談所相談種類別受付 (福祉行政報告例第44表)

			0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	計	診 神 1 査 発 歳 (再 達 6 掲 密 か 掲 月 児 掲 密 健 掲 康 精 掲 査 達 掲 達 達 (21)	(精 3 密 児 掲 健 精 掲 掲 神 掲 掲 発 掲 掲 達 (22)	定 当 特 支 給 別 (に 児 再 係 童 掲 扶 養 掲 判 手 (23)	に 里 関 親、 す 養 る 親 相 希 談 望 (24)	
			歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳以上					
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)					
県	養護 相談	児童虐待相談(1)	120	119	159	153	148	183	160	162	192	163	140	162	153	166	132	118	120	99	1	2,650					
		その他の相談(2)	103	34	38	68	42	40	44	60	43	42	44	39	58	70	50	43	50	44	4	4	916				
	保 障 害	健康相談(3)										1	1	1		1			1	1	2	1	4				
		肢体不自由相談(4)										1							1				5				
	相 談	視聴覚障害相談(5)																									
		言語発達障害等相談(6)			1				1		1										1						4
		重症心身障害相談(7)						3		1					1					1	1	3	1				11
		知的障害相談(8)		1	18	60	63	105	89	116	72	93	62	93	95	93	117	118	108	163	16						1,472
		発達障害相談(9)			2				1				1			1		1									7
	非 行 相 談	く犯行為等相談(10)									1	1	3		14	3	12	12	11	18	10						85
		触法行為等相談(11)										1	3	2	7	5	14	1	1			1					35
	育 成 相 談	性格行動相談(12)			1		5	9	12	12	20	14	29	21	12	36	34	26	31	15							277
不登校相談(13)									1	3	1	2	7	1	4	9	7	10	1	2						48	
適性相談(14)						2	2	4		4	2	1	3	1	4	3					1					27	
育児・しつけ相談(15)		4	6	3	8	1	1	1	6	3	1	1	3	2	1	1				1						39	
そ の 他 の 相 談	(16)	5	3	3	1	9	7	4	5	7	6	4	5	11	8	2	6	6	6	6	6					98	
計	(17)	232	163	225	292	273	351	312	367	345	331	290	346	345	414	360	335	338	336	23					5,678		
(再掲)	児童虐待通告(18)	130	127	168	174	156	196	168	179	202	170	149	173	159	174	137	129	125	104	1						2,821	
	いじめ相談(19)										1	2				3	1	1	3							11	
	児童売春等被害相談(20)															2										2	
中 央	養護 相談	児童虐待相談(1)	18	14	35	30	32	35	28	38	37	25	14	32	32	28	27	28	24	19						496	
		その他の相談(2)	37	17	19	28	16	15	13	21	19	14	12	14	12	24	17	20	14	14							326
	保 障 害	健康相談(3)															1										1
		肢体不自由相談(4)																									
	相 談	視聴覚障害相談(5)																									
		言語発達障害等相談(6)																									
		重症心身障害相談(7)						1		1											1	1					4
		知的障害相談(8)			5	15	9	19	16	27	17	25	11	18	19	19	26	30	20	30	1						307
		発達障害相談(9)							1								1										2
	非 行 相 談	く犯行為等相談(10)									1		1		1	3	6	1	4								18
		触法行為等相談(11)														3		1									4
	育 成 相 談	性格行動相談(12)			1		2	5	1	5	4	6	4	4	9	9	7	9	4								70
不登校相談(13)									2		2	4	1	2	2	2	6									21	
適性相談(14)						2	1			1			1			1										6	
育児・しつけ相談(15)		2	4	1	3	5	4	2	1	2	2			2	1	1				1	4					25	
そ の 他 の 相 談	(16)	3				5	4	2	1	2	2			1	1				1	4					26		
計	(17)	60	35	61	76	67	80	61	97	84	74	47	71	72	91	91	93	72	72	2					1,306		
(再掲)	児童虐待通告(18)	25	20	42	46	36	43	35	46	45	32	19	41	37	36	31	34	29	22							619	
	いじめ相談(19)										1									1						2	
	児童売春等被害相談(20)																										
新 発 田	養護 相談	児童虐待相談(1)	20	27	28	28	29	32	33	28	33	35	20	40	26	38	29	26	18	18						508	
		その他の相談(2)	12	2	2	9	5	6	11	7	7	8	6	8	25	19	7	4	8	3							149
	保 障 害	健康相談(3)										1															1
		肢体不自由相談(4)									1											1	1				3
	相 談	視聴覚障害相談(5)																									
		言語発達障害等相談(6)																									
		重症心身障害相談(7)																									
		知的障害相談(8)		1	3	6	4	16	11	19	8	5	13	15	19	17	9	16	18	14	1						195
		発達障害相談(9)									1																1
	非 行 相 談	く犯行為等相談(10)										1		1	1	3	3	2	5	5							21
		触法行為等相談(11)														3											3
	育 成 相 談	性格行動相談(12)							2	3	1	2	1	5	2	3	8	6	3	3							41
不登校相談(13)													1		2	1	1				1					6	
適性相談(14)					1		1			1		1	1		3	1										9	
育児・しつけ相談(15)		1	1		1																					3	
そ の 他 の 相 談	(16)					1			1	2			1	8	4		2	2	1						22		
計	(17)	33	31	33	45	39	57	59	58	52	51	43	71	83	91	58	56	54	46	2					962		
(再掲)	児童虐待通告(18)	20	27	28	29	30	34	33	28	34	35	20	40	26	38	29	26	18	18							513	
	いじめ相談(19)															3		1	2							6	
	児童売春等被害相談(20)															2										2	

			0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	18	計	診 神 1 査 発 6 (再 達 精 掲) 密 月 掲) 健 児 掲) 康 精 掲) 診 神 掲) 査 発 掲) 達 達 (21)	(精 3 密 歳 掲) 健 児 掲) 康 精 掲) 診 神 掲) 査 発 掲) 達 達 (22)	定 当 特 (支 別 掲) 給 児 掲) の 係 掲) 養 扶 掲) 判 手 (23)	に 里 掲) 親、 掲) 養 親 掲) 希 望 (24)				
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)					
長 岡	養護 相談	児童虐待相談(1)	32	29	42	41	35	40	38	30	51	31	45	35	46	33	30	19	42	28	1	648									
		その他の相談(2)	22	6	10	9	7	3	11	18	8	6	10	6	12	12	11	8	11	7	2	179									
	保 障 害	健康相談(3)																													
		肢体不自由相談(4)																													
	相 談	視聴覚障害相談(5)																													
		言語発達障害等相談(6)				1					1													2							
		重症心身障害相談(7)													1					1	1	1		4							
		知的障害相談(8)			1	22	17	43	24	26	17	21	13	18	17	24	33	33	30	40	11		390								
		発達障害相談(9)																													
		く犯行為等相談(10)													5	1	1	1	1	4	2		15								
		触法行為等相談(11)														1	6	1					11								
	育 成 相 談	性格行動相談(12)					2	2	9	8	10	8	9	9	4	7	10	8	10	3			99								
		不登校相談(13)									1					2		3	1				7								
		適性相談(14)									2	1			1								4								
	そ の 他 計	育児・しつけ相談(15)	1	1	2	2		1															7								
		その他の相談(16)	1		1		1				1		1		3	1		1		1			11								
		計(17)	56	36	57	74	62	89	82	84	89	71	77	77	83	85	87	73	100	81	14		1,377								
(再掲) 児童虐待通告(18)		34	31	44	43	38	42	38	36	51	31	47	35	47	33	31	20	42	28	1		672									
(再掲) いじめ相談(19)																	1					1									
南 魚 沼	養護 相談	児童虐待相談(1)	14	11	16	21	21	31	18	23	22	29	25	17	21	28	19	19	17	8		360									
		その他の相談(2)	10	5	2	9	8	7	5	6	2	4	7	2	4	5	6	2	12	9	2		107								
	保 障 害	健康相談(3)																													
		肢体不自由相談(4)																	1				1								
	相 談	視聴覚障害相談(5)																													
		言語発達障害等相談(6)																													
		重症心身障害相談(7)																													
		知的障害相談(8)				6	6	4	12	13	3	8	6	5	10	17	16	8	16	25	3		158								
		発達障害相談(9)			2							1											3								
		く犯行為等相談(10)																													
		触法行為等相談(11)												2	6		2				1		3								
	育 成 相 談	性格行動相談(12)					1			3		2				11	3	2	3	3			28								
		不登校相談(13)							1	1	1					2	4	1		1			10								
		適性相談(14)										1				1							4								
	そ の 他 計	育児・しつけ相談(15)				2							1								1		2								
		その他の相談(16)		2	1			1			1		3	1	1	1			2				13								
		計(17)	24	18	21	38	36	44	36	43	31	43	45	31	36	67	48	35	49	48	5		698								
(再掲) 児童虐待通告(18)		14	11	16	21	21	31	18	23	22	29	25	17	21	28	19	20	17	8			361									
(再掲) いじめ相談(19)												2										2									
上 越	養護 相談	児童虐待相談(1)	36	38	38	33	31	45	43	43	49	43	36	38	28	39	27	26	19	26		638									
		その他の相談(2)	22	4	5	13	6	9	4	8	7	10	9	9	5	10	9	9	5	11			155								
	保 障 害	健康相談(3)												1								2									
		肢体不自由相談(4)																					1								
	相 談	視聴覚障害相談(5)																													
		言語発達障害等相談(6)							1														2								
		重症心身障害相談(7)						2															3								
		知的障害相談(8)			9	11	27	23	26	31	27	34	19	37	30	16	33	31	24	44			422								
		発達障害相談(9)																					1								
		く犯行為等相談(10)									1	1			7		3	2	7	4	3		28								
		触法行為等相談(11)										1			1	4	2						8								
	育 成 相 談	性格行動相談(12)									2						6	4	3	6	2		39								
		不登校相談(13)											2			2							4								
		適性相談(14)				1		1							1			1					4								
	そ の 他 計	育児・しつけ相談(15)					1																2								
		その他の相談(16)	1	1	1	1	2	2	1	1	4	3	1		1	2		2	2	1			26								
		計(17)	59	43	53	59	69	81	74	85	89	92	78	96	71	80	76	78	63	89			1,335								
(再掲) 児童虐待通告(18)		37	38	38	35	31	46	44	46	50	43	38	40	28	39	27	29	19	28			656									
(再掲) いじめ相談(19)																															
(再掲) 児童売春等被害相談(20)																															

表3 児童相談所相談種別別対応件数 (福祉行政報告例第45表)

		対 応 件 数 (年度中)																	未 年 度 未 現 在 件 数 (21)	(施 入 所 待 機 再 掲 機 (22)			
		面 接 指 導			指 児 童 福 祉 導 司 (4)	指 児 童 委 導 員 (5)	指 導 セ ン ター 指 導 支 援 士 (6)	指 導 市 町 村 委 託 導 員 (7)	送 市 町 致 村 (8)	指 導 通 知 事 知 事 の 指 導 所 に 関 する 事 務 は (9)	訓 戒 ・ 誓 約 (10)	児 童 福 祉 施 設			医 療 指 定 発 達 機 関 支 援 委 託 (14)	里 親 委 託 (15)	家 庭 法 第 2 4 7 条 第 1 項 第 1 号 に 基 づく 送 致 (16)	障 害 児 童 利 用 施 設 等 (17)			そ の 他 (18)	計 (19)	(再 掲 機 所 (20)
		助 言 指 導 (1)	継 続 指 導 (2)	あ た り 機 関 (3)								入 所 (11)	一 判 に 法 上 の 再 掲 機 所 に 送 致 (12)	通 所 (13)									
県	養護 相談 保	児童虐待相談(1)	2,417	67	22	100					6	22			8				7	2,649	219		
		その他の相談(2)	865	11	5	6						10			9				11	917	23		
		健康相談(3)	4																	4	4		
	障害 相談	肢体不自由相談(4)	1																	4	5		
		視聴覚障害相談(5)																					
		言語発達障害等相談(6)	5																		5		
		重症心身障害相談(7)	2															9		11	1		
		知的障害相談(8)	1,388		1					17		2						21	21	1,452		33	
	非行 相談	自閉症相談(9)	6	1																7			
		ぐ犯行為等相談(10)	70	7	2	2						1								82		8	
		触法行為等相談(11)	21	5		4						1								31		4	
	育成 相談	性格行動相談(12)	271	13	1	4						2								291		19	
		不登校相談(13)	46	4																50			
		適性相談(14)	26																3	29			
		育児・しつけ相談(15)	41																	41			
	計	その他の相談(16)	80																16	96		6	
		計(17)	5,243	110	31	116				17	6	38			17		34	58	5,670	1	312		
		(再掲) いじめ相談(18)	11			2														13			
		児童売春等被害相談(19)				2														2			
中	養護 相談 保	児童虐待相談(1)	413	14		31						3			1				462		78		
		その他の相談(2)	318	3	1	1						3			3				330		7		
		健康相談(3)	1																1				
	障害 相談	肢体不自由相談(4)																					
		視聴覚障害相談(5)																					
		言語発達障害等相談(6)																					
		重症心身障害相談(7)																4		4			
		知的障害相談(8)	286	1	1					2		1					6	7	304		6		
	非行 相談	自閉症相談(9)	1	1																2			
		ぐ犯行為等相談(10)	15	1		1														17		2	
		触法行為等相談(11)	2									1								3		1	
	育成 相談	性格行動相談(12)	64			1														65		7	
		不登校相談(13)	21																	21			
		適性相談(14)	6																	6			
		育児・しつけ相談(15)	25																	25			
	計	その他の相談(16)	25																1	26			
		計(17)	1,177	20	2	34				2		8			4		10	9	1,266		101		
		(再掲) いじめ相談(18)	2																	2			
		児童売春等被害相談(19)																					
新 発 田	養護 相談 保	児童虐待相談(1)	469	24		15						3							515		26		
		その他の相談(2)	132	2	1	3						1							148		2		
		健康相談(3)	1																1				
	障害 相談	肢体不自由相談(4)																		3	3		
		視聴覚障害相談(5)																					
		言語発達障害等相談(6)																					
		重症心身障害相談(7)																					
		知的障害相談(8)	183															3	6	192		9	
	非行 相談	自閉症相談(9)	1																	1			
		ぐ犯行為等相談(10)	16	1	1															18		3	
		触法行為等相談(11)																		3			
	育成 相談	性格行動相談(12)	39	3																42		3	
		不登校相談(13)	6	1																7			
		適性相談(14)	10																	11			
		育児・しつけ相談(15)	3																	3			
	計	その他の相談(16)	18																	18		6	
		計(17)	878	31	5	21						4					6	17	962		49		
		(再掲) いじめ相談(18)	6			2														8			
		児童売春等被害相談(19)				2														2			



表4 児童相談における措置停止・措置中等の調査・診断・指導 (福祉行政報告例第46表)

施設別	内容別 児相別	措置停止		調査・診断・指導	
		(1)		(2)	
児童福祉施設 (01)	中央	4	41	1,097	7,026
	新発田	16		785	
	長岡	8		1,520	
	南魚沼	5		833	
	上越	8		2,791	
指定発達支援医療機関 障害者支援施設 (02)	中央			7	142
	新発田			1	
	長岡				
	南魚沼				
	上越			134	
里親 (03)	中央		30	630	2,210
	新発田	13		221	
	長岡	16		566	
	南魚沼			155	
	上越	1		638	

表4-2 措置解除 (福祉行政報告例第46表)

		相 談 種 別					
		養 護		障 害	非 行	育 成	保健・ その他
		児童虐待	その他				
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
県計	家 庭 復 帰 (04)	16	7			1	
	社 会 的 自 立 (05)	6	3	1			
	そ の 他 (06)	13	10	1	4		
中央	家 庭 復 帰 (04)	7	1				
	社 会 的 自 立 (05)	4	2				
	そ の 他 (06)	2	3				
新発田	家 庭 復 帰 (04)		1				
	社 会 的 自 立 (05)	1					
	そ の 他 (06)				1		
長岡	家 庭 復 帰 (04)	2	2			1	
	社 会 的 自 立 (05)						
	そ の 他 (06)	1	4				
南魚沼	家 庭 復 帰 (04)	1	2				
	社 会 的 自 立 (05)	1	1	1			
	そ の 他 (06)	2					
上越	家 庭 復 帰 (04)	6	1				
	社 会 的 自 立 (05)						
	そ の 他 (06)	8	3	1	3		

表5 一時保護児童(所内保護分) (福祉行政報告例第47表)

\*…福祉行政報告例に計欄を加えている

			前年度末 継続保護 (1)	受付 (年度中)					対応 (年度中)										年度末 継続保護 (16)												
				0~5歳 (2)	6~11歳 (3)	12~14歳 (4)	15歳以上 (5)	* 計 (6)	児童福祉 施設入所 (7)	里親委託 (8)	他の児童相 談所・機関 に移送 (9)	家庭裁判所 送致 (10)	帰 宅 (11)	そ の 他 (12)	計 (13)	職権による一時 保護(再掲) (14)	2か月を超えて 一時保護した件 数(再掲) (15)	延 日 数 (16)													
養 護	児 童 待 遇 (01)	中 央	1	5	10	3							13	5	18	9		231	1												
		新発田	2	5	25	12	4	3					41	1	45	43	2	664	3												
		長 岡	8	11	38	18	10	39	4	19	197	1	9	2	3			38	164	8	25	49	201	40	155	16	26	2,716	5,755	2	9
		南魚沼	1	5	3	2	2	1					5	7	13	9		636													
		上 越	1	12	45	12	9	4	1				67	4	76	54	4	1,508	3												
	そ の 他 (02)	中 央		4	8		1						1	11	13		1	265													
		新発田		1	5	1							6	1	7			48													
		長 岡	1	2	14	7	31	1	6		3	54	1	2	1	16	11	55	6	1	2	315	969		1						
		南魚沼	1	2	1	2	1						5	2	7	3		62													
		上 越		5	10	2	1						16		17	3		279	1												
障 害 (03)	中 央																														
	新発田																														
	長 岡																														
	南魚沼																														
	上 越																														
非 行 (04)	中 央			1	5	1						5	1	7			91														
	新発田				6	3						6		7	2		63	2													
	長 岡	1		1	7	2	18	2	11	36		4		2	5	34	4	8	2	3	327	821		3							
	南魚沼					1								1			3														
	上 越	1		5	5	4						10		14	2		337	1													
育 成 (05)	中 央																														
	新発田																														
	長 岡	1	1		2	6	3	4		10		2	6		4	9				158	183	2	2								
	南魚沼				1							1		1			4														
	上 越				3	1						3		4			21														
保 そ の 他 (06)	中 央																														
	新発田																														
	長 岡																														
	南魚沼																														
	上 越																														
計 (07)	中 央	1	9	19	8	2	1	1				19	17	38	9	1	587	1													
	新発田	2	6	30	19	7	3					53	2	59	45	2	775	5													
	長 岡	10	13	52	28	145	16	67	6	33	297	4	18	2	4	2	53	232	10	43	69	299	44	169	19	31	3,516	7,728	4	15	
	南魚沼	2	7	5	4	4	1					11	10	22	12	4	705														
	上 越	2	17	63	20	14	9					96	4	111	59	5	2,145	5													
延 日 数 (08)	中 央											254	253	587	130		68														
	新発田											171		451	150		511	252													
	長 岡											419	956	299	493		5		2,184	4,756	614	1,518	3,516	7,728	2,728	4,888	2,536	3,760			
	南魚沼											9		337	359		705	528	466												
	上 越											330		141			2		1,530	142	2,145	991	438								

表5-2 一時保護児童(委託保護分) (福祉行政報告例第47表)

\*…福祉行政報告例に計欄を加えている

		継続前年度未保護 (1)	受付 (年度中)					委託解除 (年度中)											延日数 (16)	継続委託保護未 (17)	対応 (年度中)						計 (24)	職権による一時保護(再掲) (25)	1-2か月を超えて 一時保護した件数(再掲) (26)
			0~5歳 (2)	6~11歳 (3)	12~14歳 (4)	15歳以上 (5)	* 計 (6)	児童福祉施設						里親 (13)	その他 (14)	計 (15)	施設入所 (18)	里親委託 (19)			他の児童相談所に送致 (20)	家庭裁判所 (21)	帰宅 (22)	その他 (23)					
								児童養護施設 (7)	乳児院 (8)	施設児童自立支援 (9)	児童療養施設 (10)	障害児施設 (11)	その他 (12)																
養 護	児童虐待 (09)	中央	2	6	3	1	10	1	3	1			3	1	9	222	2,292	3	2				6	1	9	3			
		新発田		7	3	1	12	1	3				5	1	12	165			1		1		8	2	12	11	1		
		長岡	2	13	2	1	4	20	4	5			1	11	1	22		1184		6	1			8	7	22	14	12	
		南魚沼		17			1	18		1				16	1	18		121		1	1			1	15	18	3	1	
		上越		17	4	2	2	25	3	1			2	1	16	2		25	600		6	2			11	6	25	6	3
護	その他 (10)	中央	1	13	8		2	23	3	1				16	4	24	468	1,958		1	1			12	10	24			
		新発田		3		3	6						2	4	6	99			1				4	1	6				
		長岡	2	7	8	4	19			4				12	4	20	590		1	2	3			11	4	20		2	
		南魚沼	1	1			1							1		2	192			1	1					2		2	
		上越		11	7	2	20			5				14	1	20	609			2	1			14	3	20	3	3	
障 害 (11)	中央				5	5	10								10	16	34						10		10				
	新発田																												
	長岡				1	1									1	18			1						1				
	南魚沼																												
	上越																												
非 行 (12)	中央																3	359											
	新発田																												
	長岡																												
	南魚沼																												
	上越				2	1	3		1					2	3	359				1				1	1	3		2	
育 成 (13)	中央																												
	新発田																												
	長岡																												
	南魚沼																												
	上越																												
保 健・ そ の 他 (14)	中央																												
	新発田																												
	長岡																												
	南魚沼																												
	上越																												
計 (15)	中央	3	19	11	6	7	43	4	4	1	10	19	5	43	706	4,643	3	3	1			28	11	43	3				
	新発田		10	3	4	1	18	1	3		4	9	1	18	264			2		1		12	3	18	11	1			
	長岡	4	20	10	6	4	40	4	9		2	23	5	43	1,792		1	9	4			19	11	43	14	14			
	南魚沼	1	18			1	19		1			17	1	20	313			2	2			1	15	20	3	3			
	上越		28	11	6	3	48	9	1		2	30	5	48	1,568			9	3			26	10	48	9	8			
	全県	8	95	35	22	16	168	18	18	1	19	1	98	17	172		4,643	4	25	10	1		86	50	172	40	26		
延 日 数 (16)	中央						51	168	9		16		357	105	706	4,643													
	新発田						2	111			58		80	13	264														
	長岡						226	734			23		606	203	1,792														
	南魚沼							7			77		215	14	313														
	上越						141	124			10	30	738	525	1,568														
	全県						420	1,144	9		184	30	1,996	860	4,643														

表6 被虐待児の一時保護(対応)件数

区分 児童相談所別		区内保護			委託保護			計			
		保護件数	保護日数	保護件数	保護日数	保護件数計	保護日数計				
中央	身体的虐待	12	18 (1)	197	231 (45)	4 (2)	9 (3)	52 (48)	27 (4)	453 (99)	
	保護の怠慢ないし拒否	(1)		(45)							
	性的虐待										
	心理的虐待	6		34		2 (1)		26 (6)			
新発田	身体的虐待	18	45 (3)	204	664 (136)	3	12	14	57 (3)	829 (136)	
	保護の怠慢ないし拒否	13 (2)		245 (123)		6		143			
	性的虐待	1		9		0		0			
	心理的虐待	13 (1)		206 (13)		3		8			
長岡	身体的虐待	24	49 (2)	1594	2,716 (242)	6	22	408	71 (2)	3,900 (242)	
	保護の怠慢ないし拒否	10		397		8		314			
	性的虐待	1		8		0		0			
	心理的虐待	14 (2)		717 (242)		8		462			
南魚沼	身体的虐待	6	13	426	636	3	18	7	31	757	
	保護の怠慢ないし拒否	3		67		14		57			
	性的虐待	2		61		0		0			
	心理的虐待	2		82		1		57			
上越	身体的虐待	24 (1)	76 (3)	334 (5)	1,508 (143)	2	25	39	101 (3)	2,108 (143)	
	保護の怠慢ないし拒否	29		624		17		490			
	性的虐待	2 (1)		131 (82)		0		0			
	心理的虐待	21 (1)		419 (56)		6		71			
計		201 (9)		5,755 (566)		86 (3)		2,292 (54)	287 (12)	8,047 (620)	

※ ( ) 内は令和6年4月1日時点で継続保護している件数 (別掲)

表7 児童相談所における調査・診断及び心理療法・カウンセリング等 (福祉行政報告例第48表)

	調査・社会診断指導(1)	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導(10)	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導(2)	医学的検査(3)	その他(4)	知能検査(5)	発達検査(6)	人格検査(7)	その他の検査(8)	面接・観察・指導(9)		医師(11)	児童心理司等(12)	児童福祉司等(13)	その他の所員(14)
県計	児童	3,272	46	1	926	216	207	58	1,255			1,496	1,544	1
	児童虐待(01)	2,633	26	1	80	25	86	23	673			960	1,255	
	非行	280	11		22		58	4	204			212	134	
	保護者	10,928	23		1				545			438	3,448	
	児童虐待(02)	8,484	13						151			257	2,637	
	非行	783	7						69			46	191	
	その他	15,727	4						329			555	3,565	
	児童虐待(03)	12,653	2						179			414	2,985	
	非行	707							51			31	102	
	計	29,927	73	1	927	216	207	58	2,129			2,489	8,557	1
児童虐待(04)	23,770	41	1	80	25	86	23	1,003			1,631	6,877		
非行	1,770	18		22		58	4	324			289	427		
中央	児童	561	10		192	52	52	15	192			202	229	
	児童虐待(01)	505	7		19	14	23	8	109			163	190	
	非行	46	2		2		21	2	46			25	33	
	保護者	1,715	7						123			45	587	
	児童虐待(02)	1,429	6						31			17	547	
	非行	68	1						17			16	37	
	その他	3,760	2						67			109	1,364	
	児童虐待(03)	3,270	1						50			97	1,301	
	非行	117							9			1	43	
	計	6,036	19		192	52	52	15	382			356	2,180	
児童虐待(04)	5,204	14		19	14	23	8	190			277	2,038		
非行	231	3		2		21	2	72			42	113		
新発田	児童	418	10	1	147	35	51	4	502			449	210	
	児童虐待(01)	289	5	1	25	2	22	1	264			287	167	
	非行	45	3		5		12	1	58			49	30	
	保護者	1,167	6						330			259	357	
	児童虐待(02)	875	1						87			172	277	
	非行	75	3						36			27	27	
	その他	1,815	1						144			391	538	
	児童虐待(03)	1,480	1						92			302	422	
	非行	59							24			30	11	
	計	3,400	17	1	147	35	51	4	976			1,099	1,105	
児童虐待(04)	2,644	7	1	25	2	22	1	443			761	866		
非行	179	6		5		12	1	118			106	68		
長岡	児童	858	11		224	48	13	11	163			416	261	1
	児童虐待(01)	554	7		7	3	3		72			198	156	
	非行	87	3		4		4		27			51	7	
	保護者	2,431	10						46			69	982	
	児童虐待(02)	1,344	6						13			22	679	
	非行	194	3						9			2	32	
	その他	2,865	1						87			43	984	
	児童虐待(03)	1,874							21			3	725	
	非行	230							6				22	
	計	6,154	22		224	48	13	11	296			528	2,227	1
児童虐待(04)	3,772	13		7	3	3		106			223	1,560		
非行	511	6		4		4		42			53	61		
南魚沼	児童	226	4		84	19	22	6	50			163	227	
	児童虐待(01)	161	2		7	1	5	1	27			123	196	
	非行	23			2		4	1	7			16	1	
	保護者	721							17			50	507	
	児童虐待(02)	546							4			34	403	
	非行	41							2			1	9	
	その他	1,270							28			12	421	
	児童虐待(03)	760							14			12	311	
	非行	47							11				6	
	計	2,217	4		84	19	22	6	95			225	1,155	
児童虐待(04)	1,467	2		7	1	5	1	45			169	910		
非行	111			2		4	1	20			17	16		
上越	児童	1,209	11		279	62	69	22	348			266	617	
	児童虐待(01)	1,124	5		22	5	33	13	201			189	546	
	非行	79	3		9		17		66			71	63	
	保護者	4,894			1				29			15	1,015	
	児童虐待(02)	4,290							16			12	731	
	非行	405							5				86	
	その他	6,017							3				258	
	児童虐待(03)	5,269							2				226	
	非行	254							1				20	
	計	12,120	11		280	62	69	22	380			281	1,890	
児童虐待(04)	10,683	5		22	5	33	13	219			201	1,503		
非行	738	3		9		17		72			71	169		

※「児童虐待」および「非行」は再掲

表8 児童相談所における養護相談の理由別対応件数 (福祉行政報告例第49表)

1 養護相談の理由

※ 福祉行政報告例に計欄を加えている

		（家 失 踪 を 含 む ） 出 （1）	死 亡 （2）	離 婚 （3）	（傷 入 院 を 含 む ） 病 （4）	家 族 環 境		そ の 他 （7）	計 （8）
						虐 待 （5）	そ の 他 （6）		
県 計	児童福祉施設に入所 (01)					22	10		32
	里 親 委 託 (02)				1	8	8		17
	面 接 指 導 (03)	2	3	1	31	2,506	809	35	3,387
	そ の 他 (04)					113	7	10	130
	計	2	3	1	32	2,649	834	45	3,566
中 央	児童福祉施設に入所 (01)					3	3		6
	里 親 委 託 (02)				1	1	2		4
	面 接 指 導 (03)	2	1		13	427	302	4	749
	そ の 他 (04)					31	2		33
	計	2	1		14	462	309	4	792
新 発 田	児童福祉施設に入所 (01)					3	1		4
	里 親 委 託 (02)								
	面 接 指 導 (03)				6	496	114	15	631
	そ の 他 (04)					16	3	9	28
	計				6	515	118	24	663
長 岡	児童福祉施設に入所 (01)					7	3		10
	里 親 委 託 (02)					6	1		7
	面 接 指 導 (03)				4	615	155	11	785
	そ の 他 (04)					34		1	35
	計				4	662	159	12	837
南 魚 沼	児童福祉施設に入所 (01)					2	1		3
	里 親 委 託 (02)					1	3		4
	面 接 指 導 (03)		1		3	360	95	4	463
	そ の 他 (04)					10	2		12
	計		1		3	373	101	4	482
上 越	児童福祉施設に入所 (01)					7	2		9
	里 親 委 託 (02)						2		2
	面 接 指 導 (03)		1	1	5	608	143	1	759
	そ の 他 (04)					22			22
	計		1	1	5	637	147	1	792

\*複数対応あり

「虐待（５）」の再掲

(1) 児童福祉施設の入所(01)の内訳

	児童養護施設 (1)	乳児院 (2)	児童自立支援施設 (3)	児童心理治療施設 (4)	その他 (5)	計 (6)
県 計	12	6			4	22
中 央	1	1			1	3
新 発 田	2	1				3
長 岡	3	2			2	7
南 魚 沼	1	1				2
上 越	5	1			1	7

(2) 虐待相談の経路

	都道府県				市町村				児童福祉施設・指定発達支援医療機関			児童相談所 (12)	認定こども園 (13)	警察 (14)	家庭裁判所 (15)	保健所及び医療機関		学校等			里親 (21)	児童委員（通告の仲介） (22)	家族						親戚 (29)	近隣・知人 (30)	児童本人 (31)	その他 (32)	計 (33)	
	児童相談所 (1)	福祉事務所 (2)	保健センター (3)	その他 (4)	福祉事務所 (5)	児童委員 (6)	保健センター (7)	その他 (8)	保育所 (9)	児童福祉施設 (10)	療指定発達支援医療機関 (11)					保 健 所 (16)	医 療 機 関 (17)	幼 稚 園 (18)	学 校 (19)	教 育 委 員 会 (20)			虐待者本人			虐待者以外								
																							父 (23)	母 (24)	その他 (25)	父 (26)	母 (27)	その他 (28)						
中央	身体的虐待	1		2	2			26	2	3							1	15		1				3	7	1			3	3		111		
	性的虐待							2										1														3		
	心理的虐待	7		4				23	3	1								29						1	2	10	1				6	263		
	保護の怠慢・拒否(不レト)	4		2	11			12											3		1				1	1		3	3	13	2	84		
計	12		8	13			63	5	4								1	48		2				5	10	11	4	3	29	5	6	461		
新発田	身体的虐待	4			27		6											3	12	1				2			2	4	2	1	4	4	109	
	性的虐待	2			2													1	4													9		
	心理的虐待	13			31		7											4	19	3						2	3	3		10	2	279		
	保護の怠慢・拒否(不レト)	4			25		4		2									4	15	4						1	2	1	3	4	1	115		
計	23			85		17		2									11	50	8				2		5	9	6	4	18	7	512			
長岡	身体的虐待	7			11	5			3					4	49		3	2	50					1	3		2	8	4	4	3	3	162	
	性的虐待													1	1			1	1						1							5		
	心理的虐待	18		2	17	5			1		1			7	249			4	1	58						1	5	3	4	17	1	399		
	保護の怠慢・拒否(不レト)	6			10	2									42			1	5							2	2		6	11		88		
計	31		2	38	12			4		1			12	341			9	3	114					2	6	7	15	14	31	4	1	654		
南魚沼	身体的虐待	8						26	1						27				21	1					2				3	4		93		
	性的虐待																	2	1													3		
	心理的虐待	26						58						3	79			2	2	20	4			6		5		2	6		213			
	保護の怠慢・拒否(不レト)	3					1	22		1					25				3									1	8		64			
計	37					1	106	1	1				3	131			2	2	46	6				8		5	6	18		373				
上越	身体的虐待	4						34	2	5					15				8	37					6		3	1		2	3	120		
	性的虐待							1											1													2		
	心理的虐待	14						55	1	4					136				13	59	1				15		7	4	3	1	8	2	323	
	保護の怠慢・拒否(不レト)	4						87		6					30			4	2	7	25			2	10		2	4	6	2	191			
計	22						177	3	15					181			4	2	28	122	1			2	31		10	5	5	16	5	2	636	
県計	身体的虐待	24		2	40	5	6	86	8	8				4	169			7	2	106	39	1		3	14		14	14	6	8	16	13	595	
	性的虐待	2			2			3							1			1	8	2				1								22		
	心理的虐待	78		6	48	5	7	136	5	5	1			10	809			10	3	139	66	1		23		16	27	10	7	54	3	8	1,477	
	保護の怠慢・拒否(不レト)	21		2	46	2	5	121	2	7					170			9	2	33	29	1		2	13		2	4	6	17	42	5	1	542
計	125			10	136	12	18	346	15	20	1			15	1,150			27	7	286	136	3		6	50		32	45	22	32	112	21	9	2,636

## (3) 虐待相談の主な虐待者

		実父 (1)	実父以外 の父親 (2)	実母 (3)	実母以外 の母親 (4)	その他 (5)	計 (6)
中央	身体的虐待	49	3	57	2		111
	性的虐待	1	1			1	3
	心理的虐待	130	5	125		3	263
	保護の怠慢・拒否(初め)	12		71	1		84
	計	192	9	253	3	4	461
新発田	身体的虐待	53	6	47	1	2	109
	性的虐待	9					9
	心理的虐待	167	13	96	1	2	279
	保護の怠慢・拒否(初め)	16		96	1	2	115
	計	245	19	239	3	6	512
長岡	身体的虐待	68	7	87			162
	性的虐待	5					5
	心理的虐待	232	13	152	1	1	399
	保護の怠慢・拒否(初め)	29		59			88
	計	334	20	298	1	1	654
南魚沼	身体的虐待	32	3	55	3		93
	性的虐待	3					3
	心理的虐待	94	2	108	2	7	213
	保護の怠慢・拒否(初め)	6		58			64
	計	135	5	221	5	7	373
上越	身体的虐待	43	7	70			120
	性的虐待	1		1			2
	心理的虐待	161	6	155	1		323
	保護の怠慢・拒否(初め)	36	1	145	8	1	191
	計	241	14	371	9	1	636
県計	身体的虐待	245	26	316	6	2	595
	性的虐待	19	1	1		1	22
	心理的虐待	784	39	636	5	13	1,477
	保護の怠慢・拒否(初め)	99	1	429	10	3	542
	計	1,147	67	1,382	21	19	2,636

「虐待（５）」の再掲 つづき

（４）被虐待者の年齢・相談種別

		身体的虐待 (1)	性的虐待 (2)	心理的虐待 (3)	暴力の目撃等 によるもの (再掲) (4)	保護の怠慢・ 拒否(ネグレクト) (5)	棄児 (再掲) (6)	置き去り児童 (再掲) (7)	登校・登園の 禁止 (再掲) (8)	保護者以外の者による虐待			計 (12)
										身体的虐待 (再掲) (9)	性的虐待 (再掲) (10)	心理的虐待 (再掲) (11)	
県	0歳 (16)	9		73	41	27	1					1	109
	1歳 (17)	12		87	59	26						4	125
	2歳 (18)	21		82	57	39				2		6	142
	3歳 (19)	28		89	55	34				4		5	151
	4歳 (20)	21		86	51	32					1	8	139
	5歳 (21)	25	2	100	64	53				4		2	180
	6歳 (22)	31		87	58	35				1		4	153
	7歳 (23)	39		85	52	40					1	4	164
	8歳 (24)	48	1	102	62	35				3		2	186
	9歳 (25)	49		76	39	37				4		4	162
	10歳 (26)	44		84	56	32				4		4	160
	11歳 (27)	30		90	51	31				2		7	151
	12歳 (28)	45	3	101	45	18				1		2	167
	13歳 (29)	38	4	84	38	29		1		2		2	155
	14歳 (30)	56		60	35	24				2	3	2	140
	15歳 (31)	26	5	66	40	17				2	1	4	114
	16歳 (32)	37	3	69	42	11				2			120
	17歳 (33)	35	3	53	26	21				1	2	4	112
	18歳 (34)	1	1	3	1	1							6
	計 (35)	595	22	1,477	872	542	1	1		34	8	65	2,636
中	0歳 (16)			14	13	2							16
	1歳 (17)	1		13	13	3							17
	2歳 (18)	2		21	19	9							32
	3歳 (19)	3		15	15	9				2		1	27
	4歳 (20)	3		14	11	5						1	22
	5歳 (21)	5		18	15	6				1			29
	6歳 (22)	5		16	13	7				1		1	28
	7歳 (23)	11		19	17	6					1		36
	8歳 (24)	10		18	15	7				1		1	35
	9歳 (25)	7		12	9	4							23
	10歳 (26)	6		11	9	4				2			21
	11歳 (27)	6		21	16	4							31
	12歳 (28)	11	1	14	12	3							29
	13歳 (29)	2		14	11	1							17
	14歳 (30)	11		10	7	7					1		28
	15歳 (31)	7		20	19	2						1	29
	16歳 (32)	7	1	6	6	2				1			16
	17歳 (33)	14		6	5	3							23
	18歳 (34)		1	1	1	1							2
	計 (35)	111	3	263	226	84				8	2	5	461
新	0歳 (16)	1		13	5	4						1	18
	1歳 (17)	5		19	10	7						3	31
	2歳 (18)	4		14	7	7						4	25
	3歳 (19)	6		16	6	6						1	28
	4歳 (20)	4		16	7	8					1	4	28
	5歳 (21)	5	1	15	5	13				2		2	34
	6歳 (22)	5		15	4	7						3	27
	7歳 (23)	4		21	9	9							34
	8歳 (24)	8		17	10	6				2			31
	9歳 (25)	9		15	9	10				2		3	34
	10歳 (26)	5		13	7	4				1			22
	11歳 (27)	2		20	9	13				1		3	35
	12歳 (28)	7	1	21	8	8							29
	13歳 (29)	10	2	19	7	5						2	36
	14歳 (30)	15		14	5	5				1	2	1	34
	15歳 (31)	6	2	14	9	3				2		1	25
	16歳 (32)	9	2	7	6	1				1			19
	17歳 (33)	4	1	9	4	7					1	4	21
	18歳 (34)			1									1
	計 (35)	109	9	279	127	115				12	4	32	512

		身体的虐待 (1)	性的虐待 (2)	心理的虐待 (3)	暴力の目撃等 によるもの (再掲) (4)	保護の怠慢・ 拒否(ネグレクト) (5)	棄 児 (再掲) (6)	置き去り児童 (再掲) (7)	登校・登園の 禁止 (再掲) (8)	保護者以外の者による虐待			計 (12)
										身体的虐待 (再掲) (9)	性的虐待 (再掲) (10)	心理的虐待 (再掲) (11)	
長 岡	0歳 (16)	4		20	10	4	1						28
	1歳 (17)	2		24	17	2							28
	2歳 (18)	7		19	10	5				2		2	31
	3歳 (19)	11		27	16	9				1		3	47
	4歳 (20)	5		24	14	4						1	33
	5歳 (21)	6	1	22	10	12				1			41
	6歳 (22)	11		22	18	4							37
	7歳 (23)	10		15	8	4						2	29
	8歳 (24)	14		33	20	4							51
	9歳 (25)	13		10	2	3						1	26
	10歳 (26)	13		32	24	8				1		2	53
	11歳 (27)	12		14	4	1							27
	12歳 (28)	14		35	12	6						1	55
	13歳 (29)	10	1	25	13	4				2			40
	14歳 (30)	10		15	9	5							30
	15歳 (31)	2	1	8	5	5					1		16
	16歳 (32)	11		34	18	3							48
	17歳 (33)	7	2	19	8	5				1	1		33
	18歳 (34)			1									1
計 (35)	162	5	399	218	88	1			8	2	12	654	
南 魚 沼	0歳 (16)	2		11	3	1							14
	1歳 (17)	2		7	5	2						1	11
	2歳 (18)	4		8	7	3							15
	3歳 (19)	3		16	11	3							22
	4歳 (20)	4		16	9	4							24
	5歳 (21)	1		26	18	5							32
	6歳 (22)	1		12	6	3							16
	7歳 (23)	3		15	8	6						1	24
	8歳 (24)	4		14	6	4							22
	9歳 (25)	11		14	4	7				1			32
	10歳 (26)	5		14	7	6							25
	11歳 (27)	5		9	7	3							17
	12歳 (28)	8	1	14	4	3				1			26
	13歳 (29)	9		10	2	6							25
	14歳 (30)	14		8	2	2							22
	15歳 (31)	8	2	7	3	3						1	20
	16歳 (32)	6		8	4	3							17
17歳 (33)	3		4	1	2							9	
18歳 (34)													
計 (35)	93	3	213	107	64				2		3	373	
上 越	0歳 (16)	2		15	10	16							33
	1歳 (17)	2		24	14	12							38
	2歳 (18)	4		20	14	15							39
	3歳 (19)	5		15	7	7				1			27
	4歳 (20)	5		16	10	11						2	32
	5歳 (21)	8		19	16	17							44
	6歳 (22)	9		22	17	14							45
	7歳 (23)	11		15	10	15						1	41
	8歳 (24)	12	1	20	11	14						1	47
	9歳 (25)	9		25	15	13				1			47
	10歳 (26)	15		14	9	10						2	39
	11歳 (27)	5		26	15	10				1		4	41
	12歳 (28)	5		17	9	6						1	28
	13歳 (29)	7	1	16	5	13		1					37
	14歳 (30)	6		13	12	7				1		1	26
	15歳 (31)	3		17	4	4						1	24
	16歳 (32)	4		14	8	2							20
17歳 (33)	7		15	8	4							26	
18歳 (34)	1				1							2	
計 (35)	120	2	323	194	191		1		4		13	636	

(5) 児童虐待防止法関係

		安 全 確 認 (1)	出 頭 要 求 (2)	立 入 調 査 (3)	再 出 頭 要 求 (4)	臨 検 ・ 捜 索 (5)	援 助 要 請 (6)	指 導 保 護 勸 告 者 (7)	施 一 設 時 措 置 保 護 等 ・ (8)	審 親 権 喪 判 失 (9)	審 親 権 停 判 止 (10)	審 管 理 権 喪 判 失 (11)	全 部 制 限 (12)	面 会 制 限 (13)	通 信 制 限 (14)	制 住 所 情 報 限 の (15)	命 接 近 禁 令 止 (16)
件 数 (37)	県 計	2,636					1										
	中 央	461					1										
	新 発 田	512															
	長 岡	654															
	南 魚 沼	373															
	上 越	636															

2 親権・後見人関係

		管 理 権 喪 失 請 求 (4)	親 権 喪 失 審 判 取 消 し の 請 求 (5)	親 権 停 止 審 判 取 消 し の 請 求 (6)	管 理 権 喪 失 審 判 取 消 し の 請 求 (7)	後 見 人 選 任 の 請 求 (8)	後 見 人 解 任 請 求 (9)
県 計	請求件数 (38)						
	承認件数 (39)						
中 央	請求件数 (38)						
	承認件数 (39)						
新 発 田	請求件数 (38)						
	承認件数 (39)						
長 岡	請求件数 (38)						
	承認件数 (39)						
南 魚 沼	請求件数 (38)						
	承認件数 (39)						
上 越	請求件数 (38)						
	承認件数 (39)						

		法第47条第5項の報告 (10)
県計	件数 (40)	0

表9 里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム) (福祉行政報告例第56表)

		前年度末現在 (1)	新規(年度中) (2)	取消(年度中) (3)	年度末現在 (4)		
県計	認定及び登録里親数(1)	209	14	14	209		
	児童が委託されている里親数(2)	60	13	10	63		
	再掲	養育里親	登録里親数(3)	195	13	12	196
		児童が委託されている里親数(4)	45	11	9	47	
	掲	専門里親	登録里親数(5)	16	3	3	16
		児童が委託されている里親数(6)	4	2	1	5	
		親族里親	登録里親数(7)	13	2	2	13
		児童が委託されている里親数(8)	12	2	2	12	
	掲	養子縁組里親	登録里親数(9)	101	10	6	105
		児童が委託されている里親数(10)		2		2	
中央	認定及び登録里親数(1)	56	1	7	50		
	児童が委託されている里親数(2)	18	4	5	17		
	再掲	養育里親	登録里親数(3)	50	1	5	46
		児童が委託されている里親数(4)	11	4	3	12	
	掲	専門里親	登録里親数(5)	3		3	
		児童が委託されている里親数(6)	1			1	
		親族里親	認定里親数(7)	6		2	4
		児童が委託されている里親数(8)	6		2	4	
	掲	養子縁組里親	登録里親数(9)	29	1	4	26
		児童が委託されている里親数(10)					
新発田	認定及び登録里親数(1)	35	2	2	35		
	児童が委託されている里親数(2)	7			7		
	再掲	養育里親	登録里親数(3)	35	2	2	35
		児童が委託されている里親数(4)	7			7	
	掲	専門里親	登録里親数(5)	1		1	
		児童が委託されている里親数(6)					
		親族里親	認定里親数(7)				
		児童が委託されている里親数(8)					
	掲	養子縁組里親	登録里親数(9)	18	2	1	19
		児童が委託されている里親数(10)					
長岡	認定及び登録里親数(1)	48	5	3	50		
	児童が委託されている里親数(2)	16	5	4	17		
	再掲	養育里親	登録里親数(3)	47	5	3	49
		児童が委託されている里親数(4)	16	5	5	16	
	掲	専門里親	登録里親数(5)	8	3	2	9
		児童が委託されている里親数(6)		1		1	
		親族里親	認定里親数(7)		1		1
		児童が委託されている里親数(8)					
	掲	養子縁組里親	登録里親数(9)	24	3		27
		児童が委託されている里親数(10)		2		2	
南魚沼	認定及び登録里親数(1)	21	4	1	24		
	児童が委託されている里親数(2)	7	4	1	10		
	再掲	養育里親	登録里親数(3)	15	3	1	17
		児童が委託されている里親数(4)		2		2	
	掲	専門里親	登録里親数(5)	2		1	1
		児童が委託されている里親数(6)	2		1	1	
		親族里親	認定里親数(7)	6	1		7
		児童が委託されている里親数(8)	5	2		7	
	掲	養子縁組里親	登録里親数(9)	7	2		9
		児童が委託されている里親数(10)					
上越	認定及び登録里親数(1)	49	2	1	50		
	児童が委託されている里親数(2)	12			12		
	再掲	養育里親	登録里親数(3)	48	2	1	49
		児童が委託されている里親数(4)	11		1	10	
	掲	専門里親	登録里親数(5)	2		2	
		児童が委託されている里親数(6)	1	1		2	
		親族里親	認定里親数(7)	1		1	
		児童が委託されている里親数(8)	1			1	
	掲	養子縁組里親	登録里親数(9)	23	2	1	24
		児童が委託されている里親数(10)					

\*養子縁組里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親

\*なお、職業指導を行っている里親はいない

	事業所数 (1)	定員 (2)	入所(年度中)		退所(年度中)		年度末在籍	
			措置人員 (3)	その他 (4)	措置人員 (5)	その他 (6)	措置人員 (7)	その他 (8)
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム) (11)	2	11	1		1	2	4	

表10 里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託されている児童 (福祉行政報告例第57表)

		新規又は措置変更により委託された児童数(年度中)				措置を解除又は変更された児童数 (年度中)													委託児童数現在(18)		
		児童福祉施設受託(1)	家庭から受託(2)	その他(3)	計(4)	解 除									変 更						
						なく保護の必要な帰宅が(5)	普通養子縁組(6)	特別養子縁組(7)	満年(8)	逃亡(9)	死亡(10)	就職(11)	その他(12)	計(13)	施設児童に入所(14)	他の里親に託(15)	その他(16)	計(17)			
里親に委託された児童(01)	中央	2	2		4	1				1				3	3	8		1		1	18
	新発田																				9
	長岡	1	3	5	11	1			2	4			4	6	2	15	1	3	2	1	25
	南魚沼			4					1				1		2						11
	上越				2									3	3	2		1		3	12
養育里親に委託された児童(02)	中央	2	2		4	1							1	1	3		1			1	12
	新発田																				9
	長岡	1	3	5	9		1		2	2			1	4	2	8	1	3	2	1	23
	南魚沼			2																	2
	上越													3	3	2	1			3	9
専門里親に委託された児童(03)	中央																				2
	新発田																				1
	長岡				1		1														1
	南魚沼																				1
	上越				1		1														2
親族里親に委託された児童(04)	中央								1					2	2	5					4
	新発田																				
	長岡			2			2			2			3	2	7						12
	南魚沼			2			2		1				1		2						8
	上越																				
養子縁組里親に委託された児童(05)	中央																				
	新発田																				
	長岡				1	2	1	2													1
	南魚沼																				
	上越				1		1														1
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託された児童(06)	中央	1			1																1
	新発田																				
	長岡		1			1	1	1							1	1					3
	南魚沼																				
	上越																				

\*養子縁組里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親

表10の続き

		年齢階級別委託児童数（年度末）																					
		0歳 (1)	1歳 (2)	2歳 (3)	3歳 (4)	4歳 (5)	5歳 (6)	6歳 (7)	7歳 (8)	8歳 (9)	9歳 (10)	10歳 (11)	11歳 (12)	12歳 (13)	13歳 (14)	14歳 (15)	15歳 (16)	16歳 (17)	17歳 (18)	18歳 (19)	19歳 (20)	計 (21)	
さ里 れ親 てに 委託 児童 (07)	県計	0	0	0	5	7	9	2	5	2	1	3	4	4	3	7	4	2	5	6	6	75	
	中央	0	0	0	1	1	2	0	1	0	0	0	0	0	0	2	3	2	2	3	1	18	
	新発田	0	0	0	0	1	0	1	0	2	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	9	
	長岡	0	0	0	2	1	4	1	2	0	0	2	2	2	2	1	0	0	2	2	2	25	
	南魚沼	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	2	1	0	1	1	2	11	
	上越	0	0	0	1	4	2	0	1	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	12	
（ 里 親 の 種 類 別 ）	い委養 る託育 さ里 れ親 童てに (08)	県計	0	0	0	4	7	7	2	3	2	1	3	3	4	2	4	2	2	3	4	55	
		中央	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	2	0	2	1	12
		新発田	0	0	0	0	1	0	1	0	2	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	1	9
		長岡	0	0	0	1	1	4	1	2	0	0	2	2	2	2	1	0	0	2	1	2	23
		南魚沼	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		上越	0	0	0	1	4	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	9
	い委専 る託門 さ里 れ親 童てに (09)	県計	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	1	0	6
		中央	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
		新発田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		長岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		南魚沼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
		上越	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	い委親 る託族 さ里 れ親 童てに (10)	県計	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	2	0	2	2	2	12
		中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	4
		新発田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		長岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		南魚沼	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	1	2	8
		上越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
れ親養 てに子 童い委縁 る託組 児さ里 (11)	県計	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	新発田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	長岡	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	南魚沼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	上越	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
児さムミ事型小 れ）リ業児規 てに（童模 い委ホフ養住 童る託）ア育居 (12)	県計	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4		
	中央	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
	新発田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	長岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	3	
	南魚沼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	上越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

\*養子縁組里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親

表11 児童福祉施設等措置（委託）状況

県内外別	児童福祉施設等			令和6年3月31日現在 措置（委託）状況（新潟市を除く）						
	種 別	施設数 ※1	定員	施設数	措置人員					
					中 央	新発田	長 岡	南魚沼	上 越	計
県内・新潟市	乳 児 院	2	37	2	4	5	9	1	4	23
	児 童 養 護 施 設	5	212	5	18	13	22	11	38	102
	児 童 自 立 支 援 施 設	1	34	1	3	3	2	1		9
	障 害 児 入 所 施 設 ( 福 祉 型 )	8	128	6	3		8	2	4	17
	障 害 児 入 所 施 設 ( 医 療 型 )	2	190							
	指定発達支援医療機関 (重症心身障害児)	3	288							
	指定発達支援医療機関 (肢体不自由児)	1	15							
	里 親 委 託				18	9	25	11	12	75
	小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)	3	16	2	1		3			4
	児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)	6	35	2	1	1				2
小 計	31	955	18	48	31	69	26	58	232	
県外	乳 児 院									
	児 童 自 立 支 援 施 設									
	児 童 心 理 治 療 施 設									
計					48	31	69	26	58	232

※1 施設数は、令和6年3月31日現在

※2 一部施設は、障害者支援施設(特例による設置)との共通定員

※3 一部施設は、療養介護との共通定員

表12 療育手帳判定状況

項 目			県計	中央	新発田	長岡	南魚沼	上越
判定件数	該 当	新 規 判 定	280	55	40	83	25	77
		再 判 定	668	124	90	176	73	205
	非該当	新 規 判 定	31	6	6	9	3	7
		再 判 定	23	4	3	11	1	4
交 付 件 数			973	189	130	259	102	293

表13 業務内容別保健師活動

上段:単位

下段:割合

児童 相談所	総計 (%)	個別ケースへの対応 (記録含む)											地域との連携					その他				
		面接	訪問				個別 ケース 会議	定例 会議	健康 教育 (集団)	健康 相談	その他	小計	児童 相談 所主 催会 議等	保健 所 との 連 絡、 云 々 研 修 会	市町 村 との 連 絡、 会 議、 研 修 会	関 係 機 関 連 絡 会 議 等	小計	児 相 保 健 師 業 務 研 究 会 等	研修		その他	小計
			家庭	医療機関	関係機関	その他													講師	受講		
新潟県 合計	1326.0	56.5	155.5	88.0	91.5	5.5	62.5	186.5	37.0	104.5	121.0	908.5	49.5	47.5	29.0	42.5	168.5	26.5	65.5	39.0	118.0	249.0
	100%	4.3%	11.7%	6.6%	6.9%	0.4%	4.7%	14.1%	2.8%	7.9%	9.1%	68.5%	3.7%	3.6%	2.2%	3.2%	12.7%	2.0%	4.9%	2.9%	8.9%	18.8%
新発田	103.0	3.0	1.5	1.5	7.0	0.0	2.0	25.0	7.0	3.0	3.0	53.0	9.0	10.0	7.0	4.0	30.0	1.0	0.0	2.0	17.0	20.0
	100%	2.9%	1.5%	1.5%	6.8%	0.0%	1.9%	24.3%	6.8%	2.9%	2.9%	51.5%	8.7%	9.7%	6.8%	3.9%	29.1%	1.0%	0.0%	1.9%	16.5%	19.4%
中央	323.0	0.0	41.0	4.0	3.0	0.0	16.5	31.5	17.0 (3)	48.0	27.0	188.0	18.0	16.0	11.0	22.0	67.0	7.0	8.0	11.0	42.0	68.0
	100%	0.0%	12.7%	1.2%	0.9%	0.0%	5.1%	9.8%	5.3%	14.9%	8.4%	58.2%	5.6%	5.0%	3.4%	6.8%	20.7%	2.2%	2.5%	3.4%	13.0%	21.1%
長岡	341.0	28.0	30.0	56.0	32.0	0.0	6.0	50.0	9.0	20.0	11.0	242.0	3.0	5.0	10.0	7.0	25.0	9.0	28.0	10.0	27.0	74.0
	100%	8.2%	8.8%	16.4%	9.4%	0.0%	1.8%	14.7%	2.6%	5.9%	3.2%	71.0%	0.9%	1.5%	2.9%	2.1%	7.3%	2.6%	8.2%	2.9%	7.9%	21.7%
南魚沼	96.0	1.0	1.0	13.0	1.0	0.0	0.0	27.0	1.0	1.0	5.0	50.0	0.0	5.0	1.0	6.0	12.0	6.0	12.0	3.0	13.0	34.0
	100%	1.0%	1.0%	13.5%	1.0%	0.0%	0.0%	28.1%	1.0%	1.0%	5.2%	52.1%	0.0%	5.2%	1.0%	6.3%	12.5%	6.3%	12.5%	3.1%	13.5%	35.4%
上越	463.0	24.5	82.0	13.5	48.5	5.5	38.0	53.0	3.0 (2)	32.5	75.0	375.5	19.5	11.5	0.0	3.5	34.5	3.5	17.5	13.0	19.0	53.0
	100%	5.3%	17.7%	2.9%	10.5%	1.2%	8.2%	11.4%	0.6%	7.0%	16.2%	81.1%	4.2%	2.5%	0.0%	0.8%	7.5%	0.8%	3.8%	2.8%	4.1%	11.4%

\* 半日を1単位として計上

区分	項目		記載内容
個別ケースへの対応（記録含む）	面接		所内面接
	訪問	家庭訪問	家庭訪問、移送
		医療機関訪問	医療機関訪問、同行受診、調査訪問、セカンドオピニオン、移送
		関係機関訪問	施設訪問、保育所・学校訪問、里親宅訪問、市町村訪問、調査訪問、移送
		その他	里親調査
	個別ケース会議		
	定例会議等		援助方針会議、判定会議、（緊急）受理会議 等
	健康教育（ ）		一時保護児童への健康教育、児童養護施設等入所児童への健康教育 職員への教育（感染症対策、熱中症対策等） ※（ ）内に集団教育を再掲
	健康相談		一時保護児童等の健康相談、感染症対応
	その他		通告電話受理、関係機関調整、ケース連絡、児童福祉審議会
（資料作成と連携含む） 地域との連携	児童相談所主催会議等		要保護児童対策地区協議会地区別会議、市町村支援関連会議等
	保健所との連絡、会議、研修会		打合せやヒヤリング、母子保健関係会議、研修会（妊産婦メンタルヘルス事業、乳幼児虐待予防研修）
	市町村との連絡、会議、研修会		打合せやヒヤリング、要保護児童地域対策協議会（代表者・実務者）、ペアレント・トレーニング事業、事例検討
	関係機関連絡会議等		医療機関、消防機関、里親会
その他	児相保健師業務研究会等		児相保健師業務研究会、情報交換会
	研修	講師	児童福祉司任用前研修、里親研修、学生実習
		受講	各種研修受講
	その他		課内会議、班ミーティング、保健師活動関係の資料作成、事務等

・厚生労働省の保健師活動調査を基に半日を1単位とする。

・移送は移動した2か所を半単位ずつ計上する。

（例）自宅から里親宅までの移送に半日かかった。→ 家庭訪問：0.5単位、関係機関訪問：0.5単位

# 身体障害者更生相談所統計

表14 身体障害者更生相談所における処理（福祉行政報告例第17表）

区分 相談所別		取扱実人員 (1)	相談内容							判定内容					判定書交付件数						
			自立支援医療 (更生医療) (2)	補装具 (3)	身体障害者 帳 (4)	職業 (5)	施設 (6)	生活 (7)	その他 (8)	計 (9)	医学的判定 (10)	心理学的判定 (11)	職能的判定 (12)	その他の判定 (13)	計 (14)	自立支援医療 (更生医療) (15)	補装具 (16)	身体障害者 帳 (17)	障害支援区分 (18)	その他 (19)	計 (20)
県 計	来所(01)	7,162	567	1,276	4,860		135		345	7,183	7,035			135	7,170	567	1,243	4,860		480	7,150
	巡回(02)	5		5						5	5				5		5				5
中 央	来所(01)	6,172	567	324	4,860		76		345	6,172	6,096			76	6,172	567	324	4,860		421	6,172
	巡回(02)																				
新発田	来所(01)	266		277			10			287	275			10	285		255			10	265
	巡回(02)																				
長 岡	来所(01)	324		322			2			324	322			2	324		322			2	324
	巡回(02)	3		3						3	3				3		3				3
南魚沼	来所(01)	170		170						170	159				159		159				159
	巡回(02)	2		2						2	2				2		2				2
上 越	来所(01)	230		183			47			230	183			47	230		183			47	230
	巡回(02)																				

表15 補装具判定書交付状況

種 目	相談所別	県 計	中 央	新 発 田	長 岡	南 魚 沼	上 越
義 肢		91	23	25	26	7	10
装 具		291	79	50	67	53	42
座 位 保 持 装 置		68	21	4	22	13	8
車 い す		99	22	14	24	18	21
電 動 車 い す		19	4	3	5	3	4
頭 部 保 護 帽							
眼 鏡							
補 聴 器		680	171	157	192	65	95
紙 お む つ 等							
重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置		15	4	2	4	2	3
そ の 他		0					
計		1,263	324	255	340	161	183

※1 「紙おむつ等」は、脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、排尿若しくは排便の意思表示が困難な者に対する給付である。

※2 市町村に判定書を交付した件数を計上している。

表16 身体障害者手帳障害別交付件数 [総合等級]

※新潟市分を除く

障 害		総数		1級		2級		3級		4級		5級		6級	
		新規 交付		新規 交付		新規 交付		新規 交付		新規 交付		新規 交付		新規 交付	
視覚障害	18歳未満	15	0	8	0	0	0	0	0	2	0	4	0	1	0
	18歳以上	3474	181	995	15	1308	77	227	13	253	21	463	48	228	7
(再掲)糖尿病を 主原因とするもの	18歳未満		0		0		0		0		0		0		0
	18歳以上		17		2		7		0		3		3		2
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	113	7	0	0	46	0	16	1	15	2	0	0	36	4
	18歳以上	6375	545	46	1	952	2	656	18	2002	243	14	0	2705	281
聴覚障害	18歳未満	113	7	0	0	46	0	16	1	15	2	0	0	36	4
	18歳以上	6355	545	45	1	952	2	646	18	2002	243	5	0	2705	281
平衡機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	18歳以上	20	0	1	0	0	0	10	0	0	0	9	0		
音声・言語・そしゃく 機能障害	18歳未満	5	1	0	0	0	0	2	0	3	1				
	18歳以上	673	34	1	0	23	0	330	24	319	10				
肢体不自由	18歳未満	381	32	230	18	61	7	41	2	21	2	19	3	9	0
	18歳以上	28676	1004	5137	294	5649	273	6238	147	7148	150	2875	93	1629	47
上肢	18歳未満	119	10	77	9	8	0	17	0	7	0	6	1	4	0
	18歳以上	10945	447	3364	222	3272	140	1537	34	1191	21	785	14	796	16
下肢	18歳未満	88	10	28	1	29	6	10	1	9	2	7	0	5	0
	18歳以上	14697	400	1089	52	1374	63	3861	60	5912	129	1634	65	827	31
体幹不自由	18歳未満	26	2	9	0	7	0	6	1	0	0	4	1	0	0
	18歳以上	2533	157	407	20	887	70	792	53	16	0	431	14	0	0
運動機能障害	18歳未満	148	10	116	8	17	1	8	0	5	0	2	1	0	0
	18歳以上	501	0	277	0	116	0	48	0	29	0	25	0	6	0
上肢機能	18歳未満	123	9	103	8	10	0	5	0	3	0	2	1	0	0
	18歳以上	237	0	161	0	24	0	21	0	13	0	16	0	2	0
移動機能	18歳未満	25	1	13	0	7	1	3	0	2	0	0	0	0	0
	18歳以上	264	0	116	0	92	0	27	0	16	0	9	0	4	0
内部障害	18歳未満	117	5	65	2	1	0	33	0	18	3				
	18歳以上	17384	1812	10220	860	192	2	3406	604	3566	346				
心臓機能障害	18歳未満	60	2	33	2	1	0	21	0	5	0				
	18歳以上	8709	673	6298	629	68	0	1360	30	983	14				
腎臓機能障害	18歳未満	6	1	5	0	0	0	1	0	0	1				
	18歳以上	4119	291	3655	189	20	0	419	97	25	5				
呼吸器機能障害	18歳未満	13	0	9	0	0	0	4	0	0	0				
	18歳以上	1804	513	186	38	68	1	1482	466	68	8				
ぼうこう・直腸機能障害	18歳未満	18	2	1	0	0	0	6	0	11	2				
	18歳以上	2554	324	4	0	3	0	112	6	2435	318				
小腸機能障害	18歳未満	5	0	2	0	0	0	1	0	2	0				
	18歳以上	57	3	15	1	2	0	6	2	34	0				
免疫機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	18歳以上	82	2	13	0	29	0	24	2	16	0				
肝臓機能障害	18歳未満	15	0	15	0	0	0	0	0	0	0				
	18歳以上	59	6	49	3	2	1	3	1	5	1				
計	18歳未満	631	45	303	20	108	7	92	3	59	8	23	3	46	4
	18歳以上	56582	3576	16399	1170	8124	354	10857	806	13288	770	3352	141	4562	335

# 知的障害者更生相談所統計

表17 知的障害者更生相談所における処理 (福祉行政報告例第27表)

区分 相談所別		取扱実人員 (1)	相談内容								判定内容					判定書交付件数				
			施設 (2)	職親委託 (3)	職業 (4)	医療保健 (5)	生活 (6)	教育 (7)	療育手帳 (8)	その他 (9)	計 (10)	医学的判定 (11)	心理学的判定 (12)	職能的判定 (13)	その他の判定 (14)	計 (15)	障害支援区分 (16)	療育手帳 (17)	その他 (18)	計 (19)
県計	来所(01)	1,229	307		33		1		733	180	1,254	61	893	10	229	1,193		714	447	1,161
	巡回(02)	64							49	1	50	5	50			55		48	2	50
中央	来所(01)	268	89		8		1		149	46	293	21	195		9	225		137	67	204
	巡回(02)	49							34	1	35	5	35			40		33	2	35
新発田	来所(01)	145	22		1				107	15	145	12	122		22	156		97	47	144
	巡回(02)	3							3		3		3			3		3		3
長岡	来所(01)	280			13				223	44	280	13	276		2	291		227	51	278
	巡回(02)	2							2		2		2			2		2		2
南魚沼	来所(01)	110			1				80	29	110	9	80			89		79	30	109
	巡回(02)	2							2		2		2			2		2		2
上越	来所(01)	426	196		10				174	46	426	6	220	10	196	432		174	252	426
	巡回(02)	8							8		8		8			8		8		8

表18 療育手帳判定状況

項 目		県 計	中 央	新 発 田	長 岡	南 魚 沼	上 越	
判定件数	該 当	新規判定	107	24	16	23	16	28
		再判定	618	140	84	184	65	145
	非該 当	新規判定	10	2	1	5	1	1
		再判定	3	1		2		
交 付 件 数		730	167	100	207	82	174	

\*R2年度より判定件数の計上方法を変更している。

## 参考資料

表19 要保護児童対策地域協議会（令和6年4月1日現在）

管轄	地域等	協議会名	設置年月日
新潟県		新潟県要保護児童対策地域協議会	平成17年11月29日
中央	五泉市	五泉市要保護児童対策地域協議会	平成18年7月13日
	阿賀町	阿賀町要保護児童対策地域協議会	平成21年3月31日
	燕市	燕市要保護児童対策地域協議会	平成18年10月1日
	弥彦村	弥彦村要保護児童対策地域協議会	平成20年4月1日
	三条市	三条市子ども・若者総合サポート会議	平成21年10月20日
	加茂市	加茂市要保護児童対策地域協議会	平成20年3月31日
	田上町	田上町要保護児童対策地域協議会	平成20年6月16日
	佐渡市	佐渡市要保護児童対策地域協議会	平成17年10月1日
新発田	村上市	村上市要保護児童対策地域協議会	平成20年11月1日
	関川村	関川村子ども・若者支援協議会	平成17年7月1日
	新発田市	新発田市要保護児童対策地域協議会	平成19年3月30日
	胎内市	胎内市要保護児童対策地域協議会	平成19年3月1日
	粟島浦村	粟島浦村要保護児童対策地域協議会	平成18年4月1日
	阿賀野市	阿賀野市要保護児童対策地域協議会	平成17年7月8日
	聖籠町	聖籠町要保護児童対策地域協議会	平成19年10月1日
長岡	見附市	見附市子ども支援対策地域協議会	平成19年3月30日
	長岡市	長岡市要保護児童対策地域協議会	平成20年2月1日
	出雲崎町	出雲崎町子育て支援協議会	平成19年4月1日
	柏崎市	柏崎市要保護児童対策地域協議会	平成20年2月26日
	刈羽村	刈羽村子ども支援地域協議会	平成26年4月1日
	小千谷市	小千谷市こどもを守る地域連絡会	平成19年3月15日
南魚沼	魚沼市	魚沼市要保護児童対策地域協議会	平成20年3月18日
	南魚沼市	南魚沼市要保護児童対策地域協議会	平成20年2月26日
	湯沢町	湯沢町要保護児童対策地域協議会	平成19年9月1日
	十日町市	十日町市児童虐待防止連絡会	平成19年3月30日
	津南町	津南町要保護児童対策地域協議会	平成20年10月1日
上越	上越市	上越市要保護児童対策地域協議会	平成19年3月29日
	妙高市	妙高市要保護児童対策地域協議会	平成20年1月18日
	糸魚川市	糸魚川市要保護児童対策地域協議会	平成18年2月23日

他に、県内児童相談所を事務局に新潟県要保護児童対策地域協議会地区別会議を設置。

## 業 務 概 要

第 54 号 (令和 5 年度実績)

令和 7 年 3 月発行

編集・発行

新潟県中央福祉相談センター

〒950-0121 新潟市江南区亀田向陽 4-2-1

TEL 025-381-1111 FAX 025-381-8939

新潟県新発田地域振興局 児童・障害者相談センター

〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2

TEL 0254-26-9131 FAX 0254-26-0022

新潟県長岡地域振興局 児童・障害者相談センター

〒940-0857 長岡市沖田 1-237

TEL 0258-35-8500 FAX 0258-35-7265

新潟県南魚沼地域振興局 児童・障害者相談センター

〒949-6680 南魚沼市六日町 620-2

TEL 025-770-2400 FAX 025-772-2190

新潟県上越地域振興局 児童・障害者相談センター

〒943-0807 上越市春日山町 3-4-17

TEL 025-524-3355 FAX 025-526-4662